

坂戸市障害者福祉プラン

坂戸市障害者計画

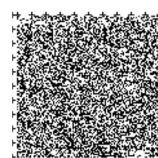
坂戸市障害福祉計画（第7期）

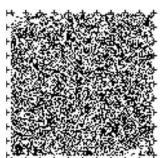
坂戸市障害児福祉計画（第3期）

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6年3月

坂戸市





は じ め に

我が国においては、平成19年の障害者の権利に関する条約署名を踏まえ、国の障害者基本計画(第5次)において、障害者の社会参加を制約している社会的障壁を除去するための施策に取り組むことで、障害のあるなしにかかわらず多様な幸せが実現できる社会の実現を目指しております。



社会的障壁はその環境によっても大きく変化することもあります。本年1月には石川県能登地方を震源とした「令和6年能登半島地震」が発生するなど、近年では、災害が激甚化しており、障害等により避難が困難な要配慮者の方においては、災害時の情報取得のあり方などをはじめ、だれもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに、引き続き取り組んでいく必要があります。

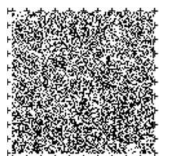
本市においては、「住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち」の実現のため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第6期)・坂戸市障害児福祉計画(第2期)を策定し、福祉、保健、就労、教育など様々な分野にわたり、総合的に施策を進めてまいりました。この計画期間の満了に伴い、前期計画からの基本理念を引き続き継承し、これまでの成果や課題、様々な社会問題を踏まえ、坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第7期)・坂戸市障害児福祉計画(第3期)を策定し、広く市民の方に周知を図るべく、3つの計画を総称して「坂戸市障害者福祉プラン」といたしました。

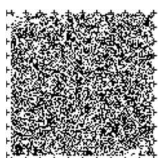
今後も、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が自己選択と自己決定の下に差別されることなく相互に人格を尊重し合いながら、「住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち」をめざしてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました坂戸市障害者計画等審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提案をお寄せいただいた多くの皆様に厚く感謝申し上げます。

令和6年3月

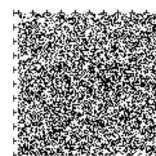
坂戸市長 石川 清



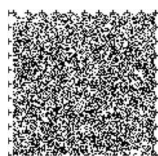


目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の基本理念	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の対象者	6
6. 計画の策定体制	6
7. 計画の推進	7
第2章 障害のある人をめぐる状況	8
1. 障害者手帳所持者数の状況	8
2. 身体障害者手帳所持者の状況	9
3. 療育手帳所持者の状況	12
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	14
5. 難病患者の状況	17
6. 障害のある児童・生徒の状況	18
7. 障害者福祉に関するアンケート調査結果	20
8. 前期計画の推進状況	36
第2部 坂戸市障害者計画	41
第1章 計画の目標	43
1. 計画の基本目標	43
2. 施策の体系	45
第2章 施策の展開	46
基本目標1 保健・医療の充実	46
基本目標2 社会参加への支援	49
基本目標3 就労への支援	54
基本目標4 養育・教育の充実	56
基本目標5 「福祉のまちづくり」の推進	60
基本目標6 理解と交流の推進	66
基本目標7 権利擁護の充実	70
基本目標8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	75

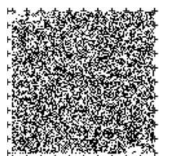


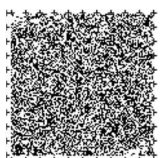
第3部 坂戸市障害福祉計画(第7期)・ 坂戸市障害児福祉計画(第3期)	79
第1章 計画の目標.....	81
1. 計画の基本目標.....	81
2. 障害者総合支援法等によるサービスと給付の種類等.....	81
3. 市の関係課及び協力機関の実施事業.....	84
4. 施策の体系.....	84
第2章 施策の展開.....	85
基本目標 福祉サービスの充実.....	85
資料編	109
1. 障害者に関するマーク.....	111
2. 坂戸市障害者計画等審議会委員名簿.....	113
3. 諮問書.....	114
4. 答申書.....	115
5. 坂戸市障害者計画等審議会条例.....	118
6. 坂戸市障害者計画等策定経過.....	120
7. 坂戸市手話言語条例.....	122
8. 市民コメント結果.....	124



第1部

総論





第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった様々な生活の場面において、支え合いの機能が効果的に機能してきました。

しかし、急激な高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場など、人々の生活領域における支え合いの仕組みが従来にくらべて弱まってきている状況が懸念されています。

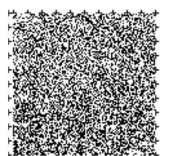
さらに、人口減少の波は働き手の減少を招き、福祉の担い手の減少も例外ではない状況です。このような社会背景の急激な変容は、誰もが参加して地域社会全体を支えていくことの重要性を、これまで以上に高めています。

社会保障制度は、従来、社会に様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実を図ってきました。

とりわけ障害者福祉制度においては、あらゆる分野の活動に参加するために極めて重要である情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ¹・コミュニケーション施策推進法が施行され、令和5年3月に策定された国の障害者基本計画（第5次）には、「アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進」を計画の各分野に共通する横断的視点とし、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合う共生社会の実現を図るための取組を推進することが明記されました。

こうした社会背景や制度の変遷をうけ、本市においては、地域共生社会の体制整備に向けて、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会を目指し、「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）・坂戸市障害児福祉計画（第3期）」を策定いたしました。

¹ 情報アクセシビリティ:「アクセシビリティ」は、「接近すること」や「交通の便」などを意味する「アクセス」から派生した言葉で、「接近しやすさ」、「利用のしやすさ」のこと。情報アクセシビリティとは、情報を得たり利用したりすることのしやすさを意味する。



2. 計画の位置付け

(1) 計画の根拠法令

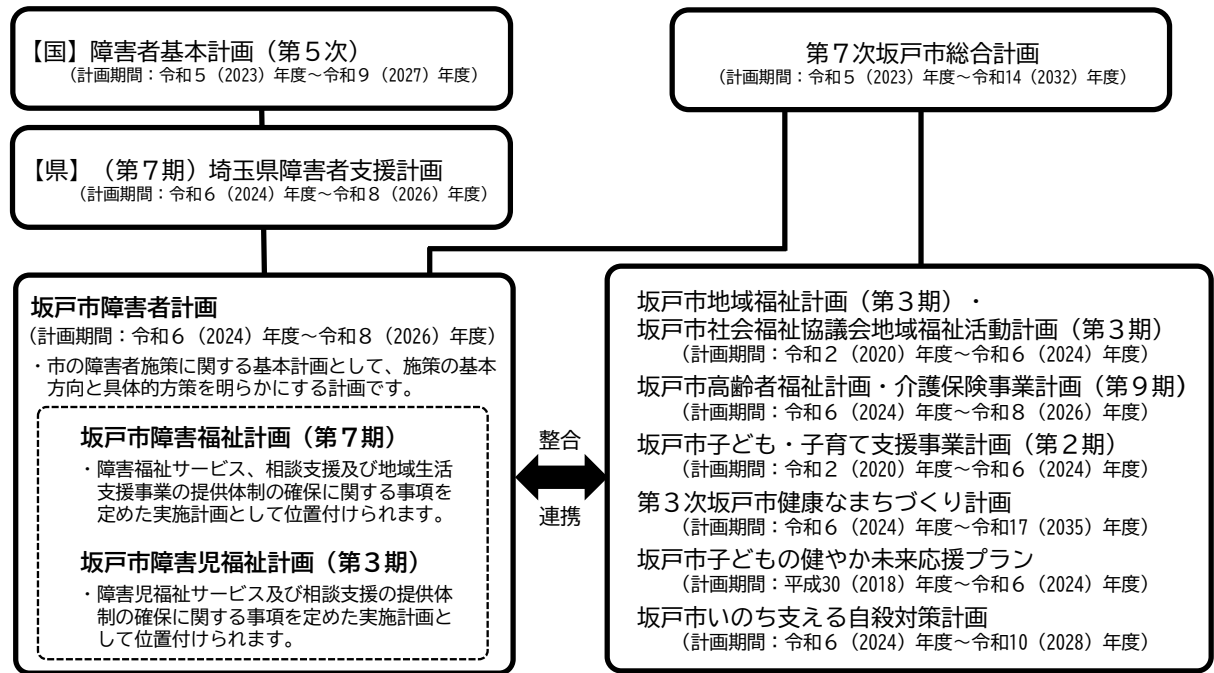
本計画の根拠法令は以下に示すとおりです。

計画名	根拠法令	計画の性格
坂戸市障害者計画	障害者基本法 ² 第 11 条第 3 項	今後の障害者施策の基本方向を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
坂戸市障害福祉計画 (第 7 期)	障害者総合支援法 ³ 第 88 条第 1 項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
坂戸市障害児福祉計画 (第 3 期)	児童福祉法 ⁴ 第 33 条の 20 第 1 項	各年度における、障害児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

(2) 計画の位置付け

本プランは、国や埼玉県が策定した関連計画及び「第 7 次坂戸市総合計画」をはじめ、市が策定した各種の計画と整合・連携し、今後、市が取り組むべき障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画です。

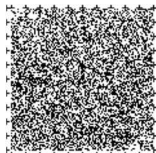
また、同時に、市民や事業者、各種団体などが自主的、積極的かつ計画的な活動を行うための指針となるものです。



² 障害者基本法:障害者に関する最も基本となる法律で、障害者の自立及び社会参加を支援するための施策についての基本的な理念を定め、国及び地方公共団体等が取り組むべき責務を明らかにしている。

³ 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律):障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、必要な障害福祉サービスを総合的に行い、障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重され安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的としている。

⁴ 児童福祉法:児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。



3. 計画の基本理念

－ 目標像 －

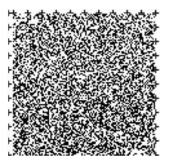
「住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち」をめざして

市には、障害のある人やない人、子どもからお年寄り、日本人や外国籍の人など、様々な人が暮らしており、そうしたすべての人が、等しく選択の機会をもち地域社会で包容される共生社会を皆で作り上げていくことが、ますます重要となっています。

本市では、「支え合う」という意識を広めるため、これまで子ども・子育て世帯の支援や高齢者福祉、障害者福祉、多文化共生などに関する取組を進めてきました。しかし、とりわけ障害のある人は、いまだに就労や教育、外出などさまざまな場面で、多くの不安や不都合を感じながら生活しているのが実情といえます。

障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に、社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。これは、行政だけでなく市民、企業、各種団体等が、共通理解の下にそれぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより、初めて実現できるものです。

本計画の基本理念として掲げたこの目標像～住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち～は、令和3年3月に策定された「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第6期）・坂戸市障害児福祉計画（第2期）」の目標像でもあります。この目標像を、「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）・坂戸市障害児福祉計画（第3期）」においても継承し、社会の構成員全員で障害のある人を取り巻く様々な問題の解決にさらに力を入れて取り組みます。その先には、障害のある人のみならず、すべての市民が安心して生き生きと暮らすことのできる坂戸市が待っています。



4. 計画の期間

本計画は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、法律や指針、社会情勢等に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の対象者

本計画では、障害者基本法第2条で以下のとおり「障害者」と定義された人を施策の対象とします。ただし、具体的な福祉サービス等の対象となる障害のある人の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第2条

（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

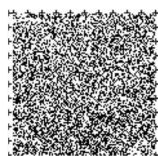
- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

また、すべての市民が尊重され安心した暮らしができる共生社会づくりを推進する本計画では、すべての市民が計画の対象者です。

6. 計画の策定体制

本計画の策定は、障害のある人やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映させることを基本とするため、以下に示すアンケート調査や市民コメント等を実施するとともに、審議会や庁内推進会議を設置し、計画や施策の内容に関する審議をいただきました。

体 制	内 容
坂戸市障害者計画等 審議会	障害者団体の代表者、福祉・医療・教育等に関連する職務従事者及び公募に応じた一般市民等から構成された審議会であり、本計画の策定に必要な審議を実施し、結果を計画に反映させています。
坂戸市障害者計画等 庁内推進会議	庁内関係課職員から構成された会議体であり、本計画の策定にあたって必要な事項の検討を行いました。
障害者福祉に関する アンケート	計画策定の基礎資料とするため、障害のある人や難病患者の生活状況や意見・要望を把握するためのアンケート調査で、本計画の策定のための課題の抽出などを行い、結果を計画に反映させています。
計画素案に対する 市民コメント	本計画（素案）の内容について広く市民の意見を募集するため、坂戸市市民参加条例第14条に基づいて実施し、得られた市民コメントを、適宜計画に反映させています。



7. 計画の推進

(1) 計画の推進・フォロー体制

本計画は、障害福祉サービスに加え、保健・医療、社会参加、就労、療育・教育、まちづくり、理解と交流、権利擁護など、幅広い内容を含む計画であることから、計画の推進にあたっては、様々な関連分野が加わり、総合的に施策を推進する必要があります。

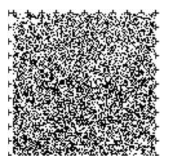
そのため、庁内においては関係各部署による推進会議等を通じて部署間の連携強化と全庁的な取組を図るとともに、障害者関係団体を含む「市民参加」の体制で計画の推進にあたります。

さらに、広域的な視点による展開が望ましい施策や事業については、埼玉県・近隣市町・社会福祉協議会をはじめとする民間団体との連携のもとで推進していきます。

(2) 計画の達成状況の点検と評価

本計画の期間中は、各種施策の進捗状況やサービスの見込量等の達成状況を毎年点検・評価し、その結果に基づいて翌年度の施策の見直しを行う「PDCAサイクル」を実施します。

また、庁内推進会議、障害者計画等審議会を毎年度開催し、計画の進捗状況や達成状況に関する評価結果を、公開します。

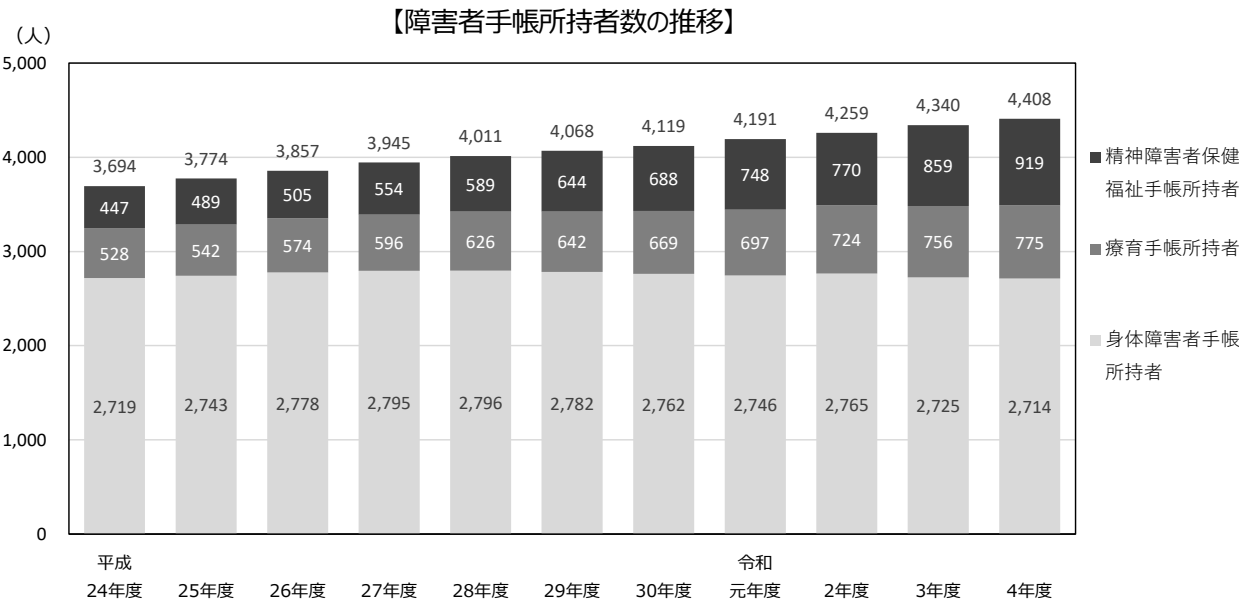


第2章 障害のある人をめぐる状況

1. 障害者手帳所持者数の状況

本市の障害者手帳所持者の総数は年々増加しており、令和4年度には4,408人と、平成24年度から714人（19.3％）の増加となっています。手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者数が2,714人で全体の61.6％を占めて最も多く、次いで精神障害者保健福祉手帳所持者数が919人（20.8％）、療育手帳所持者数が775人（17.6％）の順となっています。

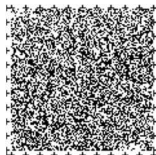
平成24年度以降、精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びが顕著な一方、身体障害者手帳所持者数は、平成28年度をピークに、ゆるやかな減少傾向にあります。



	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
身体障害者手帳所持者	2,719	2,743	2,778	2,795	2,796	2,782	2,762	2,746	2,765	2,725	2,714	1.00	0.98
療育手帳所持者	528	542	574	596	626	642	669	697	724	756	775	1.47	1.21
精神障害者保健福祉手帳所持者	447	489	505	554	589	644	688	748	770	859	919	2.06	1.43
総数	3,694	3,774	3,857	3,945	4,011	4,068	4,119	4,191	4,259	4,340	4,408	1.19	1.08

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

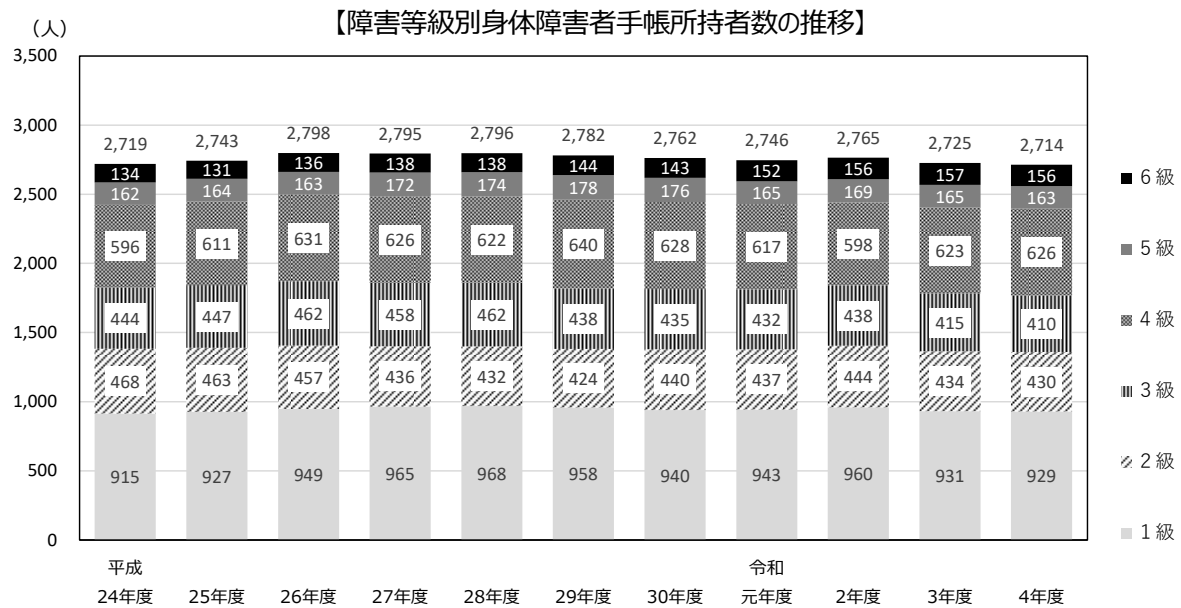


2. 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 障害等級別

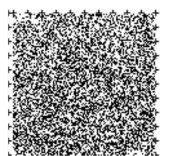
本市の令和4年度の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、1級が929人で全体の34.2%を占めて最も多く、次いで4級が626人(23.1%)、2級が430人(15.8%)となっています。

平成24年度以降、等級ごとの実人数と全体に占める割合について年による増減はありますが、概ね安定した推移となっています。



	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
1級	915	927	949	965	968	958	940	943	960	931	929	1.02	0.97
2級	468	463	457	436	432	424	440	437	444	434	430	0.92	1.01
3級	444	447	462	458	462	438	435	432	438	415	410	0.92	0.94
4級	596	611	631	626	622	640	628	617	598	623	626	1.05	0.98
5級	162	164	163	172	174	178	176	165	169	165	163	1.01	0.92
6級	134	131	136	138	138	144	143	152	156	157	156	1.16	1.08
総数	2,719	2,743	2,798	2,795	2,796	2,782	2,762	2,746	2,765	2,725	2,714	1.00	0.98

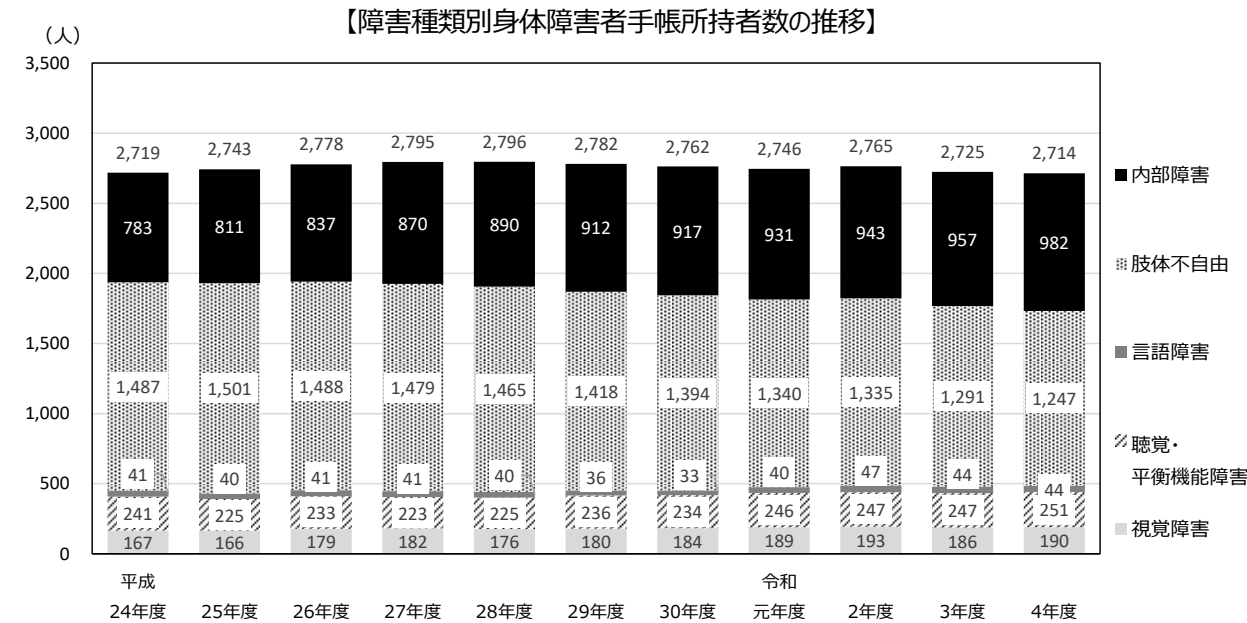
資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）



(2) 障害種類別

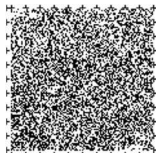
本市の令和4年度の身体障害者手帳所持者数を障害種類別にみると、肢体不自由が1,247人で全体の45.9%を占めて最も多く、次いで内部障害が982人（36.2%）、聴覚・平衡機能障害が251人（9.2%）となっています。

平成24年度以降、肢体不自由が減少傾向である一方、内部障害は年々増加しています。



	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
視覚障害	167	166	179	182	176	180	184	189	193	186	190	1.14	1.06
聴覚・平衡機能障害	241	225	233	223	225	236	234	246	247	247	251	1.04	1.06
言語障害	41	40	41	41	40	36	33	40	47	44	44	1.07	1.22
肢体不自由	1,487	1,501	1,488	1,479	1,465	1,418	1,394	1,340	1,335	1,291	1,247	0.84	0.88
内部障害	783	811	837	870	890	912	917	931	943	957	982	1.25	1.08
総数	2,719	2,743	2,778	2,795	2,796	2,782	2,762	2,746	2,765	2,725	2,714	1.00	0.98

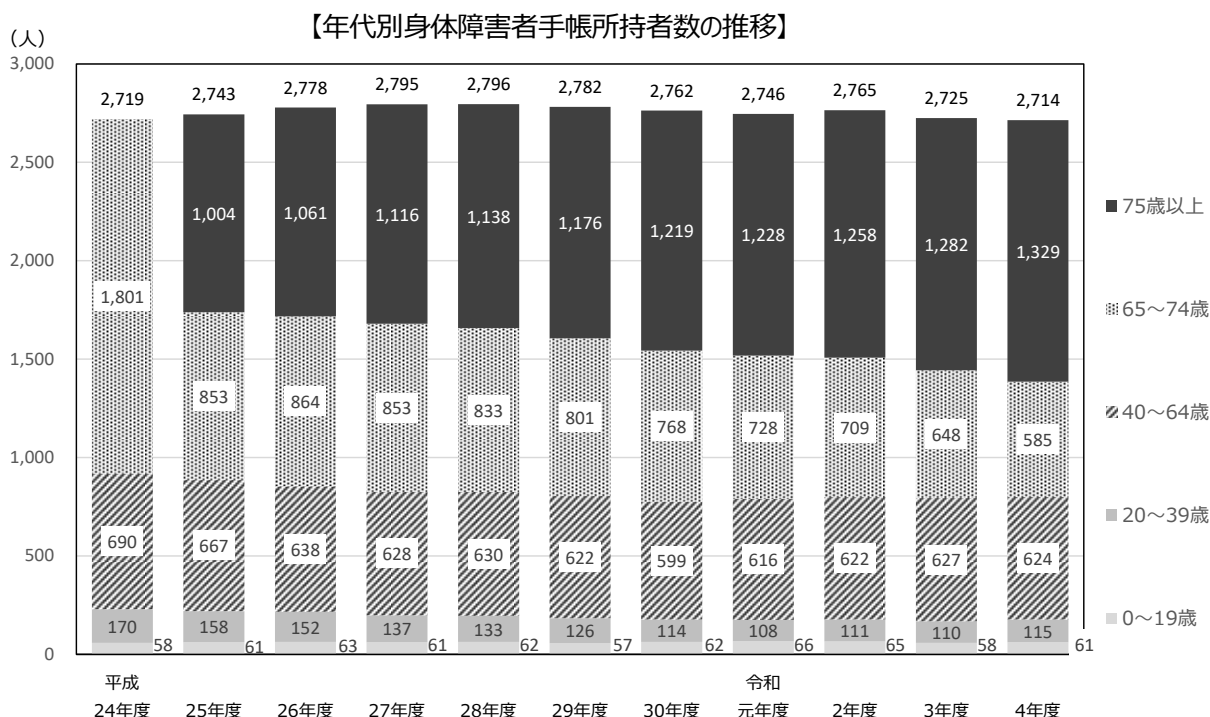
資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）



(3) 年代別

本市の令和4年度の身体障害者手帳所持者数を年代別にみると、75歳以上が1,329人で全体のほぼ半数（49.0%）を占めています。65～74歳は585人（21.6%）、40～64歳が624人（23.0%）となっています。

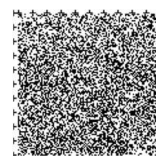
平成25年度以降、75歳以上の所持者数が年々増加する一方、65～74歳の年代は、年々減少しています。



	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
0～5歳	13	14	8	8	11	10	11	11	12	12	9	0.69	0.90
6～11歳	19	17	23	23	25	20	23	22	19	15	19	1.00	0.95
12～14歳	11	12	10	9	5	12	11	16	14	15	14	1.27	1.17
15～17歳	12	15	12	9	12	10	10	6	12	11	15	1.25	1.50
18～19歳	3	3	10	12	9	5	7	11	8	5	4	1.33	0.80
20～39歳	170	158	152	137	133	126	114	108	111	110	115	0.68	0.91
40～64歳	690	667	638	628	630	622	599	616	622	627	624	0.90	1.00
65～74歳	1,801	853	864	853	833	801	768	728	709	648	585	1.06	0.73
75歳以上		1,004	1,061	1,116	1,138	1,176	1,219	1,228	1,258	1,282	1,329		1.13
総数	2,719	2,743	2,778	2,795	2,796	2,782	2,762	2,746	2,765	2,725	2,714	1.00	0.98

※平成24（2012）年度は65歳以上でまとめられています。

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

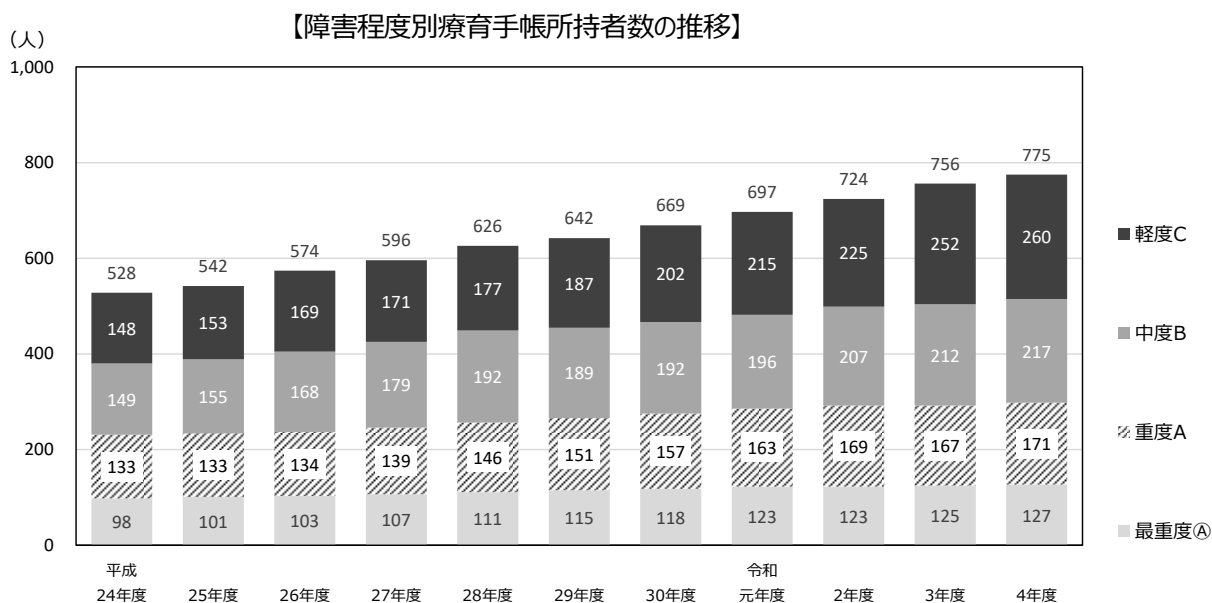


3. 療育手帳所持者の状況

(1) 障害程度別

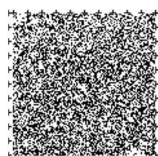
本市の令和4年度の療育手帳所持者数を障害程度別にみると、軽度Cが260人で全体の33.5%を占めて最も多く、次いで中度Bが217人(28.0%)、重度Aが171人(22.1%)となっています。

平成24年度以降、すべての障害程度で手帳所持者数は増加傾向にあり、なかでも軽度Cと中度Bについては、平成24年に対する令和4年度の手帳所持者数が、それぞれ1.76倍、1.46倍となっています。



	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
最重度(A)	98	101	103	107	111	115	118	123	123	125	127	1.30	1.10
重度A	133	133	134	139	146	151	157	163	169	167	171	1.29	1.13
中度B	149	155	168	179	192	189	192	196	207	212	217	1.46	1.15
軽度C	148	153	169	171	177	187	202	215	225	252	260	1.76	1.39
総数	528	542	574	596	626	642	669	697	724	756	775	1.47	1.21

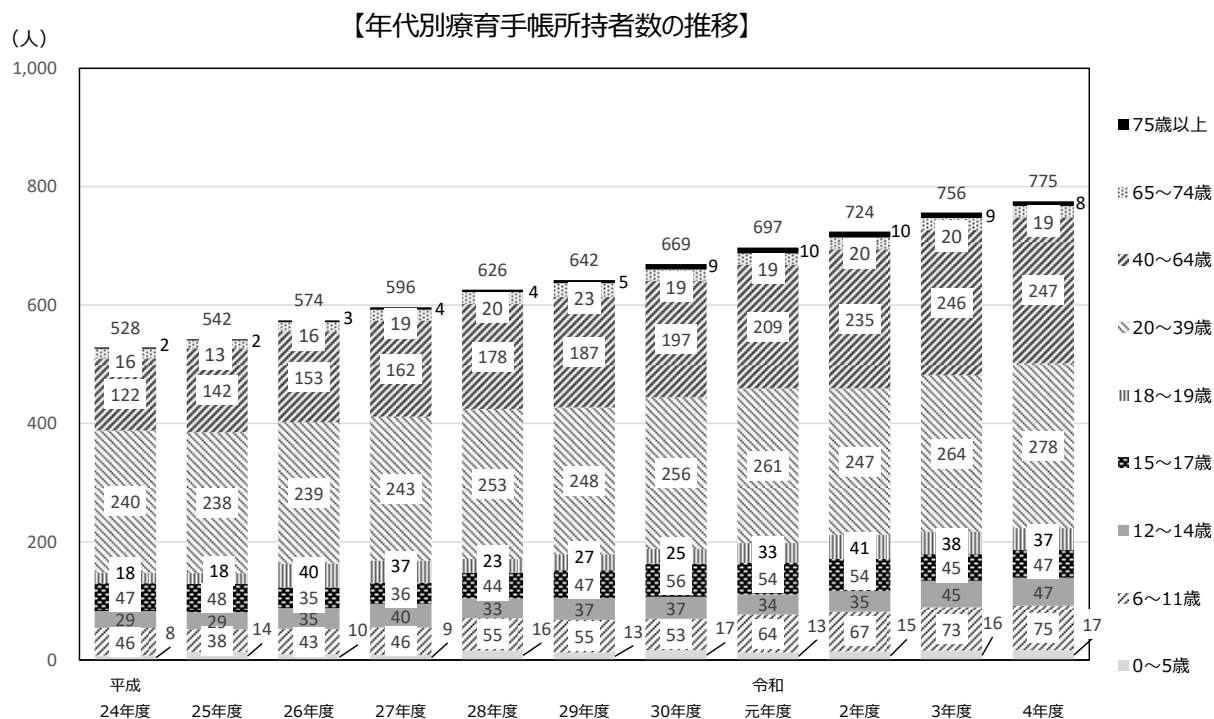
資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）



(2) 年代別

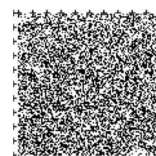
本市の令和4年度の療育手帳所持者数を年代別にみると、20～64歳が525人で全体の67.7%を占めています。

平成24年度以降の推移をみると、18～19歳と40～64歳の年代の増加が大きく、令和4年度の手帳所持者数は、いずれも平成24年度の2倍となっています。



	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
0～5歳	8	14	10	9	16	13	17	13	15	16	17	2.13	1.31
6～11歳	46	38	43	46	55	55	53	64	67	73	75	1.63	1.36
12～14歳	29	29	35	40	33	37	37	34	35	45	47	1.62	1.27
15～17歳	47	48	35	36	44	47	56	54	54	45	47	1.00	1.00
18～19歳	18	18	40	37	23	27	25	33	41	38	37	2.06	1.37
20～39歳	240	238	239	243	253	248	256	261	247	264	278	1.16	1.12
40～64歳	122	142	153	162	178	187	197	209	235	246	247	2.02	1.32
65～74歳	16	13	16	19	20	23	19	19	20	20	19	1.19	0.83
75歳以上	2	2	3	4	4	5	9	10	10	9	8	4.00	1.60
総数	528	542	574	596	626	642	669	697	724	756	775	1.47	1.21

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

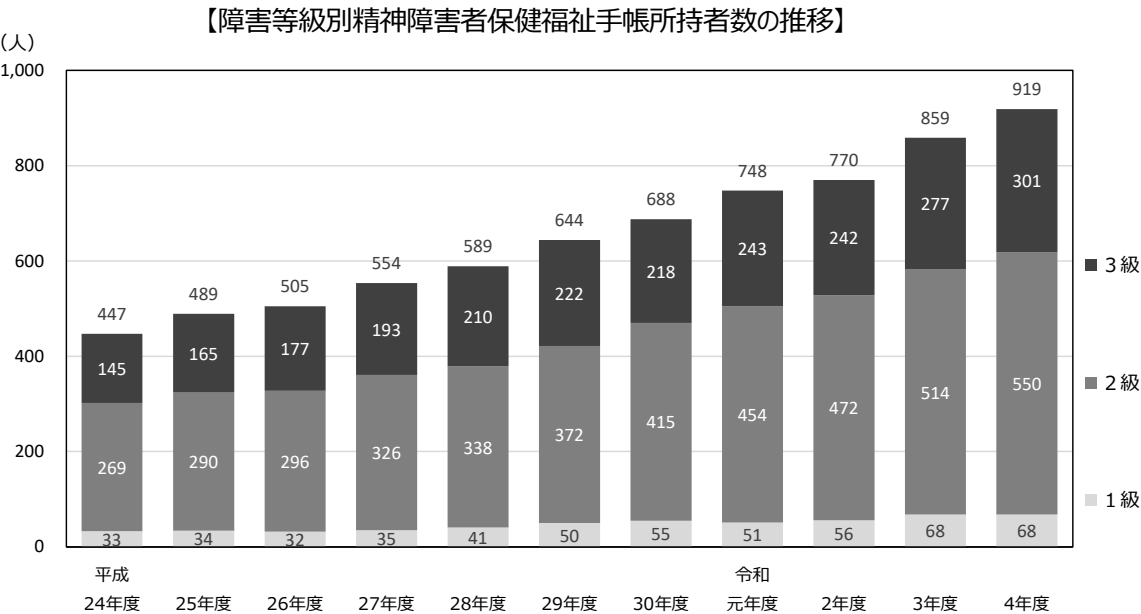


4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(1) 障害等級別

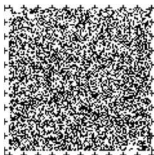
本市の令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数を障害程度別にみると、2級が550人で全体の59.8%を占めて最も多く、次いで3級が301人（32.8%）、1級が68人（7.4%）となっています。

平成24年度以降の推移をみると、すべての等級が増加傾向にあり、平成24年に対する令和4年度の手帳所持者数はいずれの等級も2倍を超えています。



	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
1級	33	34	32	35	41	50	55	51	56	68	68	2.06	1.36
2級	269	290	296	326	338	372	415	454	472	514	550	2.04	1.48
3級	145	165	177	193	210	222	218	243	242	277	301	2.08	1.36
総数	447	489	505	554	589	644	688	748	770	859	919	2.06	1.43

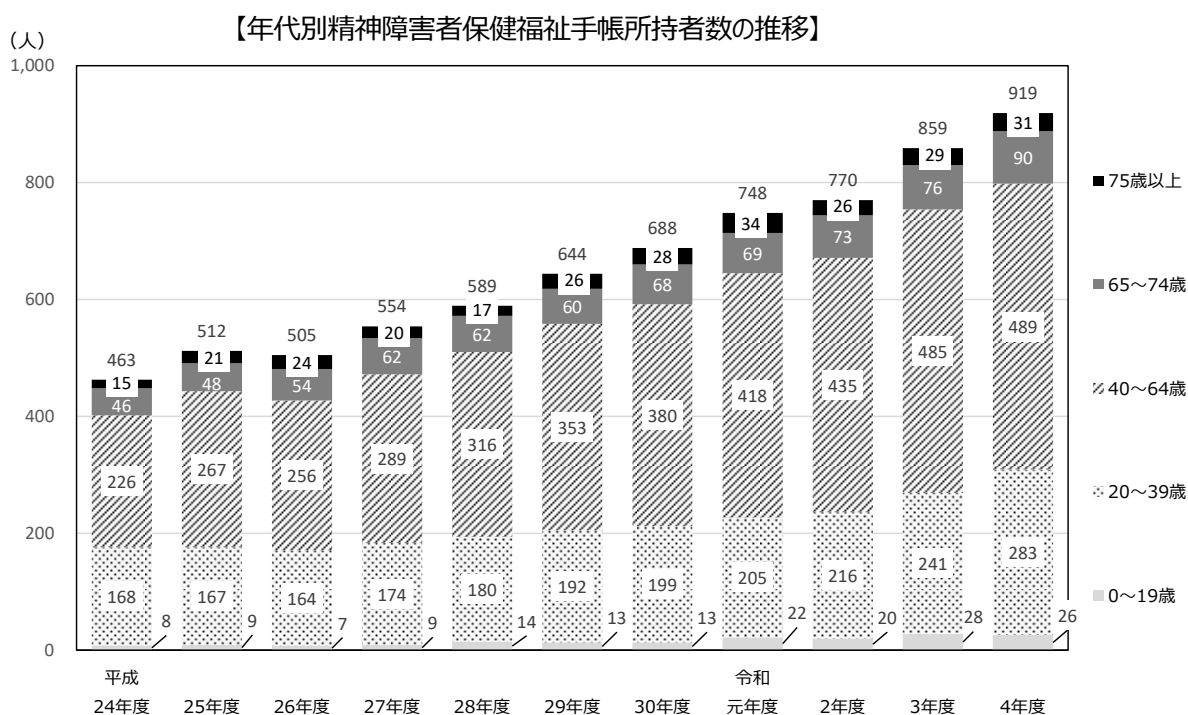
資料：埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）



(2) 年代別

本市の令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年代別にみると、40～64歳が489人で全体の53.2%を占めています。

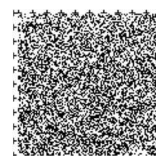
平成24年度以降の推移をみると、すべての年代が増加傾向にあり、平成24年度に対する令和4年度の手帳所持者数は、20～39歳で1.68倍、他の年代はいずれも2倍前後となっています。



	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
0～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
6～11歳	1	1	1	2	2	2	2	3	3	5	5	5.00	2.50
12～14歳	1	0	1	2	5	5	5	4	3	4	4	4.00	0.80
15～17歳	1	3	1	2	2	2	5	10	8	10	4	4.00	2.00
18～19歳	5	5	4	3	5	4	1	5	6	9	13	2.60	3.25
20～39歳	168	167	164	174	180	192	199	205	216	241	283	1.68	1.47
40～64歳	226	267	256	289	316	353	380	418	435	485	489	2.16	1.39
65～74歳	46	48	54	62	62	60	68	69	73	76	90	1.96	1.50
75歳以上	15	21	24	20	17	26	28	34	26	29	31	2.07	1.19
総数	463	512	505	554	589	644	688	748	770	859	919	1.98	1.43

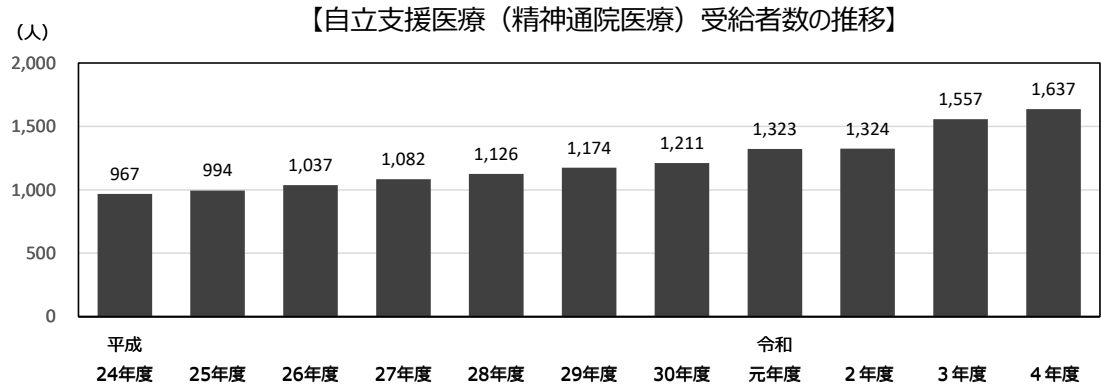
資料：平成24（2012）～25（2013）年度：坂戸市

平成26（2014）～令和4（2019）年度：埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）



(3) 自立支援医療（精神通院医療）⁵受給者数

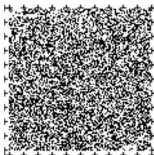
本市の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は年々増加しており、令和4年度には1,637人と、平成24年度に対して1.7倍となっています。



	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
受給者数	967	994	1,037	1,082	1,126	1,174	1,211	1,323	1,324	1,557	1,637	1.69	1.39

資料：埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

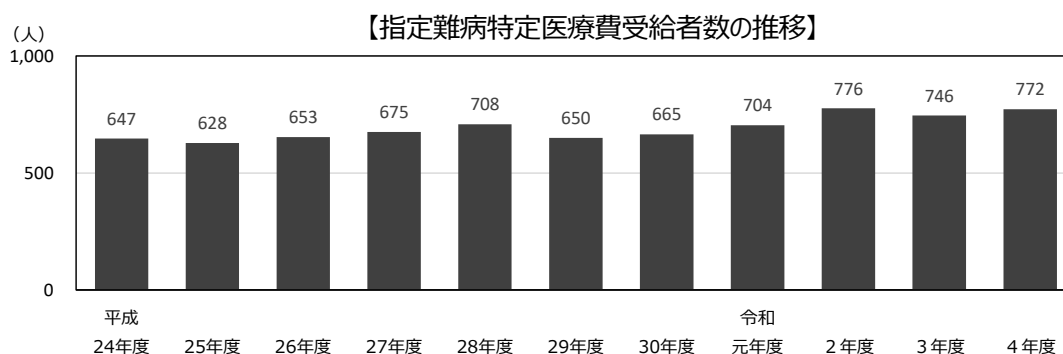
⁵ 自立支援医療(精神通院医療):精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。



5. 難病患者の状況

(1) 指定難病特定医療費⁶受給者数

本市の指定難病特定医療費受給者数は、平成24年度以降、年により増減はありますが、全体としては増加傾向にあり、令和4年度には772人となっています。

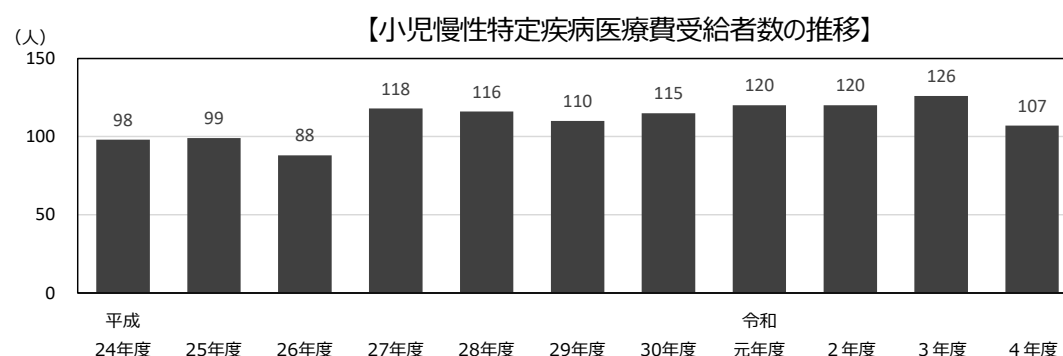


	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
受給者数	647	628	653	675	708	650	665	704	776	746	772	1.19	1.19

資料：坂戸保健所（各年度末現在）

(2) 小児慢性特定疾病医療費⁷受給者数

本市の小児慢性特定疾病医療費受給者数は、平成27年度から30年度までは110人台、令和元年度から令和3年度まで120人以上でしたが、令和4年度には107人と前年度よりも19人減少しました。

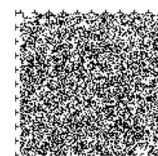


	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
受給者数	98	99	88	118	116	110	115	120	120	126	107	1.09	0.97

資料：坂戸保健所（平成28（2016）年度までは各年度末現在、平成29（2017）年度以降は年度途中の値）

⁶ 指定難病特定医療費：難病法に基づき厚生労働大臣が定める指定難病について、その治療に係る医療費の一部を助成する制度。

⁷ 小児慢性特定疾病医療費：小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の一部を助成する制度。

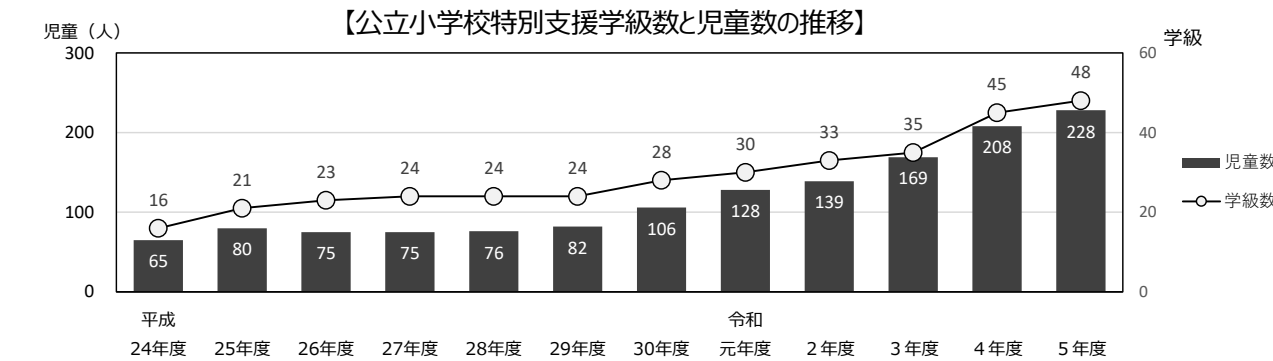


6. 障害のある児童・生徒の状況

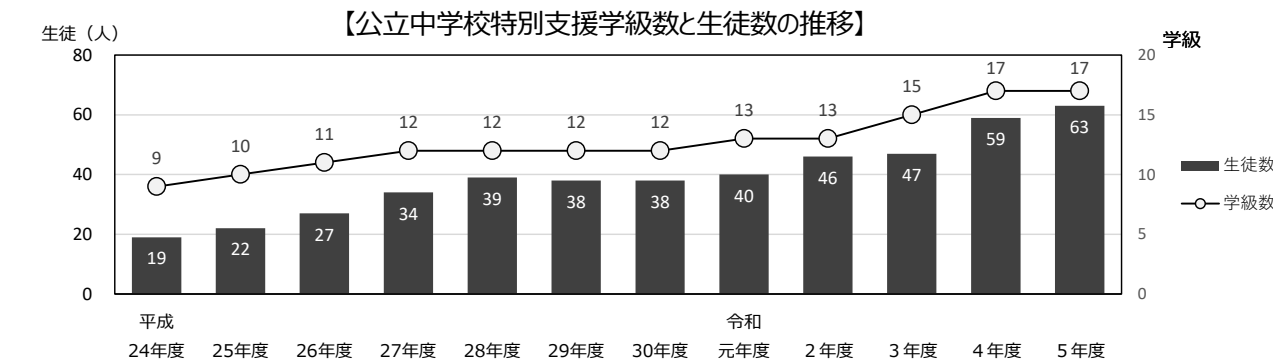
(1) 公立小学校・中学校の特別支援学級⁸の児童・生徒数

令和5年度に本市の公立小学校の特別支援学級に在籍する児童数は228人、公立中学校の特別支援学級に在籍する生徒数は63人となっています。

平成24年度以降、児童数・生徒数とも増加傾向にあります。児童数については平成30年度から、生徒数については令和2年度から、対前年の増加数が大きくなっています。



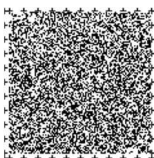
	年度											
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
学級数	16	21	23	24	24	24	28	30	33	35	45	48
児童数	65	80	75	75	76	82	106	128	139	169	208	228



	年度											
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
学級数	9	10	11	12	12	12	12	13	13	15	17	17
生徒数	19	22	27	34	39	38	38	40	46	47	59	63

資料：坂戸市（平成24（2012）年度：4月6日現在、平成25（2013）～令和5（2023）年度：5月1日現在）

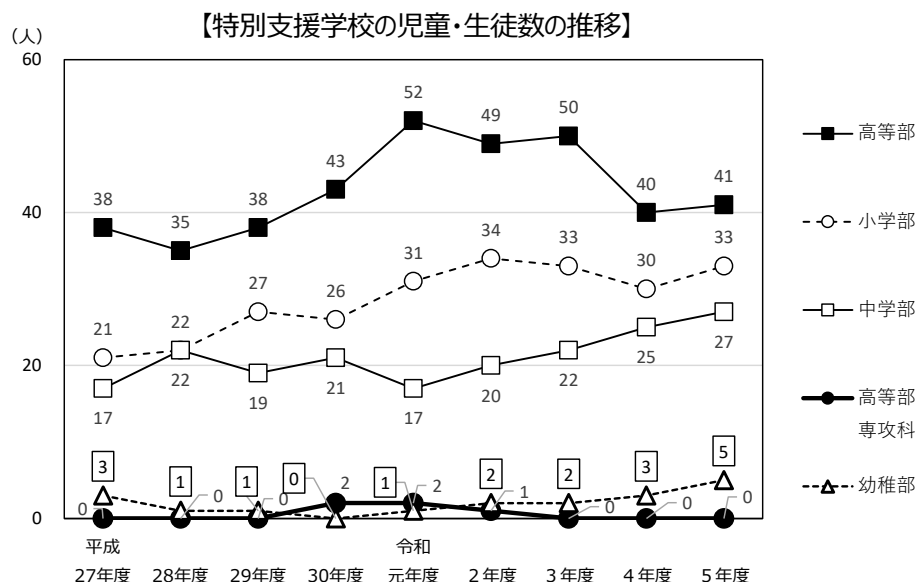
⁸ 特別支援学級：小学校、中学校において、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者にあたる児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。



(2) 特別支援学校⁹の児童・生徒数

特別支援学校に在籍する本市の児童数、生徒数は令和5年度において高等部が41人、小学部が32人、中学部が27人となっています。

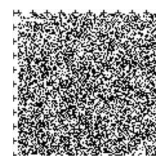
平成27(2015)年度からの推移をみると、中学部で令和2年度以降増加が続いています。



	年度								
	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
幼稚部	3	1	1	0	1	2	2	3	5
小学部	21	22	27	26	31	34	33	30	33
中学部	17	22	19	21	17	20	22	25	27
高等部	38	35	38	43	52	49	50	40	41
高等部専攻科	0	0	0	2	2	1	0	0	0
総数	79	80	85	92	103	106	107	98	106

資料：埼玉県資料（各年度5月1日現在）

⁹ 特別支援学校:学校教育法で規定された心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。



7. 障害者福祉に関するアンケート調査結果

本計画の策定にあたり、障害者の生活状況や市の施策に対するご意見などを伺うために「障害者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。今回の調査では、障害者本人に加え、家族・支援者にも、障害当事者の立場に立った回答を依頼しています。

調査の概要と主な結果は次のとおりです。

(1) 調査の概要

項 目	内 容
調査期間	令和5年2月24日（金）から令和5年3月24日（金）
調査の対象者	① 障害当事者（本人） 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病医療受給者証・自立支援医療（精神通院）受給者証所持者、障害児通所支援事業利用者のうち、無作為に抽出された2,000人の方 ② 家族・支援者 上記の障害当事者のご家族・支援者（2,000名）
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
回収数	① 853件（回収率 42.7%） ② 665件（回収率 33.3%）

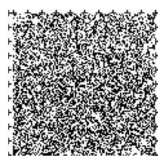
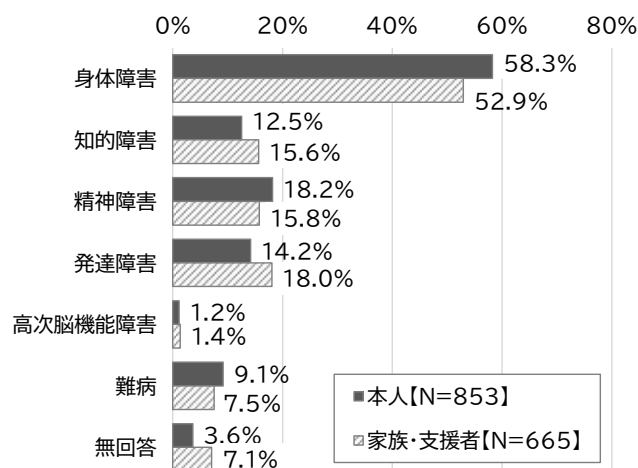
※以下の主な結果の中の「N」は、各設問への回答者数を示しています。

(2) 主な結果

■これまでに判定・診断された障害の種類

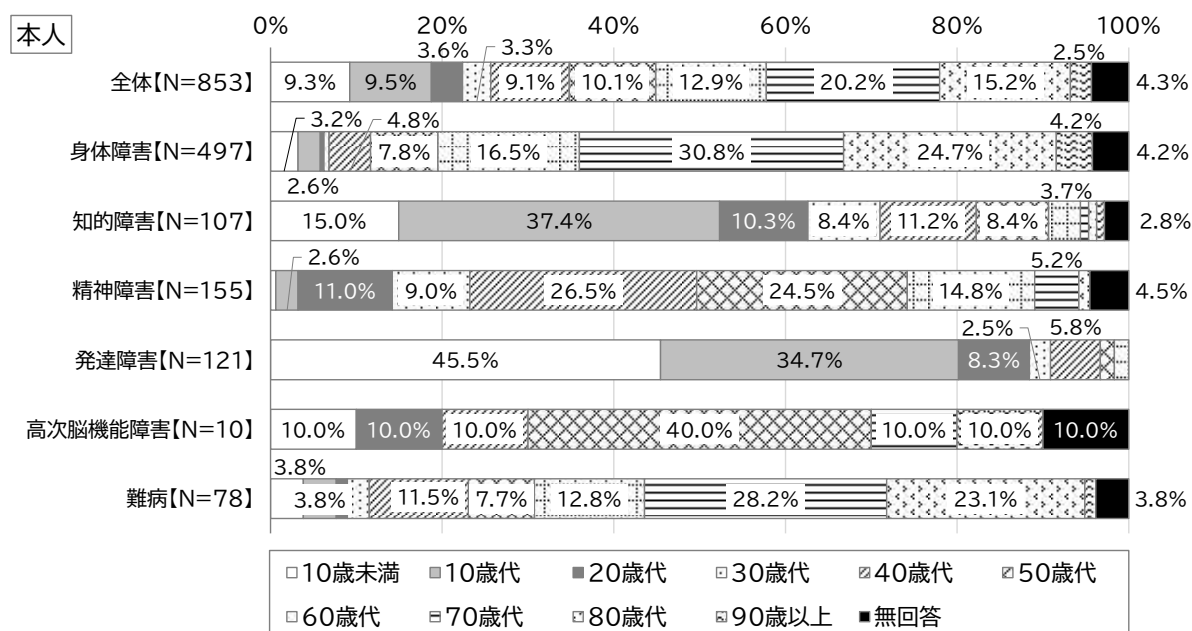
本人の回答では「身体障害」が58.3%と最も多く、次いで「精神障害」が18.2%、「発達障害」が14.2%、「知的障害」が12.5%、「難病」が9.1%となっています。

家族・支援者の回答でも「身体障害」が52.9%と最も多くなっていますが、「発達障害」については18.2%と本人の回答よりも3.8ポイント多くなっています。



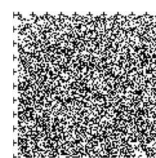
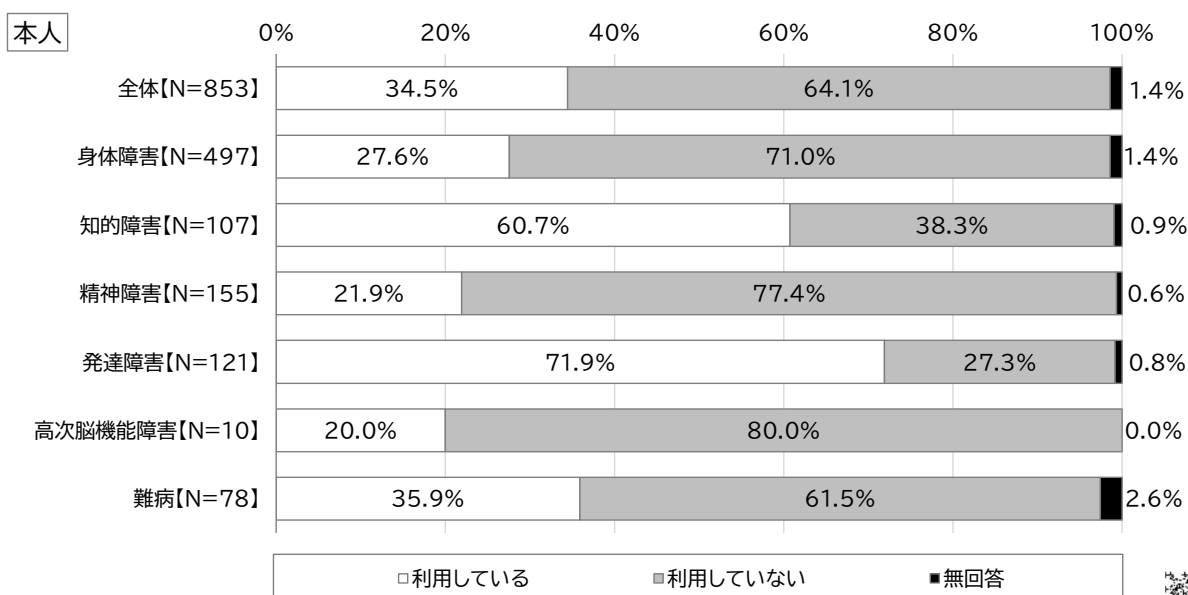
■回答者の年齢

身体障害は高齢層が多く、「70 歳代」と「80 歳代」を合わせると 5 割を超えています。
知的障害は若年層が多く、「10 歳未満」と「10 歳代」を合わせると 5 割を超えています。
精神障害は中年層が多く、「40 歳代」と「50 歳代」を合わせると 5 割を超えています。



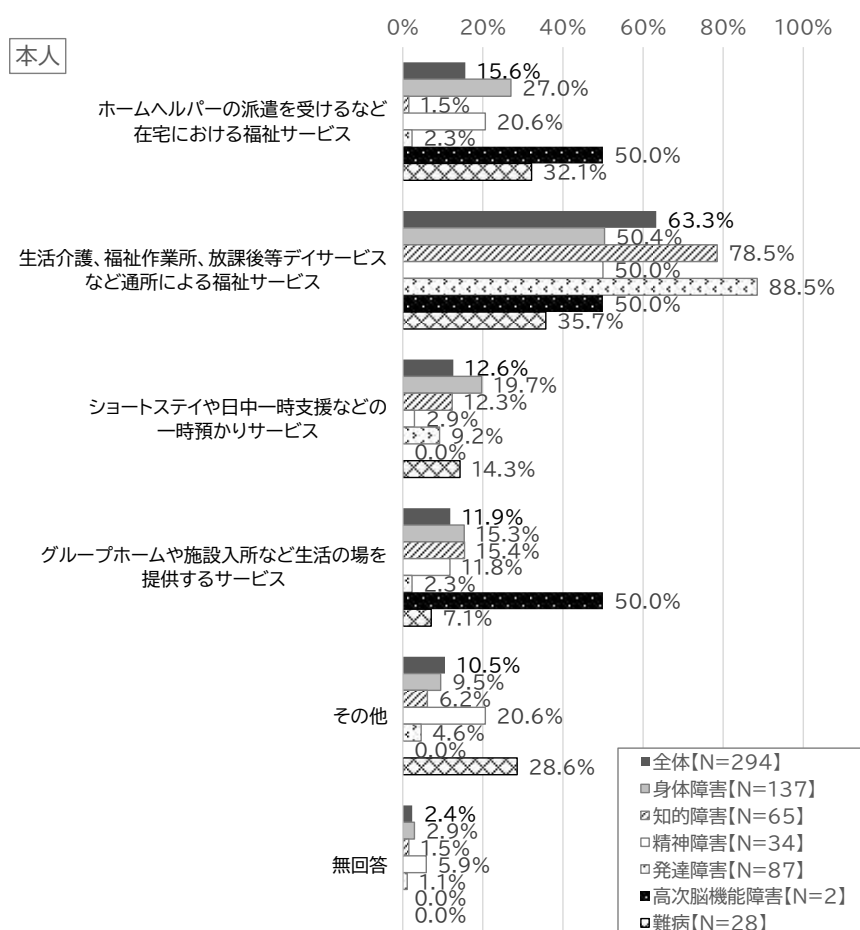
■障害者総合支援法、児童福祉法、介護保険法による福祉サービスの利用状況

福祉サービスを「利用している」割合は、全体では 34.5%ですが、発達障害では 71.9%、知的障害では 60.7%と他の障害よりも多くなっています。

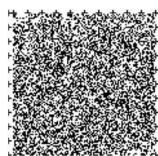


■利用している福祉サービス

利用している福祉サービスは、すべての障害で「生活介護、福祉作業所、放課後等デイサービスなど通所による福祉サービス」が最も多くなっていますが、「身体障害」、「精神障害」、「難病」では「ホームヘルパーの派遣を受けるなど在宅における福祉サービス」も2割から3割を超えています。



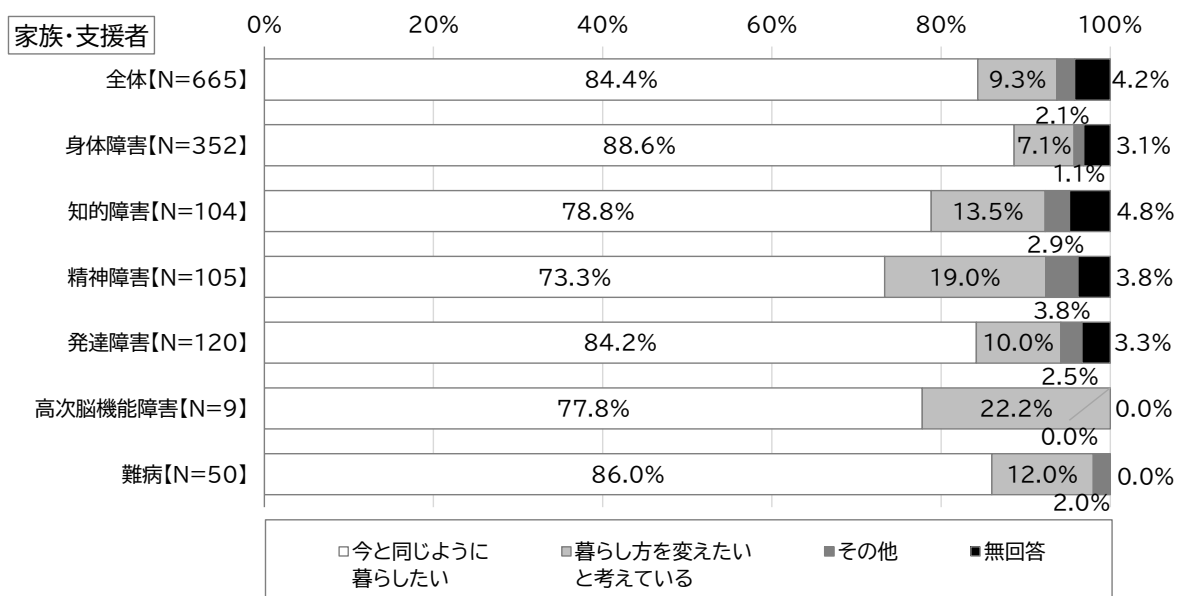
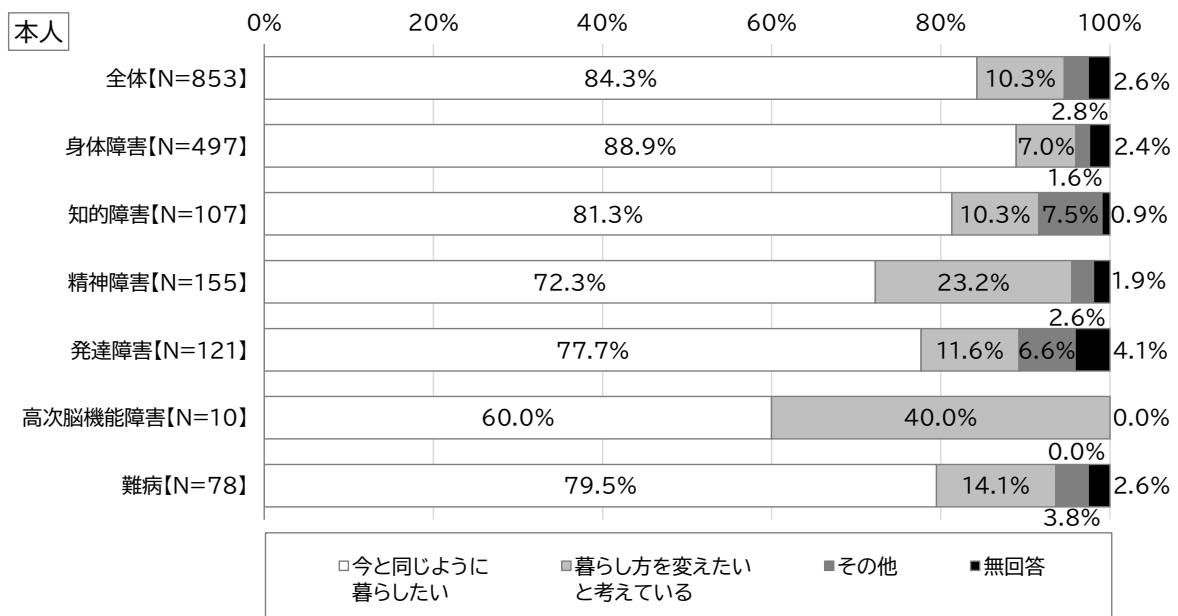
本人が「その他」に記載した主な内容では、「医療費補助」、「福祉用具レンタル」、「学習支援」、「タクシー券」などがあります。



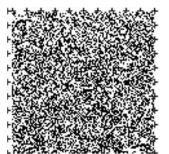
■今後の暮らし方についての考え

今後の暮らし方については、本人と家族・支援者の考えはほぼ一致しており、「今と同じように暮らしたい」は本人が84.3%、家族・支援者は84.4%、「暮らし方を変えたい」は本人が10.3%、家族・支援者は9.3%となっています。

障害別でみると、すべての障害で「今と同じように暮らしたい」が最も多くなっていますが、精神障害、高次脳機能障害¹⁰では「暮らし方を変えたいと考えている」が本人、家族・支援者ともやや多くなっています。



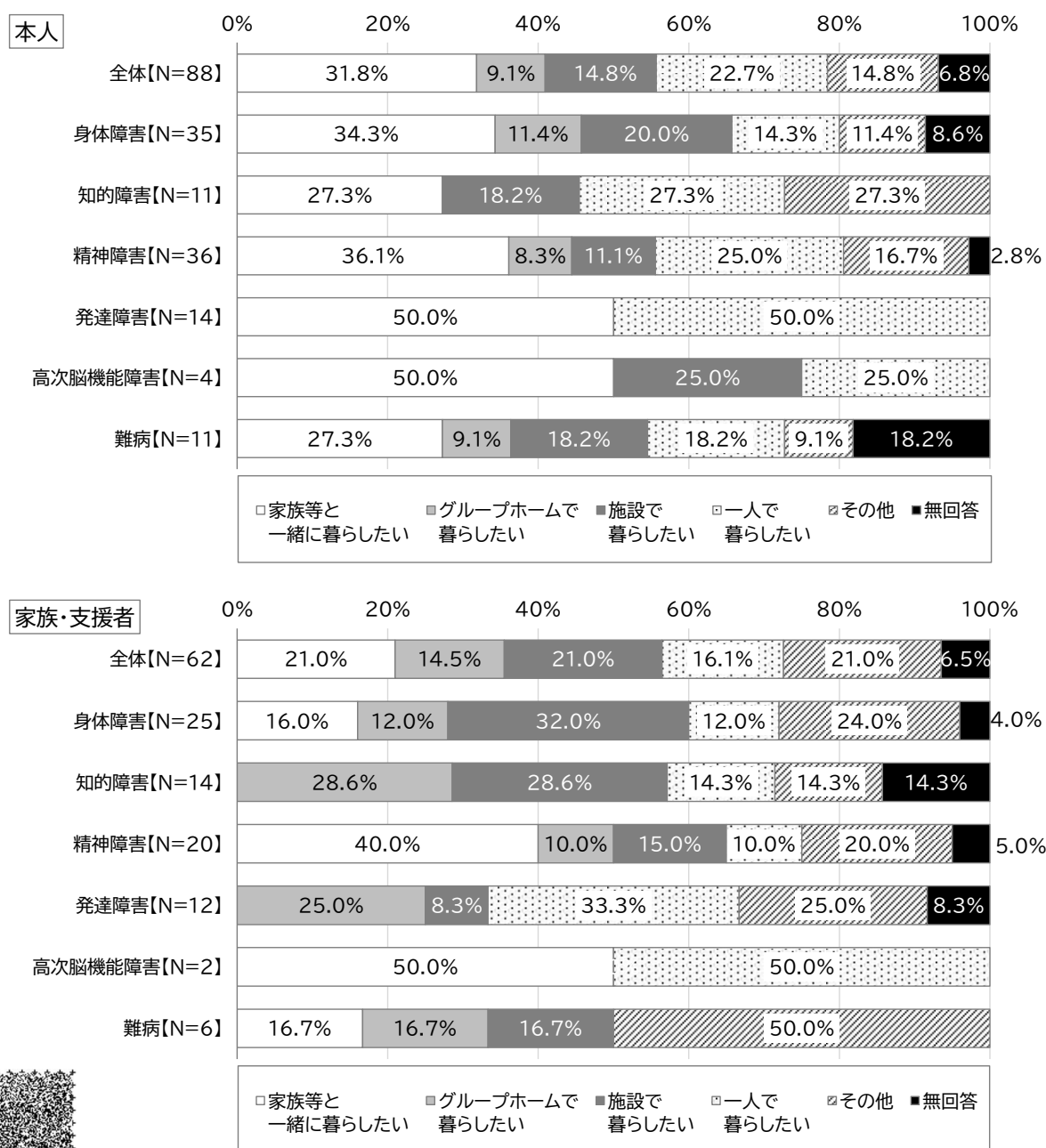
¹⁰ 高次脳機能障害:ケガや病気により脳に損傷を負い、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語症等の症状により、日常生活又は社会生活に制約がある状態という。



■「暮らし方を変えたい」人が希望する今後の暮らし方

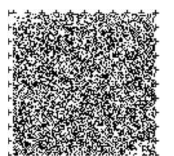
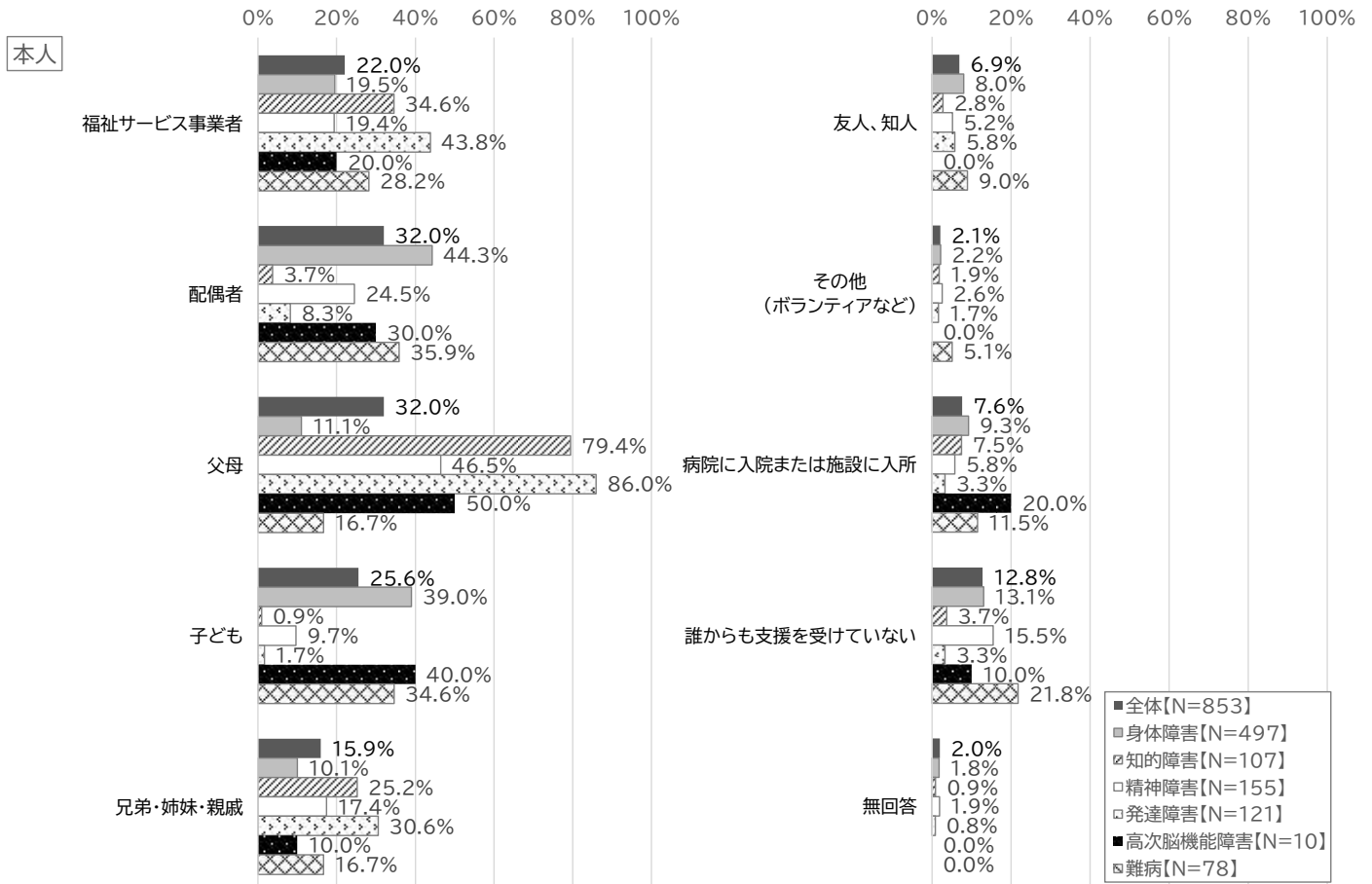
今後の暮らし方についての本人の希望は、すべての障害で「家族等と一緒に暮らしたい（結婚などにより新しい家族と一緒に暮らす場合を含む）」が最も多くなっていますが、知的障害と発達障害は「一人で暮らしたい」も「家族等と一緒に暮らしたい」と並んで最も多くなっています。

一方、家族・支援者の回答をみると、身体障害は「施設で暮らしたい」、知的障害は「グループホームで暮らしたい」と「施設で暮らしたい」、精神障害は、「家族等と一緒に暮らしたい（結婚などにより新しい家族と一緒に暮らす場合を含む）」、発達障害は「一人で暮らしたい」がそれぞれ最も多く、今後の暮らし方についての具体的な希望は、本人と本人の立場にたつての家族・支援者とで大きな違いがみられています。



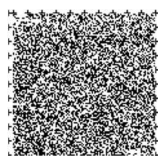
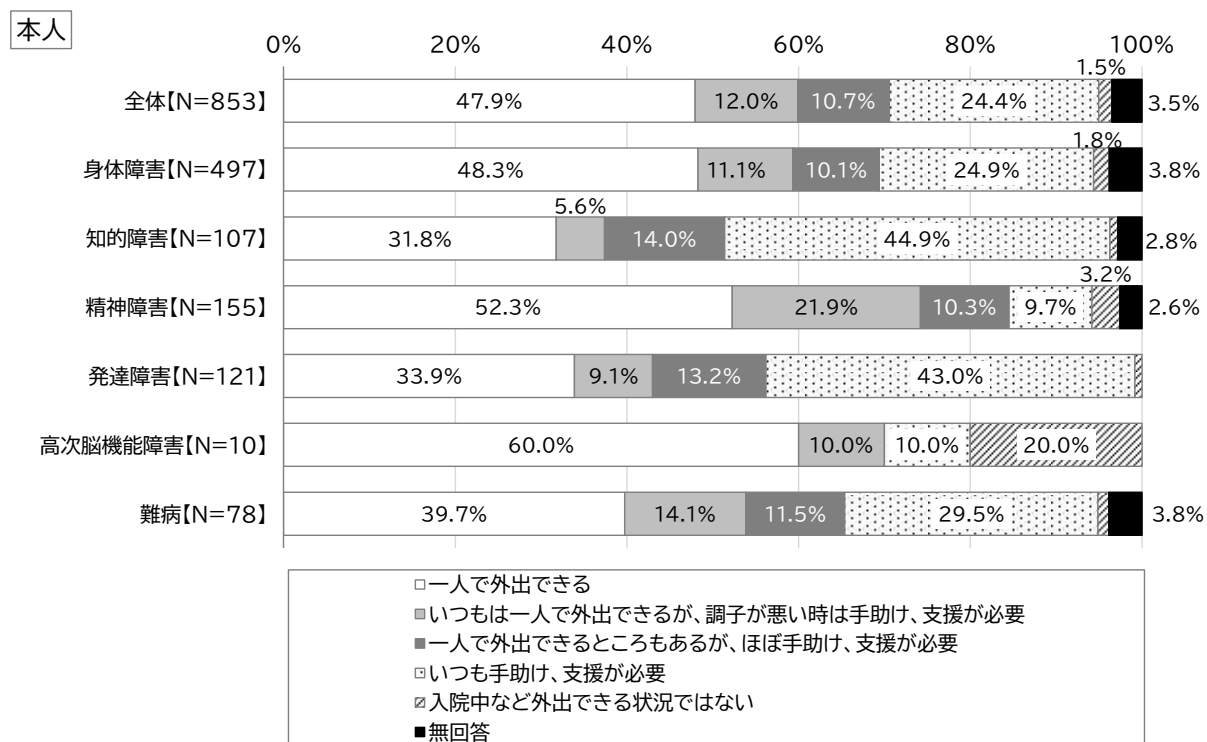
■ 日常生活での手助け、支援を主に誰から受けているか

日常生活での手助け、支援を受けている人は、身体障害と難病は「配偶者」、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害は「父母」が最も多くなっています。



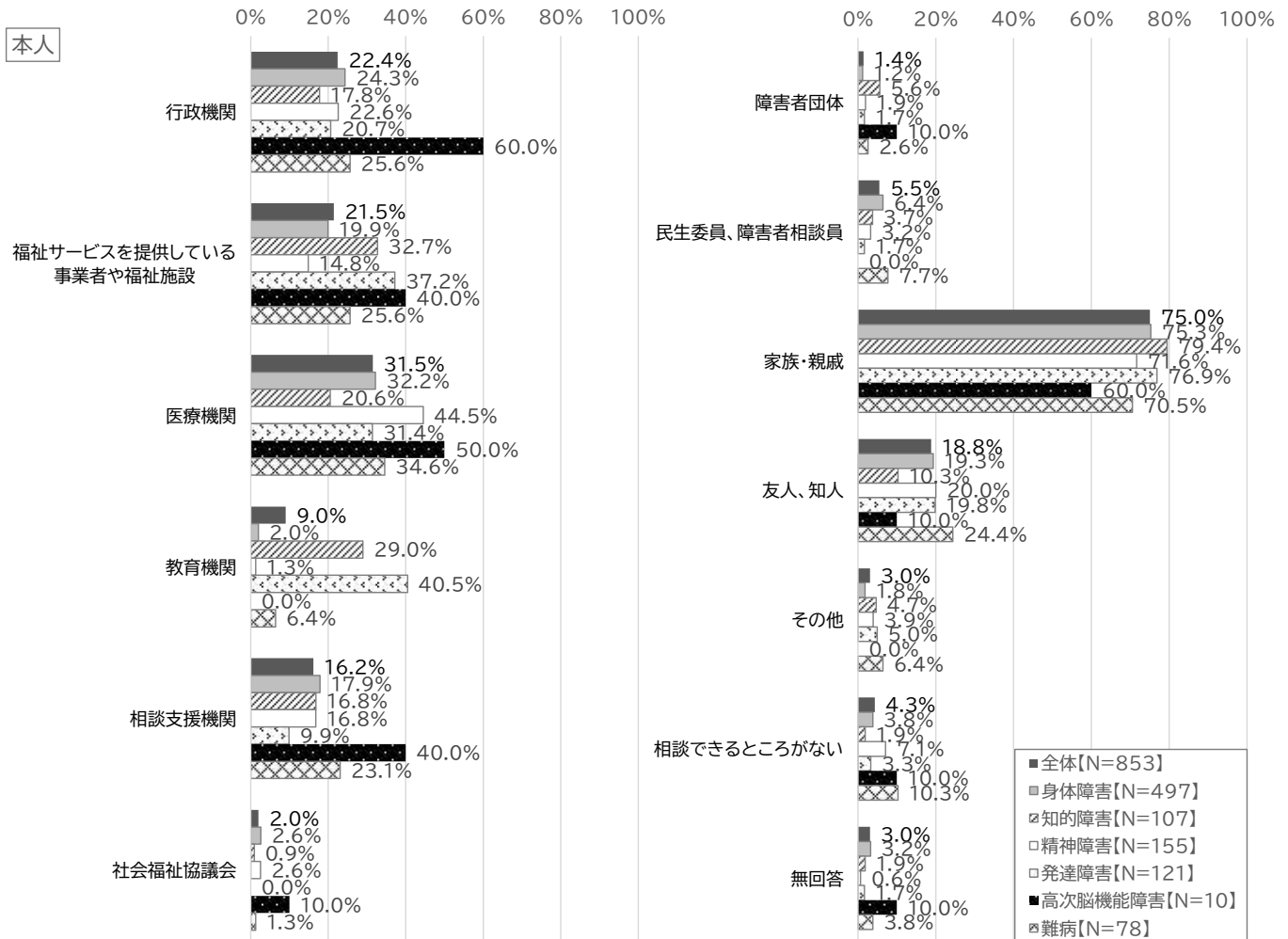
■外出のときに手助け、支援が必要か

普段外出をするときに手助け、支援が必要かについて障害別でみると、身体障害、精神障害、高次脳機能障害、難病は「一人で外出できる」、知的障害、発達障害は、「いつも手助けが必要」が、それぞれ最も多くなっています。



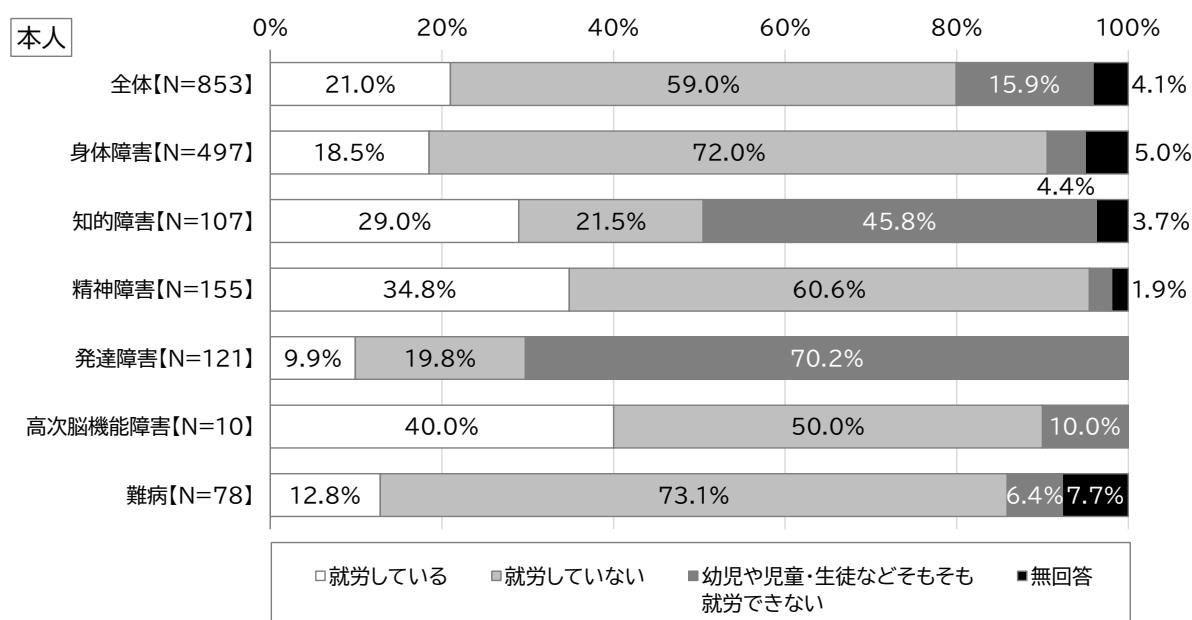
■ 日常生活で困ったときの相談先（複数回答）

日常生活で困ったことがあったときの相談先は、すべての障害で「家族・親戚」が最も多く、次いで多いのは、身体障害、精神障害、難病では「医療機関（病院、診療所、歯科医院など）」、知的障害は「福祉サービスを提供している事業者や福祉施設」、発達障害は「教育機関（学校、教育センターなど）」で、高次脳機能障害は「行政機関（市役所、市の出先機関、保健所など）」が「家族・親戚」と同率となっています。



■就労の状況

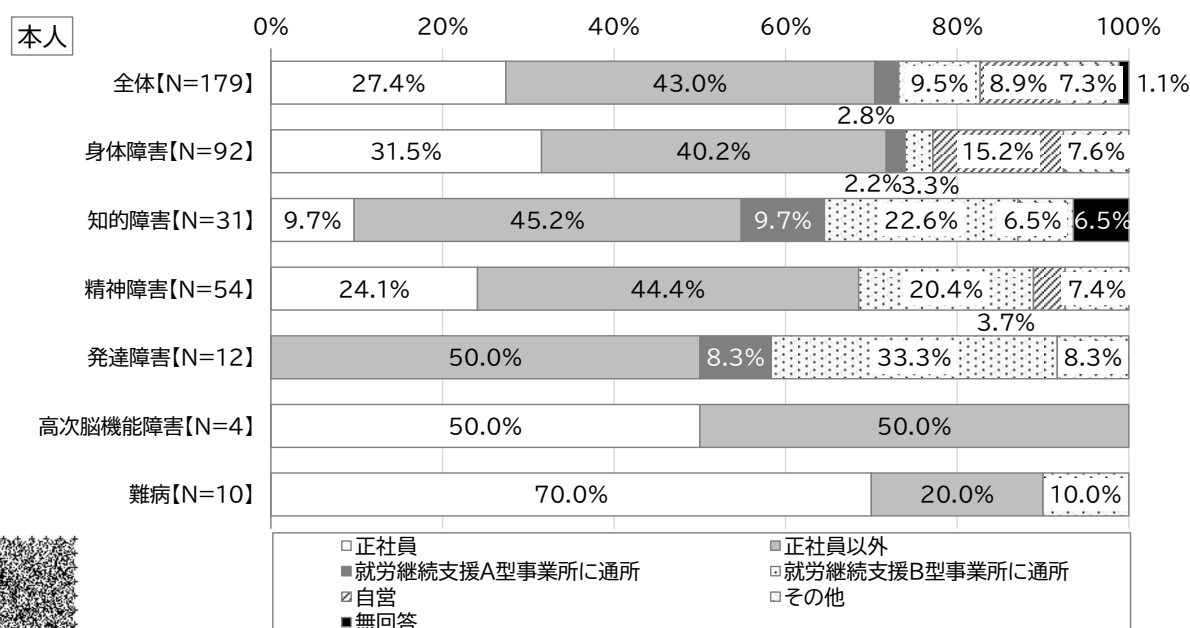
就労（福祉的就労含む）の状況を障害別でみると、「就労している」は、知的障害、精神障害、高次脳機能障害で全体の割合よりも高く、特に「知的障害」は、就労していない人よりも就労している人のほうが多くなっています。



■就労している人の就労形態

就労形態を障害別でみると、難病を除くすべての障害で、「正社員以外（アルバイト、パート、契約社員）」が最も多く、「難病」は「正社員」が最も多くなっています。

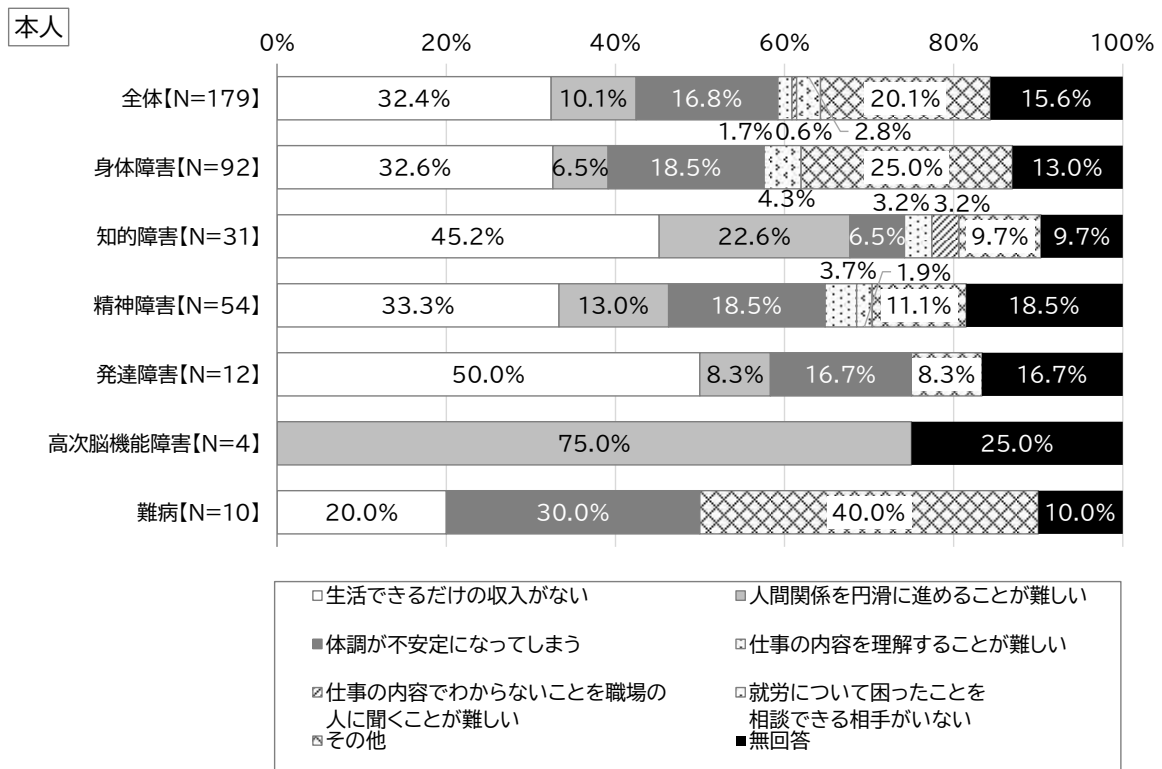
また、「知的障害」、「精神障害」、「発達障害」では、「就労継続支援B型事業所に通所」が2割から3割となっています。



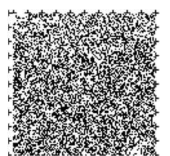
■就労している人の就労に関する心配ごと

就労について主に心配なことは、「生活できるだけの収入がない」が32.4%と最も多く、次いで「体調が不安定になってしまう」が16.8%、「人間関係を円滑に進めることが難しい」が10.1%となっています。

障害別でみると、「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」、「発達障害」では「生活できるだけの収入がない」、「高次脳機能障害」は「人間関係を円滑に進めることが難しい」、「難病」は「体調が不安定になってしまう」が、それぞれ最も多くなっています。

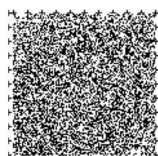
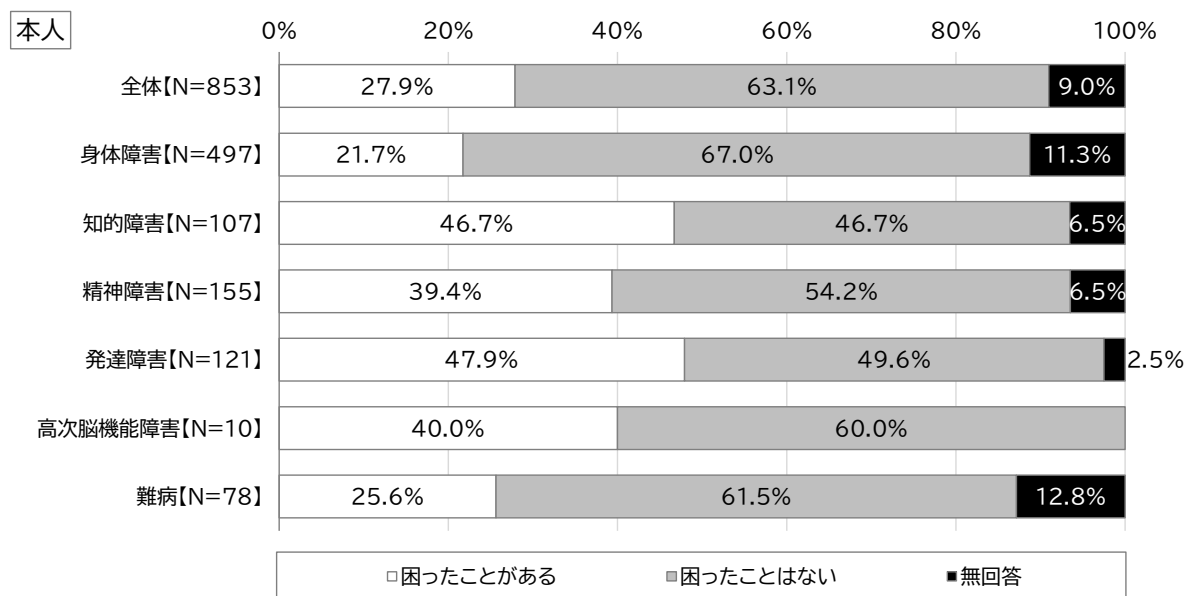


本人が「その他」に記載した主な内容では、「通院が多く仕事を休みがち」、「パソコンの操作と専門知識が薄い」、「帰りの交通手段が不便」などがあります。



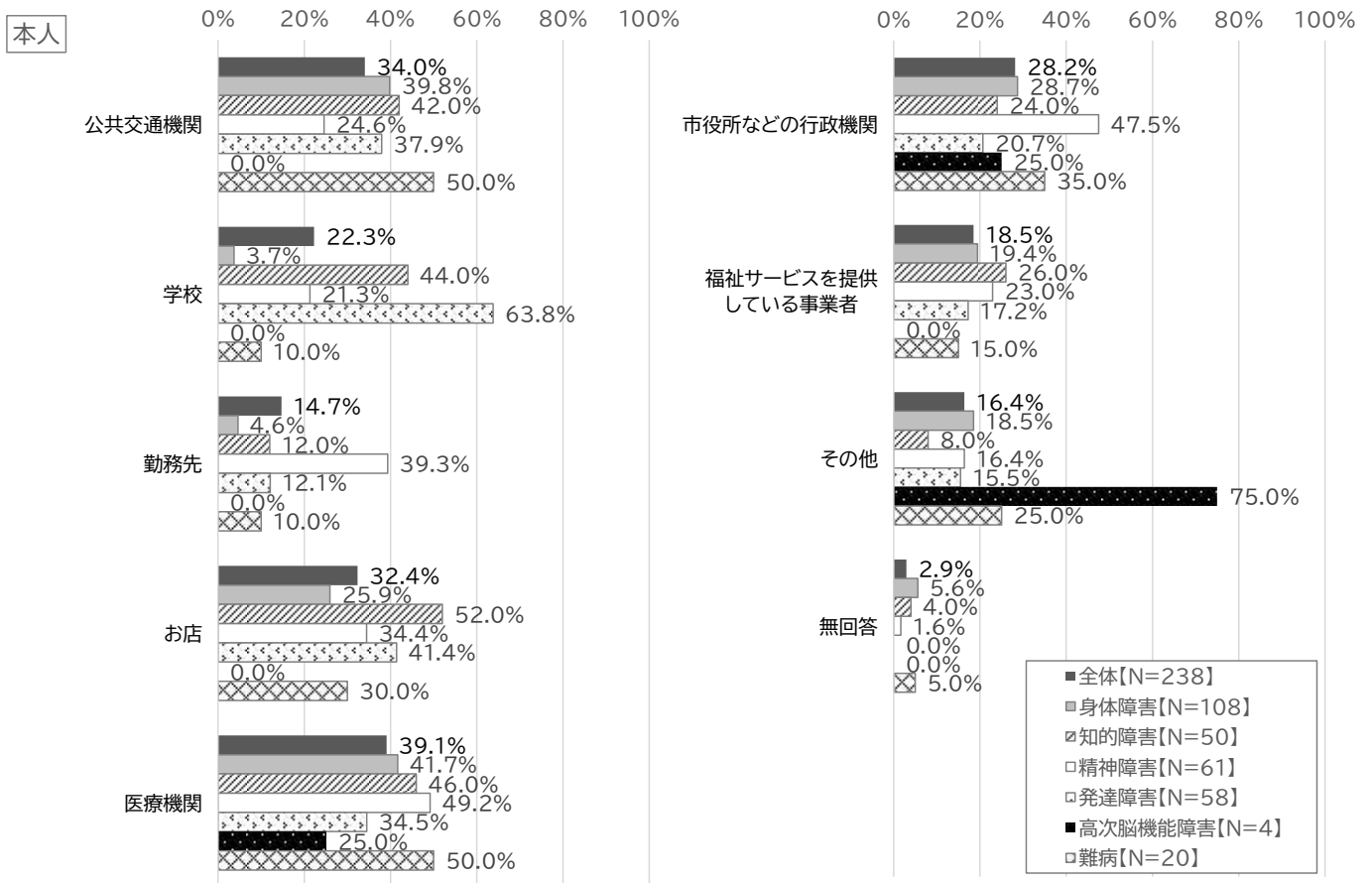
■ 障害が理由で情報の取得や意思疎通を図る上で困ったことの有無

情報の取得や意思疎通を図るうえで、障害が理由で困ったことの有無を障害別でみると、知的障害と発達障害の5割近く、高次脳機能障害の4割、精神障害の4割弱の人が「困ったことがある」と回答しています。

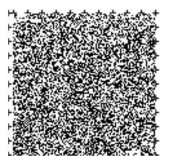


■情報の取得や意思疎通を図る上で困った場面（複数回答）

情報の取得等で困った場面を障害別でみると、身体障害、精神障害、難病は「医療機関」、知的障害は「お店」、発達障害は「学校」がそれぞれ最も多くなっています。

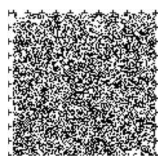
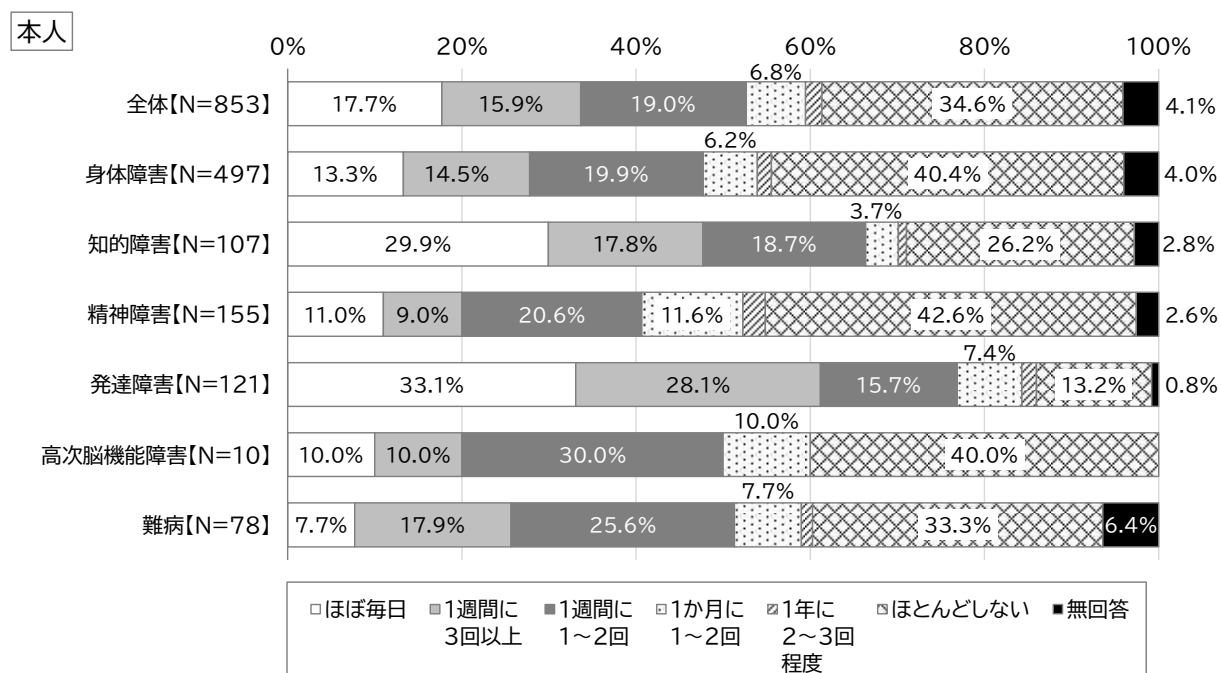


本人が「その他」に記載した主な内容では、「家庭内」、「救急車」、「電話」などがあります。



■この1年で運動・スポーツ（1回あたり30分程度以上）を行った頻度

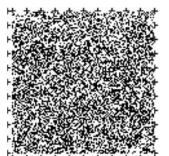
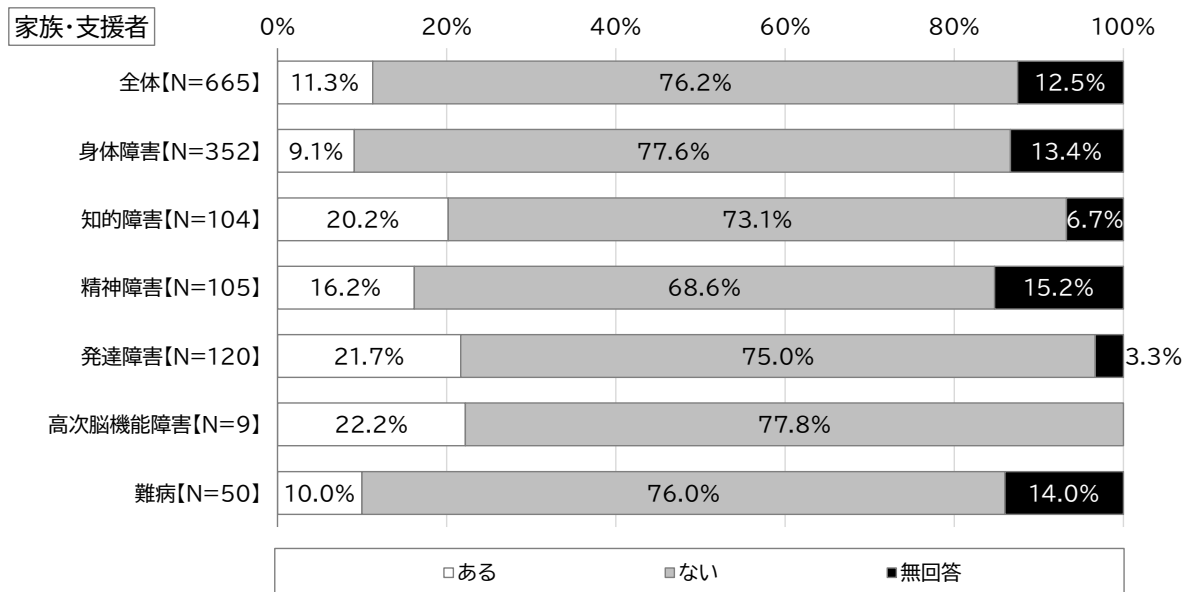
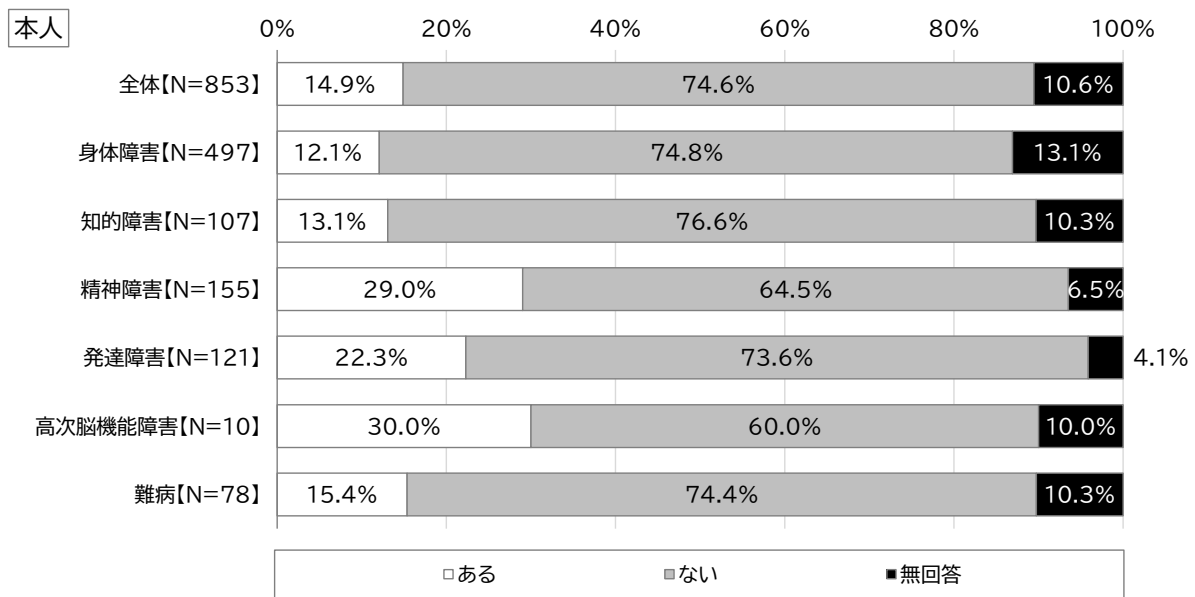
この1年間の運動・スポーツ・レクリエーション（1回あたり30分程度以上）の頻度を障害別でみると、「身体障害」、「精神障害」、「高次脳機能障害」、「難病」は「ほとんどしない」、「知的障害」、「発達障害」は「ほぼ毎日」が、それぞれ最も多くなっています。



■この1年で障害を理由に嫌な思いをした経験の有無

嫌な思いをした経験が「ある」本人は全体では14.9%ですが、高次脳機能障害は30.0%、精神障害は29.0%、発達障害は22.3%と、他の障害よりも多くなっています。

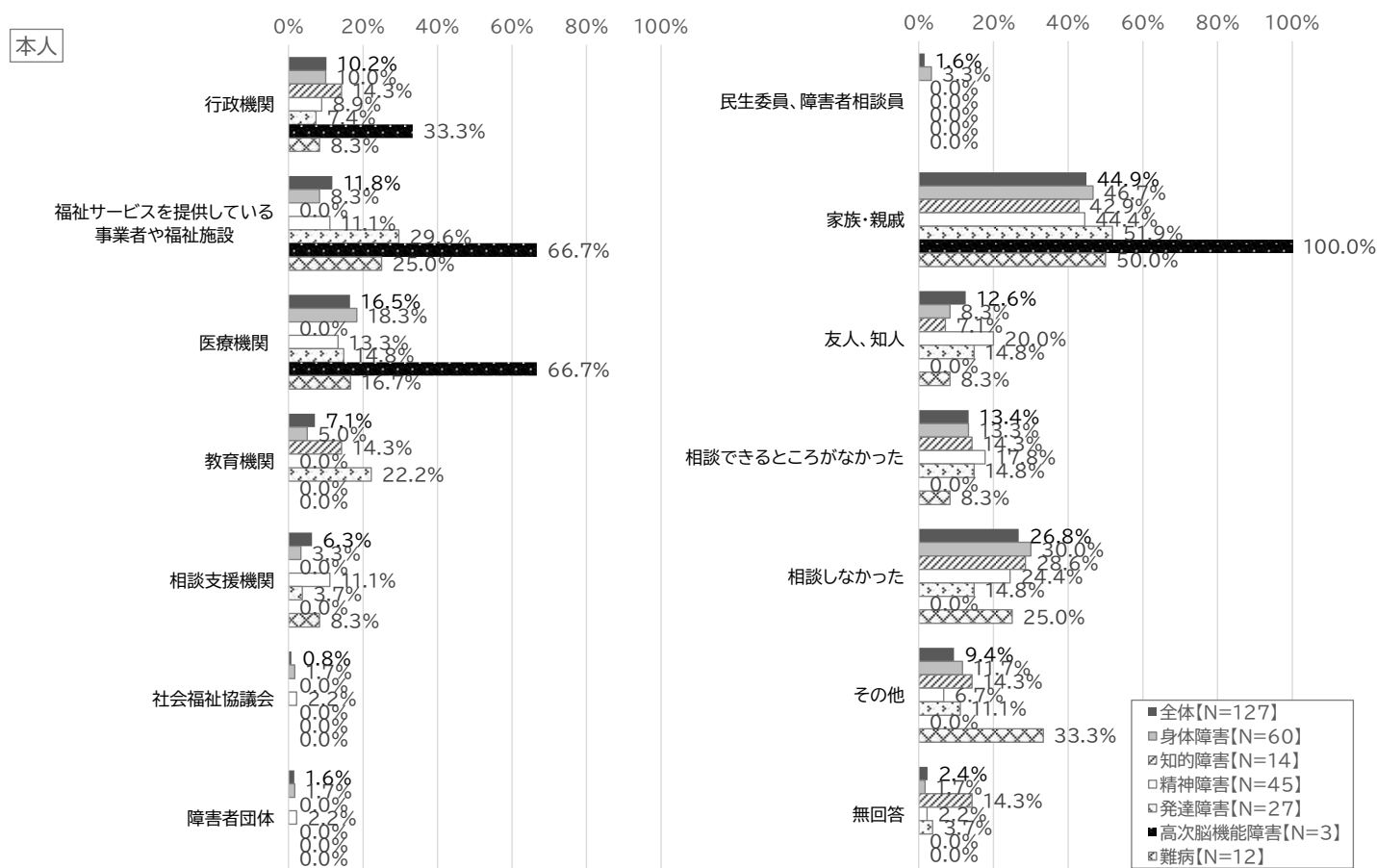
一方、家族・支援者の全体では11.3%と本人の回答よりも少なく、精神障害は12.8ポイント、高次脳機能障害では7.8ポイント、本人のほうが家族・支援者よりも多くいやな思いをしていると回答しています。



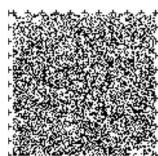
■嫌な思いをしたときの相談先（複数回答）

嫌な思いをしたときの相談先は、すべての障害で「家族・親戚」が最も多く、次いで多いのは、身体障害、精神障害は「医療機関（病院、診療所、歯科医院など）」、知的障害は「行政機関（市役所、市の出先機関、保健所など）」と「教育機関（学校、教育センターなど）」、発達障害と難病は「福祉サービスを提供している事業者や福祉施設」となっています。

また、身体障害、知的障害、精神障害、難病で「相談しなかった」が2割から3割、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害で「相談できるところがなかった」が1割から2割近くいます。



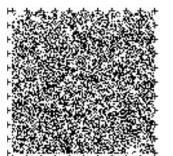
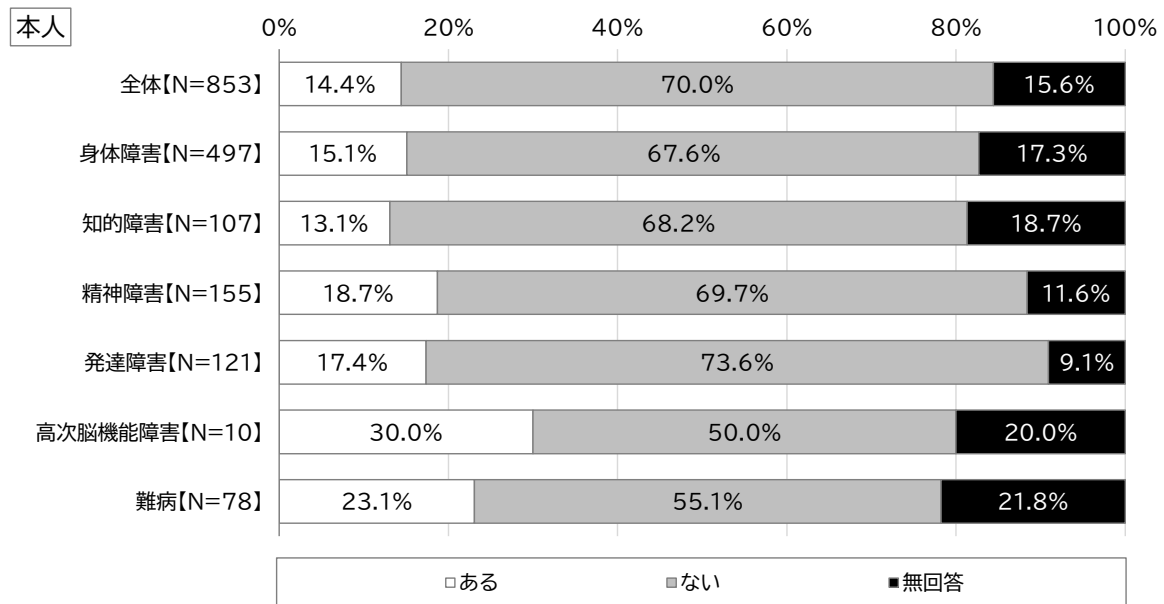
本人が「その他」に記載した主な内容では、「職場の上司」、「派遣先」、「年金事務所」、「どこに（相談）していいかわからない」などがあります。



■この1年で障害による困りごとについてよい対応を受けうれしかったことの有無

この1年間に、障害による困りごとについて、よい対応を受け、うれしかったことの有無では、「ある」が14.4%、「ない」が70.0%となっています。

障害別でみると、「ある」は高次脳機能障害が30.0%、難病が23.1%と他の障害よりも多くなっています。



8. 前期計画の推進状況

(1) 令和5（2023）年度に向けた数値目標の達成状況

「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第6期）・坂戸市障害児福祉計画（第2期）」において設定した以下の7項目に関する数値目標について、その達成状況は次のとおりとなっています。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

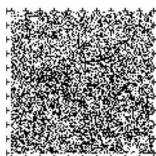
項目	目標値	実績値	備考
地域生活移行者数	5人	0人	令和5（2023）年度末までに施設入所からグループホーム、一般住宅等の地域生活へ移行する人の数

② 精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績値	備考
協議の場の開催回数	1回	1回	令和5（2023）年度において、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数
協議の場への関係者の参加者数	8人	7人	令和5（2023）年度において、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	令和5（2023）年度において、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値	実績値	備考
年1回以上の運用状況の検証の実施	1回	1回	令和5（2023）年において、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討の実施回数



④ 福祉施設から一般就労への移行等

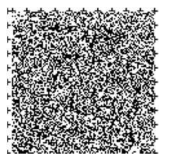
項目	目標値	実績値 (※)	備考
令和5（2023）年度の一般就労移行者数	13 人	4 人	令和5（2023）年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数
令和5（2023）年度の一般就労移行者数	12 人	2 人	令和5（2023）年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数
令和5（2023）年度の一般就労移行者数	1 人	2 人	令和5（2023）年度において、就労継続支援 A 型を通じて一般就労に移行した人の数
令和5（2023）年度の一般就労移行者数	2 人	0 人	令和5（2023）年度において、就労継続支援 B 型を通じて一般就労に移行した人の数
令和5（2023）年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	12 人 (8 割)	0 人	令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用した人数（割合）（12/15 人）
就労定着率が8割以上の事業所数	1 (10 割)	0	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数（割合）（1/1）

※令和5（2023）年6月末現在の実績

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績値	備考
児童発達支援センターの設置数	1 箇所	1 箇所	令和5（2023）年度末の児童発達支援センターの設置数
保育所等訪問支援事業所の設置数	2 箇所	4 箇所	令和5（2023）年度末の保育所等訪問支援事業所の設置数
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 箇所	0 箇所	令和5（2023）年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数
医療的ケア児 ¹¹ 支援のための関係機関等の協議の場の設置	有	有	令和5（2023）年度末における医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置の有無
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有	令和5（2023）年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無

¹¹ 医療的ケア児：医師による「医療行為」とは区別される、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族等が日常的に行っている医療的介護行為（医療的ケア）を必要とする児童を医療的ケア児と呼ぶ。

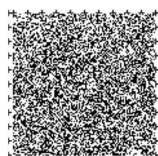


⑥ 相談支援体制の充実

項目	目標値	実績値	備考
専門的な助言・指導件数	55 件	114 件	令和 5（2023）年度における地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導の件数 ※週 1 回程度での助言・指導を見込んだ件数
人材育成の支援件数	2 件	13 件	令和 5（2023）年度における地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ※年 2 回の研修・事例検討会議を見込んだ件数
地域の相談機関との連携強化の取組	15 件	55 件	令和 5（2023）年度における地域の相談機関との連携強化のための取組の実施件数 ※月 1 回程度の定例会を見込んだ件数

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標値	実績値	備考
県が実施する研修への参加人数	8 人	15 人	令和 5（2023）年度における埼玉県が実施する研修への参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有	有	令和 5（2023）年度における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数	1 回	1 回	令和 5（2023）年度における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数



(2) 令和3（2021）年度の取組状況

■新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所等への臨時的な対応の実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、就労移行支援事業所等において、臨時的な在宅でのサービス提供について柔軟な取扱いを実施しました。

■坂戸市立勝呂福祉作業所への自動水栓及び避難梯子等の設置

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、非接触タイプのセンサー式自動手洗い水栓へ交換し、感染の予防を図りました。また、避難梯子を設置し、勝呂福祉作業所職員の火災時の安全確保を図りました。

■視覚障害者支援講習会（代読代筆支援講習会）の映像講習の実施

視覚障害者支援講習会（代読代筆支援講習会）の実施方法を映像講習に変更し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りつつ、代読代筆支援の基本的技術の普及を図りました。

(3) 令和4（2022）年度の取組状況

■坂戸市介護施設等における物価高騰対策支援補助金の交付

電気・ガス等の物価の高騰の影響を受けている障害福祉サービス等を運営する事業者に対し、経費の一部を坂戸市介護施設等における物価高騰対策支援補助金として交付することにより、介護施設等を運営する事業者及びその利用者の負担の軽減を図りました。

■重度心身障害者医療費支給事業における県内医療機関窓口払いの無料化

重度心身障害者医療費について、窓口払いを不要とする医療機関を県内全域へと拡大し、重度心身障害者の負担軽減を図りました。

■坂戸市障害者等日常生活用具給付事業の対象者拡大

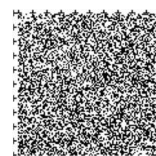
本事業で給付している紙おむつ等について、3歳未満の重度心身障害児も新たに給付対象とするよう対象者の範囲を拡大しました。

■坂戸市手話言語条例推進方針の制定

坂戸市手話言語条例に基づき、手話への理解及び手話の普及の促進に関する施策等を総合的にかつ計画的に推進するために坂戸市手話言語条例推進方針を制定しました。

■手話言語のためのブルーライトアップイベントの実施

市民への手話への理解及び手話の普及の促進を図るため、「手話言語の国際デー」に合わせ、東武鉄道及び坂戸市聴力障害者の会とともに、坂戸駅においてブルーライトアップイベントを実施しました。



■「1分で学べる手話動画」の制作

手話の普及の促進を図るため、障害者週間に合わせて、聴覚障害者の当事者団体である坂戸市聴力障害者の会とともに、日常生活で使える手話単語を学ぶ手話動画を制作しました。

(4) 令和5（2023）年度の取組状況

■坂戸市福祉タクシー利用券の利用枚数の変更

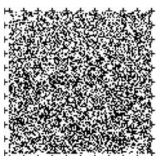
重度心身障害者等の社会生活圏の拡大を図るため、タクシー1回の乗車につき使用できる坂戸市福祉タクシー利用券の枚数を1枚から2枚に増やしました。

■坂戸市難聴児補聴器購入費助成事業における助成範囲の拡大

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の修理費用の一部についても助成対象としました。

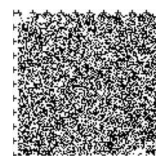
■手話言語施策推進懇談会の設置

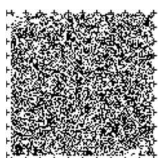
坂戸市手話言語条例推進方針に基づき、坂戸市聴力障害者の会及び手話通訳者等とともに手話言語に係る施策を推進するため、坂戸市手話言語施策推進懇談会を設置しました。



第2部

坂戸市障害者計画





第1章 計画の目標

1. 計画の基本目標

「目標像」の実現に向け、分野別に次の8つの基本目標を設定し、各施策を推進します。

基本目標1 保健・医療の充実 ～「心身ともに健やかに暮らせるまち」をめざして～

「心身ともに健やかに暮らせるまち」は、住み慣れた地域で心と身体の健康を保つための機会が充実し、必要な保健・医療を受けられるまちです。

基本目標2 社会参加への支援 ～「みんなが参加できる差別のないまち」をめざして～

「みんなが参加できる差別のないまち」は、すべての市民が一人ひとりの思いを大切にし、相互に人格と個性を尊重して様々な活動を行い、あらゆる機会に参加できるよう、情報と環境が整備された共生する社会が実現されるまちです。

基本目標3 就労への支援 ～「働く喜びを味わえるまち」をめざして～

「働く喜びを味わえるまち」は、働くことによって得られる生きがいを育み、みんなで助け合いながら、それぞれに輝きのある日々を送れるまちです。

基本目標4 療育・教育の充実 ～「健やかな成長を支えるまち」をめざして～

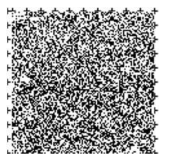
「健やかな成長を支えるまち」は、一人ひとりの状況に配慮した療育・教育が用意され、様々なことについて「共に学び共に育ち合う楽しみ」があるまちです。

基本目標5 「福祉のまちづくり」の推進 ～「安全に外出し、活動できるまち」をめざして～

「安全に外出し、活動できるまち」は、みんなが利用しやすい施設の整備により、不便を感じることなく外出や活動をすることができ、また、災害などの緊急時にも支援体制が整っている、安心して生活できるまちです。

基本目標6 理解と交流の推進 ～「みんなで分かり合えるまち」をめざして～

「みんなで分かり合えるまち」は、障害の有無と関係なく、すべての市民が排除されたり孤立したりすることなく、社会の構成員としてインクルージョン（包容・包摂）されることの大切さを一人ひとりが理解し、共に生活し、共に活動できるまちです。



基本目標7

権利擁護の充実 ～「誰もが安心して生きられるまち」をめざして～

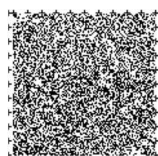
「誰もが安心して生きられるまち」は、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていく権利擁護が充実しているまちです。そして、成年後見制度の周知や虐待防止等に取り組むことにより障害のある人の人権を確保し、養護者を支援していくまちです。

基本目標8

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

～「情報の受発信が自由にできるまち」をめざして～

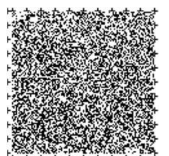
「情報の受発信が自由にできるまち」は、障害のある人が情報の取得・利用・発信を円滑におこなうことができるよう ICT（情報コミュニケーション技術）の活用が推進されるとともに、手話通訳者や点訳者など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人の育成に積極的に取り組むまちです。



2. 施策の体系

本計画は、以下の体系で推進します。

基本目標	施策の方向	施 策
1. 保健・医療の充実	医療サービスの充実	地域医療体制の充実
		在宅医療の充実
	障害者医療に関する助成の充実	重度心身障害者への支援
		精神障害者・難病患者等への支援
	早期発見・早期療養の推進	障害を早期に発見するための体制の充実
2. 社会参加への支援	社会参加活動の推進	健康づくり体制の充実
		移動手段の確保
		障害者団体等の活動への支援
	スポーツ・レクリエーションの充実	介護者への支援
		スポーツ・文化活動への支援
3. 就労への支援	障害のある人の雇用の場の拡大	施設の充実
		障害のある人への就労支援
	福祉的就労の確保	公的機関における雇用拡大の推進
		多様な就労の場の確保
		就労に関する情報提供
4. 療育・教育の充実	幼児教育・療育の充実	乳幼児期の支援の充実
	学校教育等の充実	学齢期の支援の充実
		発達段階に応じた継続的な支援
5. 「福祉のまちづくり」の推進	福祉のまちづくりの推進	公共施設のバリアフリー化
		外出しやすい環境の整備
		住宅の確保及び整備の促進
	防災・防犯対策の推進	防災体制の整備
		防犯体制等の整備
6. 理解と交流の推進	啓発・広報・交流活動の充実	交流機会の充実
		啓発・広報活動の充実
	ボランティア活動等の促進	市民の協力による支援
		さかどふれあいサービスの活用
7. 権利擁護の充実	権利擁護の充実	権利擁護の推進
		成年後見制度の充実
	虐待防止と差別の禁止	虐待防止体制整備の推進
		差別の禁止の周知
8. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	情報が取得しやすい環境の整備	広報活動・情報提供の充実
		情報取得に係る用具等の充実
		学習活動機会の充実
	意思疎通支援に係る人材育成	手話通訳者や視覚障害者支援ボランティアの育成



第2章 施策の展開

基本目標1 保健・医療の充実

障害は、その発症を予防することとともに、早期に発見し早期に治療を開始することでその軽減に努めることが重要です。また、障害のある人が持つ可能性を、適切な療育によって伸ばすことが大切です。

そうしたことを実現するために、障害の早期発見・早期療養を可能とする体制を充実させる必要があります。また、障害のある人が適切な医療や歯科医療を受けられるよう地域の医療体制を充実させるとともに、収入が不安定であることの多い障害のある人への経済的な支援が求められています。

(1) 医療サービスの充実

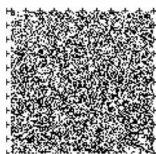
障害のある人が適切な医療・歯科医療を受けることができるよう、必要な情報提供を行うとともに、医療機関や訪問看護ステーション等との連携のもとで、医療サービスの円滑な利用促進を図ります。

① 地域医療体制の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
1	障害のある人のための医療・歯科医療の充実	障害のある人が適切な医療・歯科医療を受けられるよう、障害者歯科相談医 ¹² 等や関係機関の理解と協力を得ながら充実に努めます。	連携の実施	連携の実施	市民健康センター
		また、一般の歯科診療所では対応が困難な重度の障害者等の歯科診療を行える県立障害者歯科診療所等 ¹³ の情報提供を行います。	障害者歯科相談医等の紹介の実施	障害者歯科相談医等の紹介の実施	障害者福祉課

¹² 障害者歯科相談医:障害者等がより身近な地域で歯科治療が受けられるよう、歯科治療体制の充実を図ることを目的に、県内歯科医師に対し実技を中心とした研修を行い、その修了者を県が指定したもの。

¹³ 県立障害者歯科診療所等:総合リハビリテーションセンター、そうか光生園障害者歯科診療所、嵐山郷、あさか向陽園障害者歯科診療所、皆光園障害者歯科診療所の5か所の県立障害者歯科診療所に加え、埼玉県歯科医師会口腔保健センターにおいて、重度の障害者等の歯科診療を行っている。



② 在宅医療の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
2	訪問看護ステーションとの連携	訪問看護ステーションとの連携により、在宅療養児（者）への訪問等を行い、各種サービスの円滑な提供に努めます。	連携の実施	連携の実施	市民健康センター 障害者福祉課

(2) 障害者医療に関する助成の充実

障害のある人の経済的負担や精神的負担を軽減するため、医療費の助成や障害者手当の支給を行います。

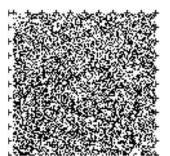
また精神障害者や難病患者へ福祉サービス情報の提供を行いサービスの利用促進を図るとともに、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

① 重度心身障害者への支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
3	障害者手当の支給	特別障害者手当、重度心身障害者手当等を支給し、重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。	受給者数 836 人	受給者数 850 人	障害者福祉課
4	医療費の助成	重度心身障害者の保険診療に係る自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、その利用促進に努めます。	助成・受給者数 1,681 人	助成・受給者数 1,700 人	障害者福祉課

② 精神障害者・難病患者等への支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
5	難病患者等への障害福祉サービス等の情報提供	難病患者等に対して、必要な情報提供を行い、障害福祉サービス等の活用を促進します。	障害福祉サービス利用者数 4 人	障害福祉サービス利用者数 8 人	障害者福祉課
6	相談支援体制の充実	精神障害のある人や難病患者等に対し、電話や訪問、来所等により気軽に相談できる体制を確保します。	障害者等相談支援事業所数 4 箇所	障害者等相談支援事業所数 4 箇所	障害者福祉課



(3) 早期発見・早期療養の推進

乳幼児の健康診査の充実を図り、障害の早期の発見と対応に努めるとともに、うつ病等についても、早期の発見につながる体制を整備します。

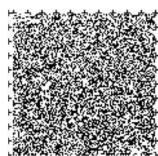
また、生活習慣病の予防や健康づくりに資する講演会等の開催や相談体制の確立を図ります。

① 障害を早期に発見するための体制の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
7	乳幼児健康診査の充実	乳幼児健康診査の充実を図り、すべての子どもたちが心身ともに健やかでいきいきと育つことができるよう支援します。	健康診査者 受診率 (平均) 89.6%	健康診査者 受診率 (平均) 92%	市民健康センター
8	うつ病等の早期発見・相談窓口の啓発	心の健康に関心をもち、うつ病等の早期発見を促すとともに相談窓口の啓発を行います。	こころの体温計 アクセス数 16,324 件	こころの体温計 アクセス数 21,000 件	市民健康センター
9	相談体制の充実	精神障害のある人に対し、電話や訪問、来所等により相談できる体制を確保します。	相談人数 延 120 件 こころの専門相談 年 4 回 延 6 件	相談人数 延 150 件 こころの専門相談 年 4 回 延 8 件	市民健康センター

② 健康づくり体制の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
10	健康づくりに関する教室等の充実	生活習慣病を予防するため、講演会や食事教室を実施し、健康に関する知識の普及啓発に努めます。	教室参加者数 延 5,025 人	教室参加者数 延 6,000 人	市民健康センター
			教室参加者数 延 719 人	教室参加者数 延 800 人	市民健康センター
11	健康相談の充実	健康に関して、誰でも気軽に利用できる相談体制を確立します。	乳幼児健康相談 延 90 人	乳幼児健康相談 延 180 人	市民健康センター
			成人健康相談 (電話・訪問・ 来所) 延 187 人	成人健康相談 (電話・訪問・ 来所) 延 250 人	



基本目標2 社会参加への支援

豊かで充実した生活を送るために、文化芸術やスポーツイベントに触れたり、自身で趣味として活動したりすることは、すべての人にとって大切なことです。しかし、障害のある人にとって、スポーツをしたり、社会参加したりする機会は一般の人よりも限定的になりがちな現実があり、また、参加すること自体にも困難がつきまといます。

障害のある人が、希望する社会参加の機会を等しく享受できるよう、活動団体への支援を通じた機会の拡大や移動手段の確保に向けた支援などが重要となっています。

(1) 社会参加活動の推進

障害のある人が積極的に社会参加できるよう、移動手段の確保や経済的負担の軽減に努めるとともに、障害者団体や家族会の活動や介護者への支援を行います。

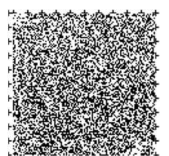
① 移動手段の確保

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
12	身体障害者補助犬の利用支援	身体障害者補助犬（盲導犬 ¹⁴ ・介助犬 ¹⁵ ・聴導犬 ¹⁶ ）の利用について、関係機関と連携し、利用への啓発等支援に努めます。	盲導犬利用者数 1人	盲導犬利用者数 1人	障害者福祉課
13	障害者等移送車の利用促進	障害のある人の社会参加を推進するため、障害のある人等への移送車の貸し出しを促進し、日常生活における活動範囲の拡大を図ります。	移送車の貸出 153件 延231日	移送車の貸出 198件 延300日	坂戸市社会福祉協議会

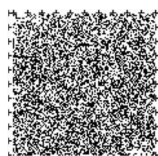
¹⁴ 盲導犬：ハーネスと呼ばれる白い胴輪をつけ、視覚障害のある人が外出する際に安全に目的地へ誘導するために特別に訓練された犬のこと。

¹⁵ 介助犬：手や足に障害のある人の手助けをするために特別な訓練を積んだ犬のこと。

¹⁶ 聴導犬：音が聞こえない又は聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせて生活をサポートする犬のこと。



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
14	福祉タクシー券の 交付・自動車燃料 費の助成	福祉タクシー券の交付や自動車燃 料費の助成の充実を図ります。	福祉タクシー 利用件数 8,118 件 登録者数 1,126 人	福祉タクシー 利用件数 12,000 件 登録者数 1,200 人	障害者福祉課
			自動車燃料費 利用量 10,836.62 ℓ 登録者数 36 人	自動車燃料費 利用量 12,000 ℓ 登録者数 40 人	
			障害児介護用 自動車燃料購入費 利用量 27,356.33 ℓ 登録者数 158 人	障害児介護用 自動車燃料購入費 利用量 30,000 ℓ 登録者数 180 人	
15	車椅子の貸出	車椅子貸出しの利用促進を図りま す。	貸出件数 168 件 延 264 台	貸出件数 218 件 延 343 台	坂戸市社会福祉 協議会
16	自動車運転免許 取得等への支援	自動車の運転免許の取得や、自動 車の改造希望者への支援に努めま す。	運転免許取得 補助件数 1 件	運転免許取得 補助件数 3 件	障害者福祉課
			自動車改造費 補助件数 8 件	自動車改造費 補助件数 4 件	
			障害児介護用 自動車改造費等 補助件数 1 件	障害児介護用 自動車改造費等 補助件数 2 件	

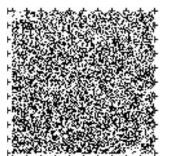


② 障害者団体等の活動への支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
17	障害者団体、家族会等への支援	手話通訳者養成事業など障害者団体の活動や家族会等への支援を充実させ、会員相互の交流などを促進します。 また、各障害者団体等の代表者などと市の意見交換の機会を継続的に設けます。	補助額 52,000 円	補助額 350,000 円	障害者福祉課
		障害のある人々、難病のある人々の団体及び家族会の活動の促進を図るため、団体が実施する福祉事業に対し助成を行います。	助成額 143,000 円	助成額 148,000 円	坂戸市社会福祉協議会
18	障害者団体連絡会への支援	障害者団体等の代表者による情報交換や相互理解を図るとともに、障害者福祉関連全般についての意見交換等の活動を支援します。	連絡会 開催回数 0 回 (講演会含)	連絡会 開催回数 4 回 (講演会含)	障害者福祉課
19	活動の場の確保	障害者団体・ボランティア団体等の活動の場として、公共施設を含めた社会的資源の活用を図ります。	福祉センター 会議室の許可	福祉センター 会議室の許可	福祉総務課

③ 介護者への支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
20	障害児（者）生活サポート事業の充実	在宅の障害児（者）の生活支援と介護者の負担軽減を図るため、事業者及び利用登録者の拡充など事業の充実に努めます。	利用登録者数 634 人 年間利用時間数 8,063.5 時間	利用登録者数 800 人 年間利用時間数 10,000 時間	障害者福祉課
21	介護マークの周知	認知症など外見では介護状態であることが分かりにくい方を介護する際に、誤解や偏見を受けないよう、介護中であることを周囲に理解していただくための「介護マーク」をホームページで周知します。	実施	実施	高齢者福祉課 障害者福祉課



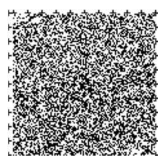
(2) スポーツ・レクリエーションの充実

障害のある人がスポーツや文化活動を楽しめるよう、サークル活動・文化活動への支援を行うとともに、障害者スポーツの推進を図ります。

また、障害のある人のスポーツ施設・文化施設の利用を促進するため、施設利用料の減免を行います。

① スポーツ・文化活動への支援

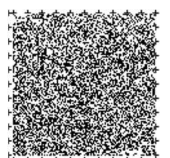
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
22	スポーツ活動、文化活動等への支援	スポーツ活動及び文化活動等の支援に努めます。	近隣施設 交流会の開催 支援	近隣施設 交流会の開催 支援	障害者福祉課
23	スポーツ施設の 利用促進	所管する各施設において、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」等に基づく整備を進めるとともに、施設利用に際して、より多くの高齢者、障害者等が各施設を有効活用できるように環境整備を行います。	施設利用料の 減免件数 市民総合運動公園 191 件 健康増進施設 4,745 件	施設利用料の 減免件数 市民総合運動公園 250 件 健康増進施設 5,000 件	スポーツ推進課
24	スポーツ大会への 参加促進と普及 啓発	障害者がスポーツに親しむ契機をつくることで、障害者スポーツの推進を図るとともに、親睦を深めることで、相互理解の促進を図ります。 また、パラリンピックやデフリンピックなどのスポーツ大会の周知を図り、普及啓発を行います。	市民スポーツ フェスティバルで 障害者スポーツ を周知 彩の国ふれあい ピックの開催周知 の実施 障害者スポーツ 大会の実施 (132 名参加) パラリンピックやデ フリンピックなどの スポーツ大会の 周知	市民スポーツ フェスティバルで 障害者スポーツ を周知 彩の国ふれあい ピックの開催周知 の実施 障害者スポーツ 大会の実施 パラリンピックやデ フリンピックなどの スポーツ大会の 周知	障害者福祉課 スポーツ推進課



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
25	文化施設等の利用促進	障害のある人の文化活動・社会参加の促進を図るため、施設等の利用及び発表会など活動の機会が提供できるよう支援します。	施設の利用料 減免の実施	施設の利用料 減免の実施	社会教育課 （中央公民館） 市民生活課
			芸術文化祭 出品数 1点	芸術文化祭 出品数 3点	市民生活課

② 施設の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
26	福祉拠点施設の充実	福祉センターを拠点として各種福祉活動を実施し、地域福祉の推進を図ります。	福祉センター内に 基幹相談支援セ ンター、就労支援 センターを設置	福祉センター内に 基幹相談支援セ ンター、就労支援 センターを設置	福祉総務課 障害者福祉課



基本目標3 就労への支援

アンケート調査によれば、就労している障害のある人は21.0%で、5人に1人は就労しています。障害別でみると、精神障害は34.8%、知的障害は29.0%と更に高く、知的障害では就労していない人よりも就労している人のほうが多くなっています。しかし、正社員として就労している人は3割に達せず、就労している人のうち3割を超える人が、生活でできるだけの収入がないことを心配し、2割の人が仕事の内容でわからないことを職場の人に聞くことが難しいと回答しています。

障害のある人が自立し生きがいのある生活を送るために仕事を持つことは大切ですが、就労のための支援や就労環境の改善につながる支援が重要となっています。

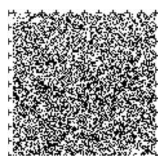
(1) 障害のある人の雇用の場の拡大

障害者就労支援センターの充実を図り、障害のある人の就職相談、職業開拓、職場定着等の支援を行います。

また、市においても、障害のある人の雇用促進と障害者施設等からの物品の調達を進めます。

① 障害のある人への就労支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
27	障害者就労支援センターの充実	障害者就労支援センターにおいて、障害者の就職相談、就職準備、職業開拓、職場実習、職場定着等の各種支援の充実を図ります。	登録者数累計 299 人	登録者数累計 350 人	障害者福祉課
28	事業所等への障害者雇用の促進	障害者就労支援センターにおいて、障害者本人の希望や能力等にあった職業開拓等の支援を行い、事業所等への障害者雇用の促進を図ります。	就労者数累計 161 人	就労者数累計 180 人	障害者福祉課



② 公的機関における雇用拡大の推進

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
29	就職面接会の充実	川越公共職業安定所等と連携し、障害者就職面接会において、障害の多様性に配慮しながら、適職の選択、就職機会の拡大に努めます。	市内参加者 10人	市内参加者 13人	商工労政課 障害者福祉課
30	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	坂戸市障害者優先調達推進方針に基づき、市内の障害者施設等からの物品等の調達の推進を図ります。また、物品等の販路拡大の支援に努めます。	調達実績 400件 52,000円	対前年比増	全課
31	市職員への障害のある人の雇用促進	障害者活躍推進計画に基づき、職域の拡大等を進め、今後も障害のある人の市職員としての雇用を推進します。	障害者雇用率 2.66%	障害者雇用率 3.0%	職員課

(2) 福祉的就労の確保

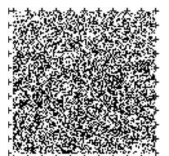
障害のある人が多様な職場での就労が可能となるよう、福祉的就労の場に関する情報提供を行うとともに、市内施設での生産品の販路の拡大を支援します。

① 多様な就労の場の確保

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
32	施設の販売支援	市内施設の坂戸駅南北自由通路における販売を引続き支援していくとともに、生産品の販路拡大等について、情報提供等の支援を行います。	坂戸駅南北自由通路での販売支援を実施	坂戸駅南北自由通路での販売支援を実施	障害者福祉課

② 就労に関する情報提供

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
33	福祉的就労の場に関する情報提供の支援	生産活動等の機会の提供や就労に向けた支援を実施する福祉的就労の場について、情報提供の支援を行います。	情報提供の実施	情報提供の実施	障害者福祉課



基本目標4 養育・教育の充実

乳幼児健康診査等で障害が発見された子どもに対しては、保護者やその家族も含め、適切な相談支援や療育を行い、就学後は一人ひとりの障害特性に応じた教育を行うことで、子ども自身の持つ能力を伸ばし、将来にわたって生活に必要な力をつけることができるよう支援することが大切です。

本市では、公立小中学校の特別支援学級で学ぶ児童・生徒数が年々増加しています。学齢期の子どもたちに対しては、発達段階に応じたきめ細かな支援を、切れ目なく継続的に行うことが求められています。

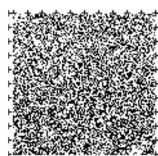
(1) 幼児教育・療育の充実

障害のある幼児一人ひとりが、その特性に応じた適切な教育・療育を受けることができるように、支援に関わる関係者と連携した相談体制や訪問指導等の充実を図ります。

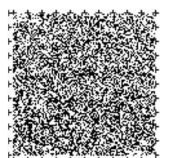
また、幼稚園や保育園、学校、医療機関などが連携した早期療育体制の整備に努めます。

① 乳幼児期の支援の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
34	相談体制の充実	児童相談所、保育園、保健所等と連携し、相談体制の充実に努めます。 障害児等及びその家族に対し、生活、育児、保健等に関するきめ細かな相談体制を確立します。	家庭児童相談室等の相談 必要時実施	家庭児童相談室等の相談 必要時実施	こども支援課
			すくすく発達相談 延 99 人	すくすく発達相談 延 105 人	市民健康センター
			1歳6か月児健診 二次相談 (にこにこ親子相談) 延 17 人	1歳6か月児健診 二次相談 (にこにこ親子相談) 延 24 人	
			障害者等相談 支援事業所数 4 箇所 (再掲)	障害者等相談 支援事業所数 4 箇所 (再掲)	障害者福祉課



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
35	訪問指導の充実	障害児等及びその家族に対し、保健師等の訪問指導を実施するとともに、医療機関、保健所等と連携し、その充実に努めます。	育児支援訪問 12 世帯	育児支援訪問 10 世帯	こども支援課
			家庭訪問等 必要時実施	家庭訪問等 必要時実施	障害者福祉課
36	言語発達遅滞児グループ指導の充実	子どもの言語発達や対人関係の向上と、家族等の相談や交流・情報交換の場となるよう、グループ指導の充実に努めます。	実施回数 81 回	言語発達遅滞児グループ指導 実施	こども支援課 こども家庭センター
37	早期療育体制の整備	障害や発達の遅れのある乳幼児及び児童について、幼稚園、保育園、学校、医療機関など関係機関との連携により、早期療育体制を整備します。	のびのび 親子教室 24 回 延 408 人	のびのび 親子教室 実施	こども支援課 こども家庭センター
			連携必要時 実施		
		市内の保育施設（保育園・幼稚園・子育て支援センター等）に障害児保育の専門知識を有する作業療法士等を派遣し、担当保育士等に対し、発達が気になる子どもに対する具体的な対応方法等を指導し、発達が気になる子どもの早期支援を推進します。	障害児等保育 実践指導 32 回	障害児等保育 実践指導 実施	保育課
			子供の発達支援 巡回事業 22 回	子供の発達支援 巡回事業 18 回	障害者福祉課
38	保育園、幼稚園の充実	支援を必要とする乳幼児の保育園、幼稚園への受入れを今後も進めるとともに、支援に対応した施設整備、特別支援職員の配置に努めます。また、職員研修を充実させ、指導力の向上を図ります。 末広幼稚園が令和 4（2022）年度で廃園となることから、心身に障害等のある市内在住の幼児の私立幼稚園又は幼稚園型認定こども園への就園を促進し、私立幼稚園等における特別支援教育の振興を図ります。	障害加配保育士 配置数 公立保育園 (5 園) 11 名 私立保育園 (6 園) 9 名 私立認定こども園 (2 園) 4 名	実施	保育課
			私立幼稚園等 特別支援教育費 補助対象者数 在園児 42 人	私立幼稚園等 特別支援教育費 補助対象者数 在園児 77 人	

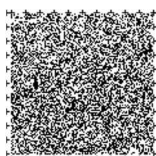


(2) 学校教育等の充実

幼稚園、保育園、小・中学校等の連携による切れ目のない支援や交流保育・交流教育を推進し、子ども同士がともに過ごし、ともにふれあうなど、インクルーシブ教育¹⁷の理念のもと、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

① 学齢期の支援の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
39	教育センターの充実	幼稚園、保育園、学校、市民健康センター、医療機関、福祉部門等との連携を強化するとともに、就学相談などの就学支援体制の充実を図ります。	医療を含む 教育相談の実施 年4回	医療を含む 教育相談の実施 年4回	学校教育課 教育センター
40	通常学級における 配慮を要する児童 生徒への支援	配慮を要する児童生徒が通常学級において、ともに学び合えるよう担任を含めた学校の教職員、学校支援員等により支援に努めます。	学校支援員の 配置 延62名	学校支援員の 配置 延65名	学校教育課 教育センター
41	支援籍における 学習の充実	障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた学習の場を設け、毛呂山特別支援学校や坂戸ろう学園等からの支援籍による学習の充実に努め交流を深めます。	支援籍学習の 実施6校 (希望7校・コ ロナのため1校 中止)	希望に対し 100%実施	学校教育課 教育センター
42	特別支援学級、 通級指導教室の 充実	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育が受けられるよう、特別支援学級、通級指導教室（発達障害と情緒障害の教室、ことばの教室）の充実に努めます。	通級指導教室の実施 情緒障害の教室 小学校12校に 4教室 中学校7校に 1教室 ことばの教室 小学校12校に 2教室	実施	学校教育課 教育センター
43	医療的ケア児への 支援の充実	医療的ケアが必要な児童生徒が支援を受けながら適切な教育が受けられるよう、必要に応じ医療的ケア看護職員を配置します。	医療的ケア看護 職員の配置 4名	医療的ケア看護 職員の配置 必要に応じ 100%実施	学校教育課 教育センター

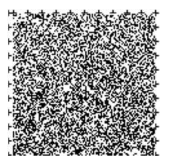


¹⁷ インクルーシブ教育:障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが地域の学校でともに学べる教育。

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
44	教職員の指導力向上	発達障害を含めた様々な障害について教職員、学校支援員の指導力を向上するため、研修の充実を図ります。	特別支援教育研修会 1回 支援員研修会 1回 事例研究会 4回	特別支援教育研修会 1回 支援員研修会 1回 事例研究会 9回	学校教育課 教育センター
45	施設のバリアフリー化等の推進	障害のある児童生徒が安心して就学できるよう、段差の解消、階段への手すりの設置など、学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、学校施設の新築時等においては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」等に基づく学校施設整備を進めます。	バリアフリーを考慮したトイレ改修工事の実施数 年2校	バリアフリーを考慮したトイレ改修工事の実施数 年2校	教育総務課

② 発達段階に応じた継続的な支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
46	発達段階に応じた継続的な支援	発達障害等に対する乳幼児期、学齢期、成人期への発達段階に応じた支援を適切かつ継続的に実施するため、関係機関等との連携を強化します。	連携会議の実施	必要時実施	障害者福祉課 市民健康センター こども支援課 保育課
			就学相談希望者への対応率 100%	就学相談希望者への対応率 100%	学校教育課 教育センター
		乳幼児期から成人期にいたるまで、一貫した支援のために、必要な方にサポート手帳を配付し、活用の周知を行います。	サポート手帳 配付数 93冊	サポート手帳 配付数 100冊	障害者福祉課



基本目標5 「福祉のまちづくり」の推進

アンケート調査では、全体の約4割の人が、ほぼ毎日外出していると回答していますが、外出が一人でできると回答した割合は、全体では5割に達していません。障害のある人が安心して安全に外出できるためには、公共施設や公共交通機関、道路などのバリアフリー化をさらに推進することが必要です。

また、障害のある人は、住居の確保に困難を抱える場合が一般の人よりも多いことから、地域で安定した生活を送るために、住環境の整備に係る支援が重要であるとともに、近年、深刻化する自然災害に対する減災施策、高齢者、障害者などを狙った詐欺や暴力犯罪の発生を未然に防止する対応などが重要となっています。

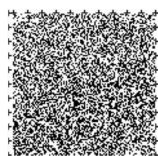
(1) 福祉のまちづくりの推進

障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が日常生活を送りやすく、社会活動に参加しやすい環境を整備するため、道路や公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

また、障害のある人が地域で安定した生活を送ることができるよう、住宅情報の提供や住宅改修費の助成、市内のグループホーム設置者への補助等を行います。

① 公共施設のバリアフリー化

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
47	施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン推進基本方針の周知	関係法令に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進するほか、道路（歩道）のバリアフリー化、身近な公園等の段差の解消等を行い、だれもが利用しやすい環境整備を図ります。また、坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針に基づき、だれもが利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービス等をつくろうとする考え方を推進するとともに、社会情勢等を考慮し、必要に応じて坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針の見直しを行います。	施設改修に際しバリアフリー化を実施、ユニバーサルデザイン推進基本方針の周知	実施	関係各課 政策企画課



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
48	駅及び周辺の整備	駅施設及びその周辺の整備について、関係機関と連携して、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性の向上を図るための環境整備に努めます。	1回あたり 放置自転車 撤去台数 (R2～R4 平均) 1.78 台/回	1回あたり 放置自転車 撤去台数 (R6～R8 平均) 1.5 台/回	交通対策課
			公共交通機関 への要望 年1回	公共交通機関 への要望 年1回	交通対策課

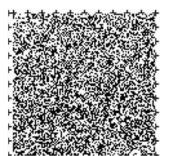
② 外出しやすい環境の整備

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
49	外出しやすい環境の整備	安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や都市計画マスタープランの基本方針に沿って、道路、歩道の整備に努めるとともに、都市公園のユニバーサルデザイン化を推進し、バリアフリートイレなどの整備充実を図ります。また、点字等誰にでも分かりやすい情報の提供に努め、安全点検を実施します。	坂戸市都市計画 マスタープランに 沿った各施策の推進 実施	坂戸市都市計画 マスタープランに 沿った各施策の推進 実施	都市計画課
			交差点の歩行者 たまり空間の整備 及び駅前広場内 の段差解消・点 字ブロック設置	道路、歩道や公 園について、要望 のあった路線及び 箇所の整備に努 める	維持管理課 道路河川課
50	市民バスの充実	市民バスの特別乗車証の利用促進を図ります。	特別乗車証 発行枚数 181 件 (障)	特別乗車証 発行枚数 200 件 (障)	障害者福祉課

③ 住宅の確保及び整備の促進

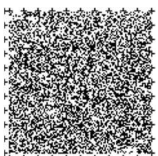
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R5 (2023)	目標値 R8 (2028)	所管課
51	セーフティネット住宅等の普及促進	障害のある人が地域社会において安定した生活を営むことができるよう、「あんしん賃貸支援事業 ¹⁸ 」の推進に努めます。	実施	実施	住宅政策課

¹⁸ あんしん賃貸支援事業：障害者世帯、高齢者世帯など、これまでは賃貸住宅への入居の制限を受けやすかった方々の入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため埼玉県の実施。サポート店(仲介事業者)、支援団体(NPO、社会福祉法人等)と連携し、こうした世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)や支援団体を登録する制度がある。



第2部 坂戸市障害者計画-第2章 施策の展開

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R5（2023）	目標値 R8（2028）	所管課
52	住宅改造費の 助成	在宅生活の利便性向上を図るため、 「重度身体障害者居宅改善整備費補助」の利用促進を図ります。	助成件数 0 件	助成件数 1 件	障害者福祉課
53	グループホームの 整備促進	民間事業者が市内に設置するグループ ホームの整備費の一部を補助し、障害 のある人の生活の場の確保に努めます。	定員数 163 人	定員数 178 人	障害者福祉課



(2) 防災・防犯対策の推進

障害のある人や高齢者など、自然災害が発生した際に「弱者」となりうる人が、安全に避難できたり、避難所での配慮が得られやすくなるよう、支援体制を整備します。

また、住民、警察、行政が連携し、犯罪の未然防止につながる地域の安全活動を推進するとともに、支援を必要とする人を地域で見守る体制を推進します。

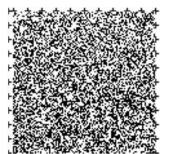
① 防災体制の整備

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
54	避難支援体制の整備	災害時の避難支援では、在宅で生活する障害のある人で避難行動に支援を必要とする方の「坂戸市避難行動被支援希望者登録台帳 ¹⁹ 」への登録を促進するとともに、支援者となる民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織、安否確認協力者に台帳情報を提供し、障害の状況に応じた支援体制の整備に努めます。	避難行動被支援希望者登録者数 約 1,200 人	避難行動被支援希望者登録申請 受付継続	防災安全課 高齢者福祉課 障害者福祉課
			関係団体との連携実施	関係団体との連携実施	防災安全課
		日頃の自主的な準備が重要であることから、ストーマ ²⁰ 装具を使用するオストメイトへは、大規模災害時の「埼玉県災害時ランニング備蓄事業 ²¹ 」の周知を行います。 災害時には、避難所でストーマ装具の希望数量を確認し、配布を行います。	ストーマ装具支給決定者に周知	ストーマ装具支給決定者に周知	障害者福祉課

¹⁹ 避難行動被支援希望者登録台帳：高齢者や障害者などの要配慮者のうち、避難の確保を図るため、特に支援を要する者（避難行動要支援者）のうち、平常時から自身の情報を支援者に公開することに同意し、市へ登録の申請を提出した者のみを記載した台帳。この台帳が各支援者へ配布され、必要な支援に活用されることとなる。

²⁰ ストーマ：消化管や尿路の疾患などにより腹部に便を排泄するために造設された排泄孔のこと。消化管ストーマと尿路ストーマとに大別され、消化管ストーマは人工肛門、尿路ストーマは人工ぼうこう、ストーマを持つ人はオストメイトと呼ばれる。

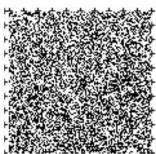
²¹ 埼玉県災害時ランニング備蓄事業：内部障害者のうちストーマ用装具を必要とする、ぼうこう・直腸障害者に対し、大規模災害発生時にストーマ用装具を配布する事業。ランニング備蓄（卸売り業者が流通過程で保管している物資を活用する方法）により備蓄した装具を、市町村からの連絡を受けて県が配布する。



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R5 (2023)	目標値 R8 (2028)	所管課
55	緊急時連絡体制の整備	消防署など関係機関と連携し、地震や水害など緊急情報の提供体制の整備を進めるとともに、地域住民、自主防災組織などと連携し緊急時の連絡体制の整備に努めます。また、地域防災拠点・避難所等における緊急時の情報連絡体制の充実に努めます。	緊急速報メール（エリアメール） ²² 、防災行政無線及びさろんメール等による情報発信	緊急速報メール、防災行政無線、さろんメール、防災アプリ、J:com 専用端末等による情報発信	防災安全課
			協定締結 福祉避難所 9 施設	協定締結 福祉避難所 9 施設	防災安全課 高齢者福祉課 障害者福祉課
56	防災知識の普及等	広報紙や市のホームページなどを活用し、防災知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚に努めます。	風水害及び大規模災害に備えての記事を年2回掲載	風水害及び大規模災害に備えての記事を年2回以上掲載	防災安全課
57	災害用バンダナの配布	災害時に「聞こえない・聞こえにくい人」であることや「手話のできる聞こえる人」であることが一目で分かるように「災害用バンダナ」を配布します。また、避難所において備蓄しています。	災害用バンダナ 適宜配布 継続	災害用バンダナ 適宜配布 継続	障害者福祉課 防災安全課

② 防犯体制等の整備

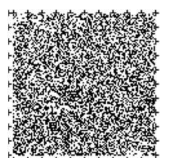
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
58	地域安全活動の推進	地域住民、警察、行政が連携を図り、地域における自主的な防犯パトロール活動などの地域安全活動を推進するとともに、防犯灯の設置を進めることで、犯罪などを未然に防ぎ、障害のある人の安全が確保できる体制づくりに努めます。	防犯灯の設置 基数 8,076 基	防犯灯の設置 基数 8,300 基	防災安全課
59	見守り体制の推進	支援を必要とする方が地域で孤立しないよう、事業所等との連携により設置している「坂戸市見守りネットワーク」を活用し、早期に見つけ、適切な支援につなげる体制づくりに努めます。	見守りネットワーク 構成組織数 21 団体 106 事業所	見守りネットワーク 構成組織数 21 団体 109 事業所	高齢者福祉課 障害者福祉課



²² 緊急速報メール（エリアメール）：災害などの緊急時において、各携帯電話事業者のネットワークを介して、基地局エリアに存在する対応携帯電話に一斉配信するサービス。

59	見守り体制の推進 (続き)	見守りが必要な人に対して、個人識別用の番号と市役所連絡先を印字したキーホルダーを配布し、警察等に保護された場合に家族等の関係者に迅速に連絡できる仕組みを継続します。	見守りキーホルダー 配布件数 93 件 (高) 9 人 (障)	見守りキーホルダー 配布件数 115 件 (高) 10 人 (障)	高齢者福祉課 障害者福祉課
		緊急時の対応が困難な一人暮らし高齢者等に対して、緊急時に備えた支援を行います。 必要に応じた援助及び救急要請等を行うための装置を設置し、ボタンを押すことで受信センターに通報されます。引き続き設置を進めるとともに、適切な利用方法と費用負担について、周知を行います。	緊急時通報システム 設置台数 139 台 (高) 5 台 (障)	緊急時通報システム 設置台数 169 台 (高) 6 台 (障)	高齢者福祉課 障害者福祉課
		自ら所定のごみ集積所へごみや資源物を出すことができない人を対象に、直接自宅を訪問し、ごみ等を収集するとともに、安否確認を行います。今後も利用者が増加することが考えられますが、この事業を通して、在宅生活の向上を図ります。	ふれあい収集 利用者数 308 人 (高) 4 人 (障)	ふれあい収集 利用者数 393 人 (高) 7 人 (障)	高齢者福祉課 障害者福祉課 (西清掃センター)
		「市民くらし安心カード ²³ 」をもとに民生委員・児童委員による見守り活動の強化を図ります。	市民くらし安心カード 回収世帯数 23,404 件	市民くらし安心カード 回収世帯数 25,000 件	福祉総務課
		救急対応される際に、本人の情報が正確に救急隊に伝達され、より適切な措置が図られることを目的とした「救急情報カード」を配布します。	救急情報カード 配布人数 1,833 人	救急情報カード 配布人数 2,200 人	高齢者福祉課
		病気やケガなどの緊急時や災害時の身元確認のための「緊急連絡カード」を配布します。	緊急連絡カード 適宜配布	緊急連絡カード 適宜配布	障害者福祉課
		障害のある人等が日常生活や災害時・緊急時において、困ったときに必要な支援や配慮を受けられるよう「ヘルプカード」を配布します。	ヘルプカード 134 枚 ヘルプマーク 190 枚	ヘルプカード 180 枚 (障) 適宜配布 (高) ヘルプマーク 240 枚 (障) 適宜配布 (高)	障害者福祉課 高齢者福祉課 こども支援課 健康保険課

²³ 市民くらし安心カード：住所や氏名、緊急連絡先、要支援の有無、災害時において支援者の安否確認に協力できるかなどが記載されているカード。カードを基に民生委員・児童委員は地域の見守り活動を行う。また、緊急時や災害発生時には、市民の安否を確認するために使用する。



基本目標6 理解と交流の推進

アンケート調査によると、この1年で障害を理由に嫌な思いをした経験のある割合は14.9%で、3年前の前回調査から2.9ポイント低くなりましたが、精神障害及び高次脳機能障害のある人の3割、発達障害のある人では2割超が嫌な思いを経験しています。

障害のある人についての正しい理解を深めることは、地域のすべての人が互いに尊重しながらともに生きる共生社会の実現の基礎となります。そのためには理解促進に係る広報・啓発活動とともに、障害のある人となない人とが交流する機会を充実させる必要があります。

本市では、障害のある人の活動を支援するボランティア団体への支援やボランティアに携わる人材の育成を通じて、交流活動を促進していきます。

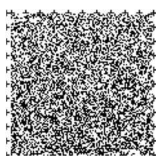
(1) 啓発・広報・交流活動の充実

障害のある人に対する市民の理解促進や差別解消を図るため、さまざまな交流活動を充実させるとともに、啓発や広報活動を行います。

また、市職員が障害者差別や障害者福祉についての理解を深めるための研修を実施します。

① 交流機会の充実

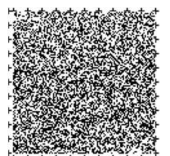
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
60	各施設での交流促進	公共施設や障害者施設において、市民との交流機会を支援し、障害のある人への理解促進を図ります。	福祉作業所まつり等 開催支援継続	福祉作業所まつり等 開催支援継続	障害者福祉課
61	交流イベント等の充実	すべての人がともに参加することのできるイベントを開催し、相互の理解促進を図ります。また、障害者週間 ²⁴ などの機会を捉えて、障害者福祉に対する関心と理解を深めるための啓発活動を行います。	福祉であいの 広場等参加者数 中止	福祉であいの 広場等参加者数 1,000 人	坂戸市社会福祉協議会
			庁内市民ホール における授産品 販売スペースの 確保実施	障害者週間等 における啓発活 動の実施	障害者福祉課



²⁴ 障害者週間:期間は12月3日～9日。国民の障害者福祉に対する関心と理解を深めるとともに、障害のある人自らの社会参加への意欲を高めるために設けられ、様々な啓発活動が実施されている。

② 啓発・広報活動の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
62	障害者制度の理解促進	障害者等のてびきの活用により、障害のある人やその家族に対して、障害者制度の理解促進を図ります。	障害者等のてびきの配布	障害者等のてびきの配布	障害者福祉課
63	障害のある人への理解促進	障害者週間等において、関係団体等の協力を得て各種啓発活動を実施し、心のバリアフリーを推進します。また、広報紙などを通じて情報提供や講演会等による市民の学習機会の充実により、障害のある人への理解の促進や差別の解消に努めます。また、市職員の研修機会の拡充と「出前講座」等による市民への啓発活動を推進します。	障害者用駐車場マナーアップ、ヘルプカード等の普及啓発の実施	障害者用駐車場マナーアップ、ヘルプカード等の普及啓発の実施	障害者福祉課
			障害者週間に合わせて広報さかどで特集記事年1回	障害者週間に合わせて広報さかどで特集記事年1回	広報広聴課
			出前講座での情報提供、人権講座の実施	出前講座での情報提供、人権講座の実施	社会教育課
64	市職員に対する研修の実施	職員研修において、障害者福祉や障害者差別に関する内容を取り上げ、職員が障害者福祉や障害者差別について理解を深めるよう努めます。	障害者福祉や障害者差別に関する研修を実施	障害者福祉や障害者差別に関する研修を実施	職員課



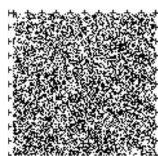
(2) ボランティア活動等の促進

障害のある人の多様な活動を支援するために、ボランティア活動への支援や団体との連携を図り、ボランティア人材の育成・確保に努めます。

また、市民のボランティア精神を土台とした生活支援等のサービスを行う「さかどふれあいサービス」の利用を促進します。

① 市民の協力による支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
65	ボランティア団体との連携及び育成	障害のある人の多様な活動を支援するため、ボランティア団体との連携を図り、各種講座を実施します。 また、様々な活動分野でのボランティアを育成し人材確保に努めます。	パソコン点字 初級講座 受講者数 —	パソコン点字 初級講座 受講者数 10人	障害者福祉課 坂戸市社会福祉協議会
			デージー図書 編集者養成講座 受講者数 6人	デージー図書 編集者養成講座 受講者数 10人	
			音訳ボランティア講座 受講者数 5人	音訳ボランティア講座 受講者数 10人	
			拡大教科書 制作講座 受講者数 —	拡大教科書 制作講座 受講者数 10人	
			視覚障害者支援 ボランティア 体験講座 受講者数 12人	視覚障害者支援 ボランティア 体験講座 受講者数 30人	
			代読代筆支援 講習会 受講者数 9人	代読代筆支援 講習会 受講者数 20人	障害者福祉課

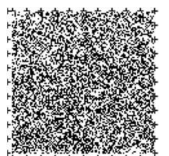


番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
66	ボランティア活動等への支援	ボランティアセンターやボランティアビューロー ²⁵ の充実を図るとともに、小・中・高校生の「ボランティア体験」等を積極的に実施し、市民の福祉活動の促進に努めます。	会議・ボランティア体験等への参加人数 延 688 人	会議・ボランティア体験等への参加人数 延 800 人	坂戸市社会福祉協議会
		また、障害のある人の要望とボランティアを結ぶネットワークづくりを進めながら、地域のボランティア需要の拡大を図ります。	情報誌 年 1 回	情報誌 年 2 回	

② さかどふれあいサービスの活用

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
67	さかどふれあいサービスの利用促進	市民のボランティア精神を支えとして、市民相互の理解の下に、サービスの提供を行うさかどふれあいサービスとして、家事援助を中心とした生活支援に努めます。	利用会員 17 人 利用実績 543.5 時間	利用会員 30 人 利用実績 1158.5 時間	坂戸市社会福祉協議会

²⁵ ボランティアビューロー：市民が気軽にボランティア活動に参加できるようにするための活動の拠点。



基本目標7 権利擁護の充実

障害者基本法はその第4条において「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定しています。また、令和3年の障害者差別解消法の改正では、事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられました。

本計画では、坂戸市成年後見センターを中心に、判断能力が十分でない人の地域生活を支える権利擁護活動を継続的に実施するとともに、子ども家庭センターの設置等を通じ虐待防止体制の強化を図ります。また、法改正に合わせ、事業者による合理的配慮の提供等についての周知も推進していきます。

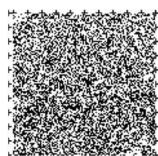
(1) 権利擁護の充実

知的障害や精神障害などの障害のある人や認知症の人の成年後見制度の利用が促進されるよう、坂戸市成年後見センターを中心に、制度にかかる取組を体系的に実施します。

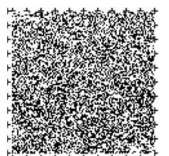
また、障害のある人への差別防止と、人権に関する正しい理解の啓発のため、人権問題への取組の充実を図ります。

① 権利擁護の推進

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
68	権利擁護施策の充実	坂戸市社会福祉協議会と連携して認知症高齢者や障害のある人の権利擁護を促進するとともに、県の「権利擁護センター」について周知・普及を図り、必要に応じて連携します。 また、認知症高齢者や障害のある人の虐待防止に向けて関係機関と連携を強化し、情報交換・収集等に努めます。	啓発 (周知・普及) 実施	啓発 (周知・普及) 実施	高齢者福祉課 障害者福祉課
		成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行うとともに、制度の利用を促進するため、坂戸市成年後見センターを開設し、認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で生活できるよう成年後見制度に対する取組を継続的・体系的に実施します。	坂戸市成年 後見センターの 継続設置	坂戸市成年 後見センターの 継続設置	高齢者福祉課 障害者福祉課

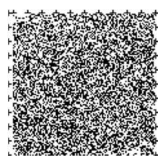


番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
68	権利擁護施策の 充実 (続き)	認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力がほとんどない者等であって、ほかに適切な後見人等が得られないものに対し、坂戸市社協が後見人等を受任し、後見活動を実施します。	法人後見事業 受任件数 3件	法人後見事業 受任件数 6件	坂戸市社会福祉 協議会
		判断能力の不十分な高齢者や知的障害者・精神障害者などが安心して生活が送れるように定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要な金銭管理の支援をします。	福祉サービス 利用援助事業 契約件数 17件	福祉サービス 利用援助事業 契約件数 25件	坂戸市社会福祉 協議会
69	人権問題への取 組の充実	障害のある人に対する差別の防止及び人権に対する正しい理解と認識について、普及・啓発の充実に努めます。	実施	実施	人権推進課
70	選挙権行使の 支援	多様な障害に対応した投票への支援を図ります。	選挙公報 音訳テープ の提供件数 19件 (20人)	継続	庶務課
			スロープの設置 や車椅子の 配備 全投票区	継続	庶務課
71	消費者保護の 充実	消費者を取り巻く環境が複雑多様化し、消費者被害に遭いやすい高齢者や障害のある人も安心して安全な生活が送れるよう相談体制を充実させ問題解決を図ります。	消費生活相談 547件	実施	市民生活課



② 成年後見制度の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
72	成年後見制度の 充実	成年後見制度を利用する必要があると認められるか否かにかかわらず、経済的な理由などで制度を利用できない方を対象とした事業の普及と利用支援に取り組みます。	市長申立てによる 後見開始審判 請求 1件	市長申立てによる 後見開始審判 請求 2件	障害者福祉課
			市長申立てによる 後見開始審判 請求 4件	市長申立てによる 後見開始審判 請求 継続	高齢者福祉課
		市民後見人 ²⁶ を養成し、活用を図ることにより、高齢者等の権利擁護を推進します。	市民後見人 養成受講者数 （フォローアップ） 28人	市民後見人 養成受講者数 （実践編） 15人	障害者福祉課 高齢者福祉課



²⁶ 市民後見人：一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。市民後見人養成講座については、基礎編、実践編、フォローアップ編の3回を1クールとし、定期的を実施する。

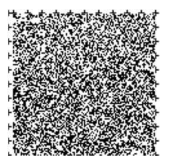
(2) 虐待防止と差別の禁止

「坂戸市見守りネットワーク」の関係機関との連携、坂戸市要保護児童対策地域協議会での情報共有を進め、障害のある人に対する虐待の防止に努めます。

また、障害のある人に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の推進について、企業や事業者への普及啓発を図ります。

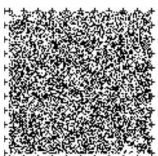
① 虐待防止体制整備の推進

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
73	虐待防止体制の 充実・強化	障害のある人に対する虐待の未然防止や虐待の発生時に迅速に対応するため、「坂戸市見守りネットワーク」関係機関と連携するとともに、休日・夜間における電話対応など、さらに体制の充実・強化を図ります。	虐待通報 対応件数 30 件	通報への対応 継続	障害者福祉課
			虐待通報 対応件数 42 件	通報への対応 継続	高齢者福祉課
		要保護児童の早期発見や児童虐待のリスクが高い家庭に対する適切な支援や保護等を行うため、坂戸市要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、これら要保護児童等に関する情報を関係機関で共有し、連携した対応を図ります。	要保護児童対策 地域協議会実務者 会議の実施 年 4 回	要保護児童対策 地域協議会実務者 会議の実施 年 4 回	こども支援課
		妊娠期から子育て期にわたるまで地域の関係機関と連携し、切れ目のない支援体制を構築します。	子育て世代 包括支援センター (母子保健型) 設置	こども家庭センター の運営	こども支援課 こども家庭センター
			子育て世代 包括支援センター (基本型) の継続設置		



② 差別の禁止の周知

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
74	事業所等への 周知	企業や事業者に対して、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の推進についての普及啓発に努めます。	障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法の周知	障害者福祉課
			企業・事業者へ 人権啓発資料 の配布実施 (125 事業所)	企業・事業者へ 人権啓発資料 の配布実施	人権推進課
75	差別解消のための 相談体制の整備	障害を理由とする差別解消のための 相談体制の整備に努めます。	坂戸市障害者 地域総合支援 協議会内に設置	坂戸市障害者 地域総合支援 協議会内に設置	障害者福祉課



基本目標8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある人が情報を得たり利用したりすること、意思疎通を図ることなどに関する施策を充実させ、障害のある人が必要な情報を円滑に入手し利活用できることが重要です。

本市ではこれまでも障害のある人の意思疎通の支援や障害特性に配慮した情報提供などの施策を行ってきましたが、情報の取得や意思疎通を図るうえで、障害が理由で困ったことの有無についてのアンケート調査結果では、知的障害と発達障害の5割近く、高次脳機能障害の4割、精神障害の4割弱の人が「困ったことがある」と回答しています。

本計画では、そうした回答も踏まえ、意思疎通に係る施策をさらに充実させ、障害のある人を取り巻く情報環境の整備をより総合的・包括的に推進します。

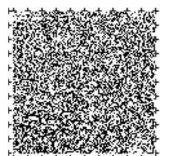
(1) 情報が取得しやすい環境の整備

障害のある人が、障害のない人と等しく情報を入手できるよう、手話を含む、情報提供体制の充実を図るとともに、視覚・聴覚・音声言語障害等のある人に対して情報・意思疎通支援用具の購入にかかる費用を支給します。

また、図書館では、デイジー図書をはじめとするメディアを整え、視覚障害のある人へのサービスの向上に努めます。

① 広報活動・情報提供の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
76	広報紙等の充実	市が発行する「広報さかど」については、読みやすい紙面づくりに努めるとともに、「声の広報」の継続発行や「市ホームページ」のアクセシビリティの向上など、情報提供の充実に努めます。 また、市議会だより、社協だより、市が提供するパンフレットなどについても、同様にその充実を図っていきます。	声の広報発行 年 12 回	声の広報発行 年 12 回	広報広聴課
			声の市議会 だより発行 年 4 回	声の市議会 だより発行 年 4 回	議会事務局
			社協だより 発行 年 3 回	社協だより 発行 年 3 回	坂戸市社会福祉 協議会
77	情報提供体制の整備	災害など緊急時の情報提供の方策について研究し、関係機関やボランティア団体等と連携して情報の提供体制の充実に努めます。	災害ボランティア センター設置訓練 の実施 中止	災害ボランティア センター設置訓練 の実施	坂戸市社会福祉 協議会



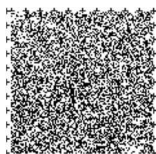
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
78	手話に関する情報の発信	市ホームページや 広報さかど、リーフレット等を活用し、手話やろう者に関する情報を発信します。	1分で学べる 手話動画の公開	1分で学べる 手話動画の公開	障害者福祉課
			手話言語国際 デーに合わせた 手話言語の周知 活動の実施	手話言語国際 デーに合わせた 手話言語の周知 活動の実施	
			手話普及啓発用 横断幕の掲出	手話普及啓発用 横断幕の掲出	

② 情報取得に係る用具等の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
79	情報・意思疎通支援用具の支給	情報の受発信や意思疎通を図ることに支障がある視覚・聴覚・音声言語障害等のある人の日常生活を支援するため、日常生活用具として情報・意思疎通支援用具（情報・通信支援用具・拡大読書器・人工喉頭等）の購入に係る費用を支給します。	12 件	15 件	障害者福祉課
80	災害用バンダナの配布 （再掲）	災害時に「聞こえない・聞こえにくい人」であることや「手話のできる聞こえる人」であることが一目で分かるように「災害用バンダナ」を配布します。また、避難所において備蓄しています。	災害用バンダナ 適宜配布 継続	災害用バンダナ 適宜配布 継続	障害者福祉課 防災安全課

③ 学習活動機会の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
81	生涯学習活動への支援	障害のある人を対象とした講座を通じて学習活動を支援し、社会参加を促進します。また、市民が障害のある人について学べる機会やボランティア研修の充実を図ります。	視覚障害者 への講座 1 回	視覚障害者 への講座 2 回	社会教育課 （中央公民館）



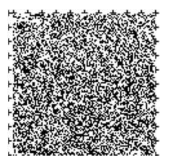
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
82	図書館サービスの充実	対面朗読サービスを実施するとともに広域的な図書館の相互利用の仕組みを活用しながら、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、視覚障害者等が利用しやすいメディア（ＬＬブック・拡大図書・電子書籍等）のサービスの向上に努めます。	対面朗読サービス 実施回数 0回	対面朗読サービス 実施回数 200回	図書館
			大活字本の購入 蔵書数 731冊	大活字本の購入 蔵書数 800冊	
			電子図書館サービスの 実施	電子図書館サービスの 実施	

（２）意思疎通支援に係る人材育成

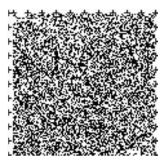
手話通訳者の養成研修事業の推進、視覚障害者支援講習会の開催等を通じて、聴覚障害や視覚障害のある人の意思疎通を支援する人材の育成を推進します。

① 手話通訳者や視覚障害者支援ボランティアの育成

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
83	手話通訳者養成 研修事業の推進	聴覚障害のある人と手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話通訳者を養成します。	初級手話講習会 （入門課程） 20回 19人	初級手話講習会 （入門課程） 20回 25人	障害者福祉課
			初級手話講習会 （基礎課程） 25回 12人	初級手話講習会 （基礎課程） 25回 20人	
			手話通訳者養成 講習会 （準備コース） 30回 8人	手話通訳者養成 講習会 （準備コース） 30回 15人	

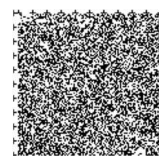


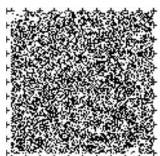
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
84	視覚障害者支援 講習会の開催	坂戸市社会福祉協議会と連携し、 点訳・朗読等の講習会の充実に努 め、視覚障害者支援ボランティアの 育成・確保に努めます。	パソコン点字 初級講座 受講者数 — (再掲)	パソコン点字 初級講座 受講者数 10人 (再掲)	障害者福祉課 坂戸市社会福祉 協議会
			デジ書図書 編集者養成講座 受講者数 6人 (再掲)	デジ書図書 編集者養成講座 受講者数 10人 (再掲)	
			音訳ボランティア講座 受講者数 5人 (再掲)	音訳ボランティア講座 受講者数 10人 (再掲)	
			拡大教科書 制作講座 受講者数 — (再掲)	拡大教科書 制作講座 受講者数 10人 (再掲)	
			視覚障害者支援 ボランティア 体験講座 受講者数 12人 (再掲)	視覚障害者支援 ボランティア 体験講座 受講者数 30人 (再掲)	
		代読代筆支援の基本的技術の習得 及び啓発を図り、視覚障害者支援 に努めます。	代読代筆支援 講習会 受講者数 9人 (再掲)	代読代筆支援 講習会 受講者数 20人 (再掲)	障害者福祉課



第3部

坂戸市障害福祉計画(第7期)・
坂戸市障害児福祉計画(第3期)





第1章 計画の目標

1. 計画の基本目標

障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、様々なニーズに応える福祉サービスを提供することが重要です。そのために、坂戸市障害福祉計画（第7期）・坂戸市障害児福祉計画（第3期）では、以下の基本目標を設定し、求められるサービスの量と質の確保を進めます。

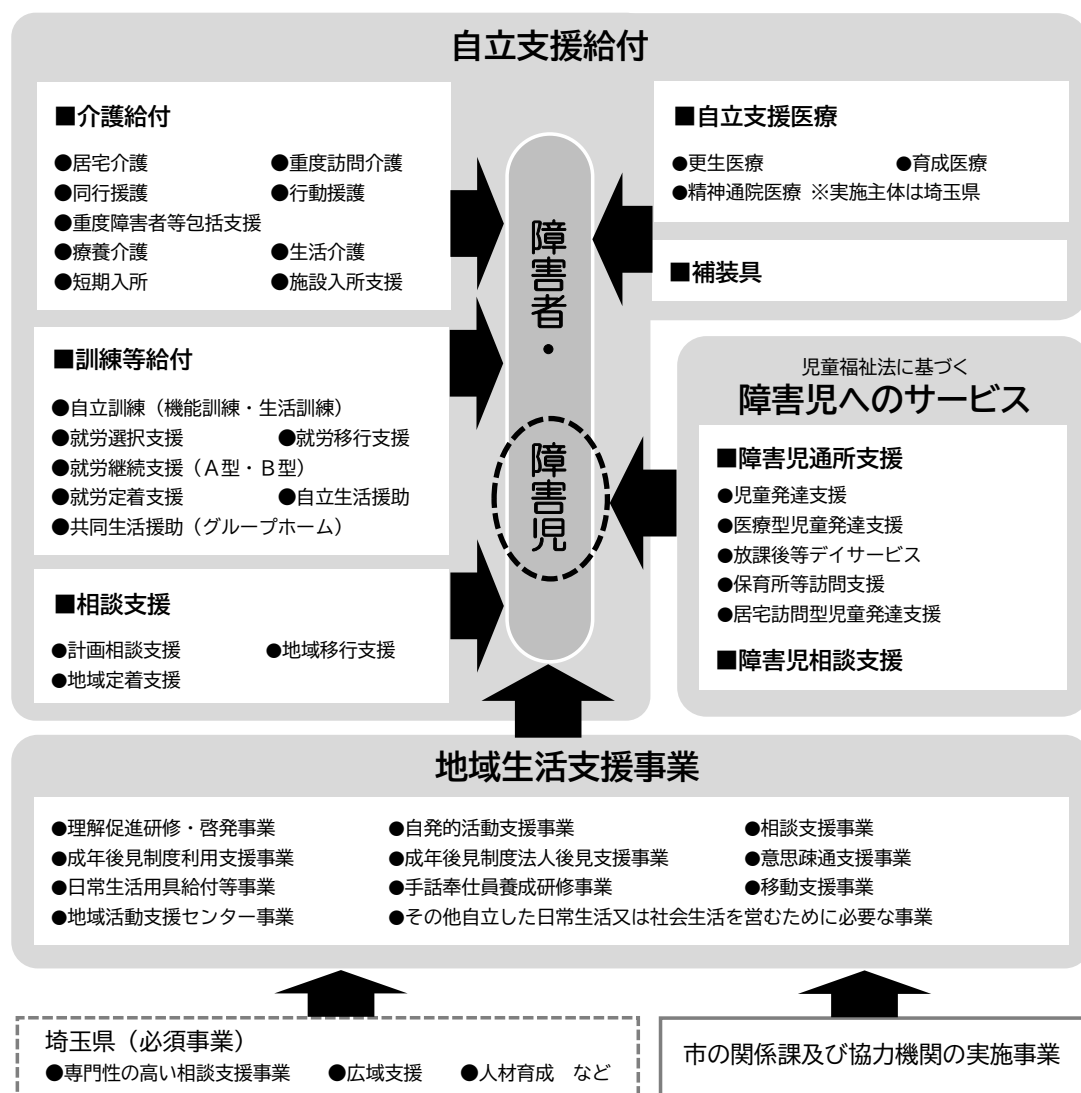
基本目標

福祉サービスの充実 ～「自立して生活できるまち」をめざして～

「自立して生活できるまち」は、障害のある人が主体となり、いつでも安心して相談できる場があり、市民、事業者、行政による多様な福祉サービスを、必要なときに利用できるまちです。

2. 障害者総合支援法等によるサービスと給付の種類等

障害者及び障害児への福祉サービスは、障害者総合支援法並びに児童福祉法により、以下に示す総合的な福祉支援システムを構成しています。



障害者総合支援法による福祉サービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」からなり、さらに自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療及び補装具に分けられます。

個々の具体的なサービスを、居宅における生活支援である「訪問系」、日中活動を支援する「日中活動系」、居住の支援である「居住系」等で分類し、児童福祉法に位置付けられた障害児に対するサービスとともに以下に示します。

(1) 在宅生活を支援する訪問系サービス

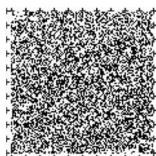
給付の種類	サービスの名称
介護給付	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
訓練等給付	自立生活援助

(2) 通所施設等日中活動系サービス

給付の種類	サービスの名称
介護給付	療養介護
	生活介護
	短期入所
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	就労選択支援 ²⁷ ※新設
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型） ²⁸
	就労定着支援
障害児通所支援 ※児童福祉法	児童発達支援
	医療型児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
	居宅訪問型児童発達支援

²⁷ 就労選択支援:障害者本人が就労や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。

²⁸ 就労継続支援(A型・B型):通常の事業所に雇用されること(一般就労)が困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約に基づく就労が困難な人が利用する「B型」の2種類がある。



(3) 入所施設等居住系サービス

給付の種類	サービスの名称
介護給付	施設入所支援
訓練等給付	共同生活援助
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設 ※児童福祉法による都道府県事業

(4) 相談支援

給付の種類	サービスの名称
相談支援給付	計画相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援
	障害児相談支援 ※児童福祉法

(5) 自立支援医療

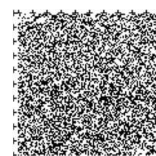
自立支援医療は、指定医療機関による診察、治療、手術などを公費で負担し、本人負担割合を1割に軽減する医療制度です。

自立支援医療	更生医療
	育成医療
	精神通院医療 ※都道府県事業

(6) 補装具

補装具は、障害のある人の身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車椅子等の以下の種目があります。自立支援給付として補装具の購入等に係る費用を支給します。

障害種別	種目
肢体不自由	義肢（義手・義足）、装具（上肢装具・下肢装具・体幹装具・靴型装具）、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
身体障害児のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具



(7) 地域生活支援事業

市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じて、創作活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業として各種事業を推進するもので、一律に実施が義務付けられている「必須事業」と市町村の判断で行う「任意事業」とがあります。

3. 市の関係課及び協力機関の実施事業

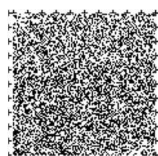
計画の基本理念及び基本目標を実現するため、市の関係課及び協力機関による各種事業を推進しています。

障害福祉サービス提供事業者については、平時から地域住民や関係機関等との緊密な関係性を構築するよう啓発を行うとともに、利用者の安全確保や権利擁護等について研修会等を実施するよう指導を行います。

4. 施策の体系

本計画は、以下の体系で推進します。

基本目標	施策の方向	施 策
福祉サービスの充実 「自立して生活できるまち」 をめざして	障害福祉サービスの充実	令和8（2026）年度に向けた数値目標
		在宅生活を支援する訪問系サービス
		通所施設等日中活動系サービス
		入所施設等居住系サービス
		相談支援
		障害児支援
		地域生活支援事業



第2章 施策の展開

基本目標 福祉サービスの充実

障害のある人がいつまでも地域で安心して生活できるためには、一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスを提供することが必要です。本計画では、前期計画である「坂戸市障害福祉計画（第6期）・坂戸市障害児福祉計画（第2期）」の計画期間中のサービスの利用実績や、令和4年度に実施された「障害者福祉に関するアンケート調査結果」などを踏まえ、障害のある人の今後のニーズを予測しながら、サービスの量や質の確保を図ります。

（１）令和8（2026）年度に向けた数値目標

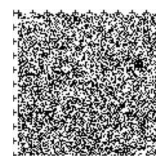
① 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練事業等を通じて、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和4（2022）年度末時点での福祉施設入所者数	79人	令和5（2023）年3月31日時点の施設入所者数
地域生活移行者数	5人	令和8（2026）年度末までに施設入所からグループホーム、一般住宅等の地域生活へ移行する人の数
国の基本指針	(i) 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 (ii) 令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	

なお、国の基本方針（ii）に対して、埼玉県は、「本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、本県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備を行うとしているため、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない」としています。

坂戸市では、本県の事情を勘案した県の考え方に従い、目標設定は行わないこととします。



② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

A:保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間の開催回数の目標値を設定します。

項目	実績値（回）			目標値（回）		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5（※） (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
協議の場の開催回数	1	1	1	1	1	1
国の基本指針	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。					

※令和5（2023）年9月末現在の実績

B:保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数の目標値を設定します。

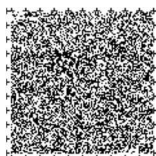
項目	実績値（人）			目標値（人）		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5（※） (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
協議の場への関係者の参加者数	7	7	7	7	7	7
国の基本指針	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する。					

※令和5（2023）年9月末現在の実績

C:保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の目標値を設定します。

項目	実績値（回）			目標値（回）		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5（※） (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	1	1	1
国の基本指針	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。					

※令和5（2023）年9月末現在の実績



③ 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活の支援を充実させるため、地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。

項目	実績値（回・有無）			目標値（回・有無）		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5（※） (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
年1回以上の運用状況の検証の実施	1	1	1	1	1	1
強度行動障害者の支援体制の整備	—	—	—	—	—	有
国の基本指針	(i) 令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともにコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。 (ii) 令和8（2026）年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。					

※令和5（2023）年9月末現在の実績

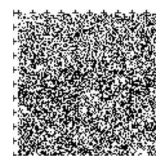
④ 福祉施設から一般就労への移行等

A:令和8(2026)年度就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業)を通じた一般就労への移行者数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和3（2021）年度の一般就労移行者数	22 人	令和3（2021）年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の数
令和8（2026）年度の一般就労移行者数	29 人	令和8（2026）年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数
国の基本指針	福祉施設利用者のうち、令和8（2026）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	

B:令和8(2026)年度就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和3（2021）年度の一般就労移行者数	21 人	令和3（2021）年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の数
令和8（2026）年度の一般就労移行者数	28 人	令和8（2026）年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数
国の基本指針	福祉施設利用者のうち、令和8（2026）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	



C:就労移行支援事業利用修了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和8（2026）年度の就労移行支援事業者の一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1箇所	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数（割合）
国の基本指針	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。	

D:令和8(2026)年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数の目標値を設定します。

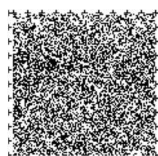
項目	目標値	備考
令和3（2021）年度の一般就労移行者数	1人	令和3（2021）年度において、就労継続支援 A 型を通じて一般就労に移行した人の数
令和8（2026）年度の一般就労移行者数	2人	令和8（2026）年度において、就労継続支援 A 型を通じて一般就労に移行する人の数
国の基本指針	福祉施設利用者のうち、令和8（2026）年度中に就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の概ね 1.29 倍以上とすることを基本とする。	

E:令和8(2026)年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和3（2021）年度の一般就労移行者数	0人	令和3（2021）年度において、就労継続支援 B 型を通じて一般就労に移行した人の数
令和8（2026）年度の一般就労移行者数	1人	令和8（2026）年度において、就労継続支援 B 型を通じて一般就労に移行する人の数
国の基本指針	福祉施設利用者のうち、令和8（2026）年度中に就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の概ね 1.28 倍以上とすることを基本とする。	

F:令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用者の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和3（2021）年度の就労定着支援事業の利用者数	40人	令和3（2021）年度における就労定着支援事業を利用した人数
令和8（2026）年度の就労定着支援事業の利用者数	57人	令和8（2026）年度における就労定着支援事業を利用した人数
国の基本指針	令和8（2026）年度中に就労定着支援事業の利用者数を令和3（2021）年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。	



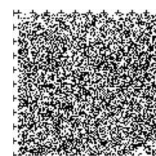
G:就労定着支援事業所のうち、就労定着率7割以上の事業所数の目標値を設定します。

項目	目標値	備考
令和8（2026）年度の就労定着率が7割以上の事業所数	1 箇所	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数（割合）
国の基本指針		就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の健やかな育成のために、障害児支援の提供体制の確保を図ります。

項目	目標値	備考
児童発達支援センターの設置数	1 箇所	令和8（2026）年度末の児童発達支援センターの設置数
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	有	令和8（2026）年度末の障害児のインクルージョン推進体制の構築の有無
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 箇所	令和8（2026）年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0 箇所	令和8（2026）年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数
医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置	有	令和8（2026）年度末における医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置の有無
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和8（2026）年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無
国の基本指針		(i) 令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。 (ii) 令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 (iii) 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。 (iv) 令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 (v) 令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。



⑥ 相談支援体制の充実・強化等

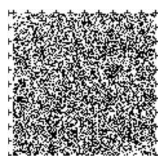
障害のある人の各種のニーズに対応できる専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する人材育成と相談機関との連携強化を図ります。

項目	目標値	備考
基幹相談支援センターの設置	有	令和8（2026）年度末の基幹相談支援センターの設置の有無
地域のサービス基盤の開発・改善	有	令和8（2026）年度の協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び専門部会の設置数と実施回数
専門的な指導・助言件数	362 件	令和8（2026）年度の基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
人材育成の支援件数	37 件	令和8（2026）年度の基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	71 回	令和8（2026）年度の基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
国の基本指針	(i) 相談支援体制を充実・強化するため、令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 (ii) 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。	

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの質向上のため、県が実施する研修等へ市職員や事業所職員が参加します。

項目	目標値	備考
県が実施する研修への参加人数	8 人	令和8（2026）年度における埼玉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制	有	令和8（2026）年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1 回	令和8（2026）年度における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数
国の基本指針	令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	



(2) 在宅生活を支援する訪問系サービス

① 居宅介護

居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護を提供します。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害者で、常に介護を必要とする人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動の支援等を総合的に提供します。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護等の外出の際に必要な支援を行います。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害によって行動が著しく困難であって、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

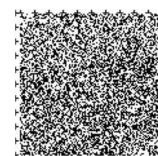
常時介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
居宅介護	人	47	42	54	54	54	54
	時間	738	690	865	865	865	865
重度訪問介護	人	2	2	2	2	2	2
	時間	77	133	77	77	77	77
同行援護	人	16	16	16	17	17	17
	時間	133	129	138	139	139	139
行動援護	人	23	23	24	25	26	27
	時間	731	752	771	817	849	882
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和5（2023）年9月末現在の実績



⑥ 自立生活援助

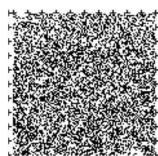
障害児支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
自立生活援助	人	0	0	0	2	3	4

※令和5（2023）年9月末現在の実績



(3) 通所施設等日中活動系サービス

① 療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする人に、主に昼間において、病院等で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
療養介護	回	395	340	349	361	361	361
	人	13	11	12	12	12	12

※令和5（2023）年9月末現在の実績

② 生活介護

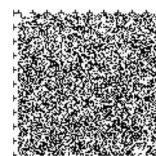
常に介護を必要とする人に、主に昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴・排せつ・食事の介護や創作活動又は生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
生活介護	回	3,029	3,021	3,199	3,300	3,402	3,504
	人	152	153	157	162	167	172

※令和5（2023）年9月末現在の実績



③ 短期入所

自宅で介護する人が病気等で介護できない場合、短期間、障害者支援施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等のサービスを提供します。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
短期入所	回	78	128	202	195	195	195
	人	13	20	30	30	30	30

※令和5（2023）年9月末現在の実績

④ 自立訓練

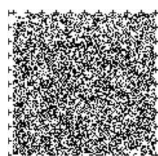
自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
自立訓練 (機能訓練)	回	15	1	3	5	5	5
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	回	47	80	125	125	125	125
	人	3	5	7	7	7	7

※令和5（2023）年9月末現在の実績



⑤ 就労選択支援（令和7年10月1日開始予定）

障害者本人が、就労や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望や就労能力、適性等に合った選択を支援します。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
就労選択支援	回	—	—	—	—	140	180
	人	—	—	—	—	7	9

⑥ 就労移行支援

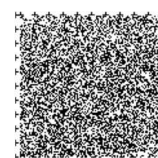
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
就労移行支援	回	669	638	700	735	788	840
	人	36	36	39	42	45	48

※令和5（2023）年9月末現在の実績



⑦ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
就労継続支援 (A型:雇用型)	回	338	378	444	510	565	620
	人	18	21	24	28	31	34
就労継続支援 (B型:非雇用型)	回	3,136	3,332	3,413	3,393	3,446	3,498
	人	181	192	193	193	196	199

※令和5(2023)年9月末現在の実績

⑧ 就労定着支援

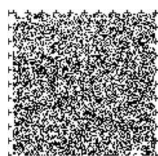
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者の就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や助言等を行うサービスです。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
就労定着支援	人	17	18	20	22	25	28

※令和5(2023)年9月末現在の実績



(4) 入所施設等居住系サービス

① 施設入所支援

施設に入所している人に、主に夜間において、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活のサービスを提供します。(18歳未満の障害児については、児童福祉法に基づき、埼玉県が入所決定を行います)

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
施設入所支援	人	79	74	74	74	74	74

※令和5(2023)年9月末現在の実績

② 共同生活援助(グループホーム)

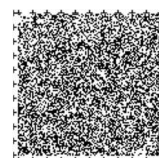
共同生活を営む住居で、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護のほか、日常生活上のサービスを提供します。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
共同生活援助 (グループホーム)	人	91	100	112	122	132	142

※令和5(2023)年9月末現在の実績



(5) 相談支援

相談支援には、「計画相談支援」、「地域移行支援」及び「地域定着支援」があります。

「計画相談支援」は、障害福祉サービス又は地域移行支援や地域定着支援を利用する人を対象とし、サービス等利用計画の作成及び定期的に計画のモニタリングを行い、改善を図っていきます。

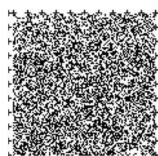
「地域移行支援」は、施設入所や入院から地域生活へ移行するための相談支援を行い、「地域定着支援」は、単身生活や家庭の事情等により同居の家族から支援を受けられない人が安心した地域生活を送るための相談支援を行います。

■実績及び見込量

(年度末現在)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
計画相談支援	人	517	521	521	541	546	551
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※令和5（2023）年9月末現在の実績



(6) 障害児支援

① 児童発達支援

療育を必要とする未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
児童発達支援	回	685	720	786	874	918	962
	人	71	81	89	99	104	109

※令和5（2023）年9月末現在の実績

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹機能の障害児に児童発達支援及び治療を行います。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
医療型 児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0

※令和5（2023）年9月末現在の実績

③ 放課後等デイサービス

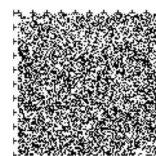
就学児童（大学を除く）に対し、放課後や休校日において、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流等を行います。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
放課後等 デイサービス	回	2,375	2,566	2,886	3,013	3,077	3,141
	人	177	201	225	235	240	245

※令和5（2023）年9月末現在の実績



④ 保育所等訪問支援

教育・保育施設を訪問し、障害のある児童に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的支援、援助を行います。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
保育所等 訪問支援	回	0	0	2	2	2	2
	人	0	0	1	1	1	1

※令和5(2023)年9月末現在の実績

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態にあり、外出することが難しい児童を対象に居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスです。

■実績及び見込量

(1 か月あたり)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
居宅訪問型 児童発達支援	回	0	0	0	5	5	5
	人	0	0	0	1	1	1

※令和5(2023)年9月末現在の実績

⑥ 障害児相談支援

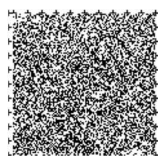
障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある児童の自立した生活を支え、障害のある児童の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

■実績及び見込量

(年度末現在)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
障害児相談支援	人	184	194	—	214	219	224

※令和5(2023)年9月末現在の実績



⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児へのサービス提供につなげます。

■実績及び見込量

(年度末現在)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
コーディネーターの配置	人	3	3	3	3	3	3

※令和5（2023）年9月末現在の実績

(7) 発達障害者支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等

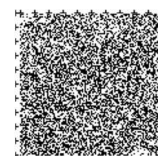
保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施者を養成します。

■実績及び見込量

(年度末現在)

サービス		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
支援プログラム等の受講者数	人	0	0	0	1	2	3
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	1	2	3
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0	1	2	3

※令和5（2023）年9月末現在の実績



(8) 地域生活支援事業

《 必須事業 》

① 理解促進啓発事業

障害のある人等に対する理解促進を図るための啓発を行います。

■実績及び見込量

(年間)

事業	実績			見込量		
名称	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
普及啓発活動の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5(2023)年9月末現在の実績

② 自発的活動支援事業

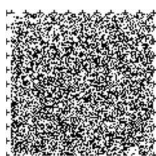
障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート²⁹、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動、社会活動支援等）に対し支援します。

■実績及び見込量

(年間)

事業	実績			見込量		
名称	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
障害者団体事業費 補助金の交付	交付なし	実施	実施予定	実施	実施	実施
身体障害者相談員 知的障害者相談員	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5(2023)年9月末現在の実績



²⁹ ピアサポート:同じ問題を抱える人が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。

③ 相談支援事業

障害のある人からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。

地域にある相談支援事業所等への協力、指導・助言及び関係機関との連携等の支援を行うとともに、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保できるよう努めます。

■実績及び見込量

(年間)

事業		実績			見込量		
名称		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
相談支援事業							
障害者等相談支援		4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
基幹相談支援センター		実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター 等機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		—	—	—	—	—	実施

※令和5(2023)年9月末現在の実績

④ 成年後見制度利用支援事業

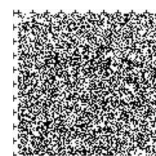
成年後見制度の利用が必要と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。

■実績及び見込量

(年間)

事業		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
成年後見制度 利用支援事業	人	4	5	4	5	5	5
成年後見制度 法人後見支援事業		—	—	—	—	—	—

※令和5(2023)年9月末現在の実績



⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能障害等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通の円滑化を図り、自立した地域生活を送れるよう支援します。

本市では手話通訳者や要約筆記³⁰者の派遣等を行うことで、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図ります。

■実績及び見込量

(年間)

事業		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
手話通訳者 派遣事業	件	231	198	144	360	360	360
要約筆記者 派遣事業	件	1	3	1	4	4	4
手話通訳者設置事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5（2023）年9月末現在の実績

⑥ 日常生活用具給付等事業

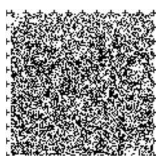
障害のある人の生活を支援するため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

■実績及び見込量

(年間)

事業		実績			見込量		
名称		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
日常生活用具給付等事業		1,853	1,976	2,114	2,243	2,353	2,468
介護訓練支援用具		3	6	0	4	4	4
自立生活支援用具		7	15	3	10	10	10
在宅療養等支援用具		4	9	4	7	7	7
情報・意思疎通支援用具		9	12	7	15	15	15
排泄管理支援用具		1,829	1,933	2,100	2,205	2,315	2,430
居宅生活動作補助用具		1	1	0	2	2	2

※令和5（2023）年9月末現在の実績



³⁰ 要約筆記：聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。手書きで行う要約筆記（ノートテイク、OHP、OHC）とパソコンで行う要約筆記がある。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人と手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

■実績及び見込量

(年間)

事業		実績			見込量		
名称	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
初級手話講習会の開催 (入門過程)	回	18	20	20	20	20	20
	人	6	19	25	25	25	25
初級手話講習会の開催 (基礎過程)	回	22	25	25	25	25	25
	人	5	12	13	20	20	20
手話通訳者養成講習会の開催 (準備コース)	回	20	30	30	30	30	30
	人	3	8	8	15	15	15

※令和5(2023)年9月末現在の実績

⑧ 移動支援事業

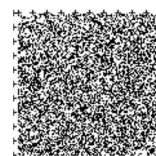
屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の移動を支援します。

■実績及び見込量

(年間)

事業			実績			見込量		
名称	単位		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
移動支援事業	利用者数	人	40	41	41	45	45	45
	利用時間数	時間	3,172.5	2,619.5	1,641.0	3,600.0	3,600.0	3,600.0

※令和5(2023)年9月末現在の実績



⑨ 地域活動支援センター

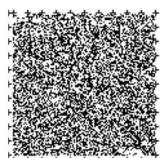
障害のある人に対し、創作的活動や生産活動等の機会を提供し、社会との交流を促進します。

■実績及び見込量

(年間)

事業			実績			見込量		
名称	単位		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
地域 活動 支援 センター	実施 箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用 者数	人	14	10	7	10	10	10

※令和5（2023）年9月末現在の実績



《 任意事業 》

① 巡回支援事業

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等に巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

■実績及び見込量

(年間)

事業			実績			見込量		
名称	単位		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
巡回 支援 事業	実施 箇所数	箇所	11	11	10	10	9	9
	巡回 回数	回	22	22	10	20	18	18

※令和5（2023）年9月末現在の実績

② 日中一時支援事業

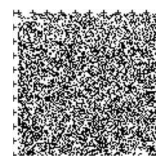
日中活動の場を提供することにより、障害のある人の家族の介護負担の軽減及び就労支援に努めます。

■実績及び見込量

(年間)

事業			実績			見込量		
名称	単位		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
日中 一時 支援 事業	利用登 録者数	人	39	39	38	45	45	45
	利用日 数	日	661.5	730.0	343	900.0	900.0	900.0

※令和5（2023）年9月末現在の実績



③ 訪問入浴サービス

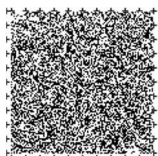
家庭での入浴が困難な場合に、移動浴そう車を派遣する入浴サービスの利用促進に努めます。

■実績及び見込量

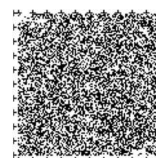
(年間)

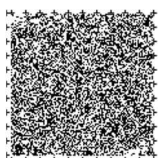
事業			実績			見込量		
名称	単位		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (※) (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
訪問 入浴 サービス	実利用 者数	人	2	2	2	2	2	2

※令和5（2023）年9月末現在の実績



資料編

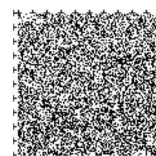




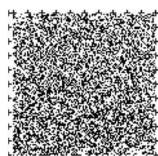
1. 障害者に関するマーク

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

順不同名称	概要等
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
【聴覚障害者標識】 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で昭和 59（1984）年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方・聞こえにくい方への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いいたします。



順不同名称	概要等
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。
【オストメイト用設備／オストメイト】 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマークは、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。
【ハート・プラスマーク】 	「身体内部に障害がある方」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。
【ヘルプマーク】 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

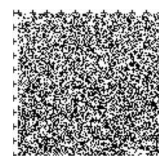


2. 坂戸市障害者計画等審議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

選出区分	No.	役職等	氏名
学識経験者 2名	1	元坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会長	鈴木 暉
	2	元山村学園短期大学教授 埼玉県国公立幼稚園長会顧問	高橋 好次郎
関係行政機関の職員 1名	3	坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会長	佐藤 和恵
障害者団体の代表者 1名	4	坂戸市障害者団体連絡会会長	白石 俊夫
障害者及びその家族 2名	5	サービス利用者	細谷 富江
	6	坂戸市障害者団体連絡会 坂戸市特別支援学級保護者会	田中 ことみ
障害者の福祉、医療、 教育又は雇用に関連 する職務に従事する者 その他の関係者 5名	7	坂戸・鶴ヶ島医師会	井伊 京一郎
	8	川越公共職業安定所	和田 晃 (～R5.3.31)
			相澤 秀一 (R5.4.1～)
	9	さかど療護園	中野 豊 (～R3.6.23)
			木村 孝之 (R3.6.24～)
	10	精神保健福祉士 就労移行・就労継続支援B型施設ラボリ	太田 よし美
公募に応じた市民 2名	11	ボランティア連絡会	井指 哲次
	12	公募委員	玉利 まゆみ
	13	公募委員	佐藤 千里
アドバイザー		東洋大学名誉教授	高橋 儀平

(敬称略)



3. 諮問書

坂障発第 474 号

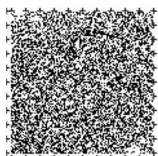
令和3年9月29日

坂戸市障害者計画等審議会 会長 様

坂戸市長 石 川 清

坂戸市障害者計画等の策定及び推進について（諮問）

坂戸市障害者計画等の策定及び推進をしたいので、坂戸市障害者計画等審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。



4. 答申書

障 審 発 第 1 号

令和6年2月15日

坂戸市長 石 川 清 様

坂戸市障害者計画等審議会

副会長 高橋 好次郎

(会長代理)

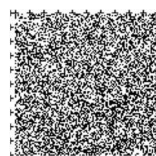
坂戸市障害者計画等の策定及び推進について（答申）

令和3年9月29日坂障発第474号により諮問のありました坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画・坂戸市障害児福祉計画の策定及び推進について、本審議会において、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答申

この度まとめられた、坂戸市障害者福祉プランにつきましては、障害者施策の推進及び障害福祉サービス・障害児福祉サービスの確保を行う上での指針として、おおむね適切なものであると認めます。

なお、本審議会における別紙意見・要望について配慮され、基本理念に掲げた「住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち」の実現に向けて、市民、各関係機関、地域等との連携による障害者施策の更なる推進が図られますよう大いに期待するものであります。



別紙

意見・要望

1 総体的事項

本計画の着実な推進に努められるとともに、本計画の進捗状況の把握、点検、評価を行い、公表するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

また、本計画に基づく施策、事業の推進及び見直しに当たっては、障害者等の実態やニーズの把握に努めること。

なお、市民に親しみやすい計画の名称も併せて検討すること。

2 分野別事項

(1) 坂戸市障害者計画

基本目標1 保健・医療の充実

ア 障害の早期発見・早期療養体制を推進し、症状の予防・軽減に努めるとともに、医療、療育、教育等の関係機関が相互に連携し、情報を共有できる体制づくりを行うこと。

基本目標2 社会参加への支援

ア 障害のある人が生涯学習活動や文化活動など社会参加の機会を等しく享受できるよう、移動手段の確保に努めるとともに、障害者団体、事業者の活動や介護者、ボランティアへの支援に努めること。

基本目標3 就労への支援

ア 障害のある人が経済的に自立できるよう、障害者就労支援センターの充実を図るとともに、公共職業安定所や事業者と連携し、障害者の就労支援体制を強化すること。

イ 就労支援を受けたい人が、適切なサービスを受けられるように、就労支援サービスやサービスを提供する事業所を随時周知すること。

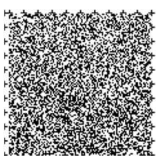
基本目標4 療育・教育の充実

ア 保護者が、子どもの言葉の遅れ、発達の遅れを心配したときに、早期に療育支援を提供できる体制を構築すること。

イ 障害のある幼児だけでなく、周りの御家族の不安にも対応し、御家族を安心させられるような相談体制の充実を図るとともに、同じ悩みを持つ御家族同士が話し合える場を設けること。

ウ 障害のあるなしにかかわらず、子ども同士がともに学ぶことが大切であり、今後ともインクルーシブ教育を推進すること。

エ 障害のある児童生徒の特性に応じた適切な教育が受けられるよう、特別支援学級の充実を図ること。



基本目標5 「福祉のまちづくり」の推進

- ア 広く市民が利用する公共施設及び道路において、バリアフリー化を計画的に進めることで、だれもが利用しやすい環境整備を図ること。
- イ 障害があり移動に制約がある人が安全・早期に避難できるよう情報提供体制を整備するとともに、避難所では障害特性に応じたきめ細やかな配慮が行えるよう、避難支援体制の充実を図ること。
- ウ 障害者等の配慮が必要な方のために、福祉避難所と行政は密に連携し災害に応じた準備、運営体制の充実を図るとともに、周知を行うこと。

基本目標6 理解と交流の推進

- ア 市民一人一人が障害について正しく理解し、障害のあるなしに関わらずお互いに声を掛け合い、尊重しながらともに生きる共生社会の実現は、皆が暮らしやすい豊かなまちになる基礎と考える。障害についての理解を促進する啓発や広報活動を推進するとともに交流イベントの充実を図ること。
- イ 障害のある人を介護するヤングケアラーなどの家族を社会全体で支えることができるよう、ケアラーに対する理解促進を図ること。

基本目標7 権利擁護の充実

- ア 障害のある人の公的機関や事業所等での手続きの際に、合理的配慮が適切に提供され、障害のある人が暮らしやすいまちにすること。
- イ 障害者差別解消法・障害者虐待防止法の周知を徹底し、すべての市民が差別や虐待を受けることがない、相互に人格と個性を尊重し合えるまちづくりを進めること。
- ウ 障害のある人への虐待やネグレクトへの対応だけではなく、その家族全体を支援し、虐待等を予防できるよう体制の充実・強化を図ること。

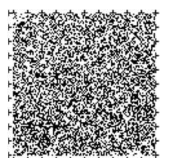
基本目標8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ア 障害のある人が、障害のない人と等しく情報を入手できるよう、情報提供体制の充実を図ること。
- イ 障害があり意思疎通が困難な人のために、講習会等を通じて支援ボランティアの育成に努めること。

(2) 坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）

基本目標 福祉サービスの充実

- ア 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組を行い、障害のある人の各種のニーズに対応できる専門的な相談支援体制の充実を図ること。
- イ 障害のある児童の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービスを受けられるよう、適切な障害児相談支援を実施し、障害のある児童及び保護者に寄り添って、きめ細やかな支援を行うこと。



5. 坂戸市障害者計画等審議会条例

平成 26 年 12 月 19 日条例第 42 号
改正 平成 29 年 3 月 24 日条例第 15 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(次条において「障害者計画等」という。)の策定及び推進に関する事項を審議するため、坂戸市障害者計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者計画等の策定及び推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 障害者及びその家族
- (5) 障害者の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者
- (6) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

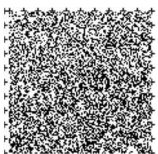
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

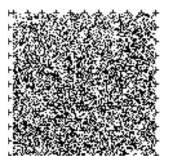
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年坂戸町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 29 年条例第 15 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



6. 坂戸市障害者計画等策定経過

■令和3年度

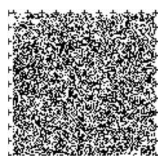
日 程	項 目	内 容
令和3年7月～ 8月	令和3年度坂戸市障害者計画 等庁内推進会議（書面）	・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第6期）、坂戸市障害児福祉計画（第2期）の策定について ・坂戸市障害者計画等審議会答申書について ・令和2年度各種施策進捗状況について ・令和3年度事業計画について
9月29日（木）	令和3年度第1回 坂戸市障害者計画等審議会	・「坂戸市障害者計画等審議会」の審議事項について ・坂戸市障害者計画等実施状況（令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画）について

■令和4年度

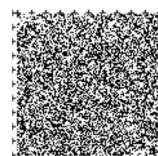
日 程	項 目	内 容
令和4年9月	令和4年度坂戸市障害者計画 等庁内推進会議（書面）	・令和3年度各種施策進捗状況について ・令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について
10月7日（金）	令和4年度第1回 坂戸市障害者計画等審議会	・坂戸市障害者計画等実施状況（令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画）について
令和5年 2月10日（金）	令和4年度第2回 坂戸市障害者計画等審議会	・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）策定について
2月24日（金）～ 3月24日（金）	障害者福祉に関するアンケート	

■令和5年度

日 程	項 目	内 容
6月16日（金）	令和5年度第1回 坂戸市障害者計画等審議会	・坂戸市障害者計画等に係る令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画について ・障害福祉に関するアンケート調査報告について ・次期坂戸市障害者計画等の総称の変更について ・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）（骨子案）について



8月	第1回坂戸市障害者計画等 庁内推進会議（書面）	・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）の策定について ・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）の総称について ・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）骨子案について ・次期計画策定に係る事業の見直しについて ・坂戸市障害者計画等審議会からの意見・質問について ・障害者福祉に関するアンケート調査報告
10月6日（金）	令和5年度第2回 坂戸市障害者計画等審議会	・障害福祉に関するアンケート調査報告について ・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）（素案）について
10月	第2階坂戸市障害者計画等 庁内推進会議（書面）	・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）素案について ・市民コメントの実施について
11月6日（月）	令和5年度第3回 坂戸市障害者計画等審議会	・坂戸市障害者福祉プラン素案について ・市民コメントの実施について
12月5日（火）～ 令和6年 1月4日（木）	市民コメント	
2月2日（金）	令和5年度第4回 坂戸市障害者計画等審議会	・市民コメントの結果について ・坂戸市障害者福祉プラン案について ・答申について
2月15日（木）	坂戸市障害者計画等手交式	



7. 坂戸市手話言語条例

令和元年9月30日条例第17号

言語は、お互いの意思疎通を図る上で欠かせないものである。

手話は、音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解するために、手話を大切に育んできた。

しかし、長い間、手話は言語として認められず、ろう者は必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、様々な不便や不安を感じて暮らしてきた。

こうした中で、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に立ち、手話を広く普及していくこと等によって、ろう者とろう者以外の者とが、手話により心を通わせ、住み慣れた地域とともに豊かに生きるまちを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備することで、一人ひとりの人格及び個性を尊重して支え合う共生社会の実現を図り、もって市を住み慣れた地域とともに豊かに生きるまちにすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 ろう者及びろう者以外の者が、一人ひとりの思いを大切にし、並びに相互に人格及び個性を尊重して様々な活動を行うこと等を基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

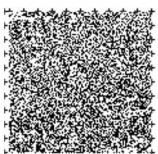
(市の責務)

第3条 市は、市民の手話への理解を広げ、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境にするための施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(埼玉県との連携及び協力)

第4条 市は、市民の手話への理解及び手話の普及の促進並びに手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、埼玉県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。



（市民の役割）

第5条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（方針の策定）

第7条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- （1） 手話への理解及び手話の普及の促進に関すること。
- （2） 手話による情報の発信及び取得並びに手話を使用しやすい環境の整備に関すること。
- （3） 手話による意思疎通の支援に関すること。

2 市は、前項の方針の策定に当たっては、市の障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

（手話を学ぶ機会の確保）

第8条 市は、ろう者、手話通訳者及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るよう努めるものとする。

（事業者に対する手話の啓発）

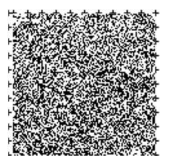
第9条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう、事業者に対する手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（災害等への対応）

第10条 市は、災害等が発生した場合において、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

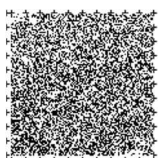
この条例は、公布の日から施行する。

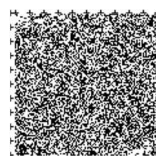


8. 市民コメント結果

坂戸市障害者福祉プラン（坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）・坂戸市障害児福祉計画（第3期））の策定にあたり、以下の内容で計画案を公表し、広く市民の意見を募集しました。

項 目	内 容
意見応募期間	令和5年12月5日（火）～令和6年1月4日（木）
応募資格	市内に在住、在勤又は在学している方
市民への周知	広報さかど（令和5年12月号）及び市ホームページに掲載
素案、応募用紙及び応募箱設置場所	障害者福祉課、市政情報コーナー（市役所1階）、市民健康センター 城山荘・ことぶき荘、福祉センター、中央図書館、各出張所・公民館、 市民総合運動公園、サンテさかど
募集結果	3名から10件





坂戸市障害者福祉プラン

坂戸市障害者計画

坂戸市障害福祉計画（第7期）

坂戸市障害児福祉計画（第3期）

発行・編集：埼玉県 坂戸市 福祉部 障害者福祉課
〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号
TEL 049-283-1331（代表） FAX 049-283-1673
<https://www.city.sakado.lg.jp/>

